

給与に関する調査・研究報告

資 料

I. 「民間との給与比較」関係資料

- | | | | |
|---|--------------------|-----|----|
| 1 | 現行制度の概要 | ... | 1 |
| 2 | より規模が小さな民間企業への給与調査 | ... | 4 |
| 3 | 賃金構造基本統計調査の研究 | ... | 32 |

II. 「独自給料表の作成」関係資料

... 61

I. 「民間との給与比較」関係資料

1 現行制度の概要

- (1) 比較対象企業規模を正社員50人以上規模とする考え方 . . . 2
- (2) 公民比較の方法（ラスパイレス比較） 大阪府の場合 . . . 3

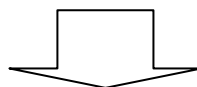
(1) 比較対象企業規模を正社員 50 人以上規模とする考え方

同種・同等比較の原則

- ・ 公務と民間企業では、それぞれ職種、役職段階の人的構成、年齢構成、学歴構成が異なる。
- ・ 異なる集団間での給与の比較を行う場合、それぞれの集団における給与の単純平均を比較することは適当ではなく、一般的と考えられる給与決定要素の条件を合わせて、同種・同等の者同士の給与を比較すべき。

官民較差に反映させる企業の範囲

- ・ 平成 17 年の人事院の調査では、部長・課長・係長などの職名で勤務する従業員がいる企業の割合を企業規模別に調査、企業規模 100 人以上と企業規模 50～99 人では大きな差が見られないが、企業規模 50～99 人と企業規模 30～49 人では差があることが判明。
- ・ 仮に企業規模 30 人以上等に対象を引き下げた場合には、調査対象事業所が大幅に増加、一部の事業所は郵送調査とせざるを得ない。その場合、回収率が低くなる可能性が高いほか、調査対象従業員の選定、個人別給与の記入等の精緻な給与額調査において、精確な回答が得られないおそれ強い。

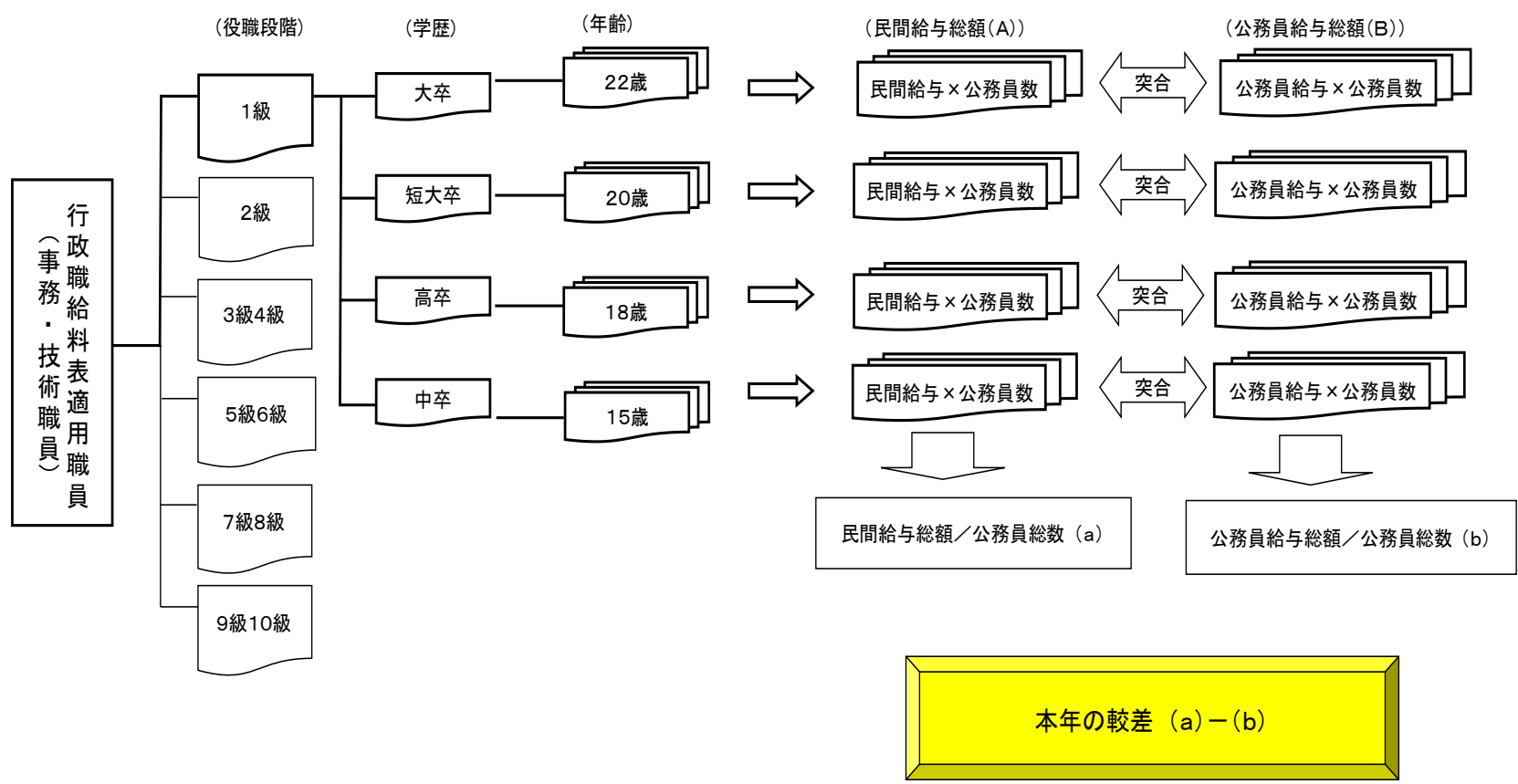


結論

同種・同等比較の原則の下で、調査の精確性を確保しながらできるだけ広く民間給与の実態を把握し反映させるためには、官民比較の対象を企業規模 50 人以上とすることが適当。

(2) 公民比較の方法（ラスパイレス比較） 大阪府の場合

個々の職員に民間従業員の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出するのが、ラスパイレス方式と呼ばれる比較方法です。
 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



I . 「民間との給与比較」関係資料

2 より規模が小さな民間企業への給与調査

(1) 企画・立案段階

① 基本設計及び調査着手時の公表資料	・・・	5
② 調査要綱	・・・	6
③ 調査票様式	・・・	8
④ 調査対象事業所名簿の作成に係る調査票情報の入手	・・・	14
⑤ 調査対象事業所名簿の作成から調査事業所の抽出まで	・・・	15

(2) 調査着手段階

① 抽出変更の状況	・・・	16
② 抽出変更の詳細	・・・	17

(3) 調査集計分析段階

① 調査対象事業所及び調査事業所の状況	・・・	18
② 1事業所当たりの平均調査実人員	・・・	20
③ 各役職段階を有している企業の割合	・・・	21
④ 調査対象事業所・該当従業員の推計	・・・	22
⑤ 給与比較対象事業所等の推計	・・・	23
⑥ 職員と民間従業員の職務対応表	・・・	24
⑦ 較差に与える影響（月例給）	・・・	25
⑧ 較差に与える影響（特別給）	・・・	26
⑨ 役職別平均給与額	・・・	27
⑩ 平成21年度大阪府職員モデル給与例（民間給与との比較）	・・・	28
⑪ 初任給の状況	・・・	30

(1) - ① 基本設計及び調査着手時の公表資料

大阪府内事業所給与実態調査の概要（基本設計）

1. 趣旨・目的

30～49 人事業所について、役職段階の有無など給与調査を実施することの可否、及び当該事業所を含めることに伴う月例給較差等に与える影響を検証。

2. 調査事業所など

- ① 正社員数 30～49 人の府内民間事業所。基本的に、企業規模を問わない。ただし、21 年民調の対象企業を除く。事業所の負担軽減、民調拒否回避のため。
- ② 事業所・企業統計調査の情報を総務省から入手し、調査対象事業所名簿を確定。そこから調査事業所 **100カ所** を無作為に選定。

通常の民調と今回の調査との対象の差異

企業規模	30～49 人	50 人以上	
		50 人以上の事業所なし	50 人以上の事業所あり
通常の民調	×	×	○
今回の調査	○	○	×

3. 調査内容

- ① 事業所の属性（本支店の別、正社員数、主な業種等）
- ② 職種分類（ただし、事務・技術関係職種のみ）
- ③ 個人票（年齢、学歴、4 月分月例給、うち時間外・通勤手当）
- ④ 初任給（ただし、事務・技術関係職種のみ）
- ⑤ ボーナス（特別給）（昨年冬季、本年夏季の支給状況等）

※ ・医師、教員、研究員等は、人数、月例給調査を行わない。
・昇給率、諸手当等の制度調査を行わない。

4. 層化基準、母集団復元等の統計処理

- ① 基本的には民調に準じた統計処理を行うが、H18 事業所・企業統計調査を基データとすること等に伴う種々の限界があるため、実施する中で、適宜、柔軟な対応を行う。
- ② 抽出変更は、規模不適、産業不適に加え、調査拒否の場合等を含む。

5. とりまとめと公表

- ① これまで指摘されてきた「役職段階がない」など、課題事項の実態を集約。
- ② 本件調査の結果が、公民較差に与える影響を集約（民調と合算）。
- ③ 正社員 30～49 人企業の役職別・学歴別平均給与、初任給額等を集約。
- ④ 上記①～③の集約結果を公表することを基本とするが、初めての試みであることから、最終的には、集約のうえ公表内容を検討。

6. 調査期間、調査員

- ・調査期間は、平成 21 年 11 月 2 日（月）～12 月 21 日（月）…民調期間に準拠
- ・調査員は大阪府人事委員会事務局職員（調査員数約 20 名）

7. 主なスケジュール

- ・10 月に名簿作成、書類発送等の準備をし、11 月 2 日から 12 月 21 日まで調査。
- ・調査完了後、集計、分析を行い、3 月中を目途に、とりまとめと公表。

《報道提供資料》

平成 21 年 10 月 27 日

担当課	大阪府人事委員会事務局 給与グループ
担当者	杉本、中川
電話番号	06-6941-0351(内線 4139) 06-6942-2946(直通)

大阪府内事業所給与実態調査の実施について

このたび、本委員会の調査研究事務の一環として、民間給与等の実態をより広く把握するため、正社員 30 人以上 50 人未満の民間事業所を対象とした標記調査を実施します。

1. 調査事業所数

- 100 事業所。

【調査対象及び選定方法】

- ・正社員数で見た事業所規模 30 人以上 50 人未満の府内所在の民間事業所を対象とし、通常の「職種別民間給与実態調査」(民調)の対象企業を除きます(※)。
- ・この要件に該当する府内約 3,600 所のうちから、無作為に 100 所を選びます。

※ 調査対象事業所のイメージ

企業規模	30～49 人	50 人以上	
		50 人以上の事業所なし	50 人以上の事業所あり
通常の民調	×	×	○
今回の調査	○	○	×

2. 調査内容

通常の「職種別民間給与実態調査」の内容を基本に、主に次の事項を調査します。

- ① 事業所の属性（本支店の別、正社員数、主な事業内容等）
- ② 初任給の金額
- ③ 従業員ごとの年齢、学歴、役職段階、4 月分給与の支給額
- ④ 賞与など臨時給与の支給状況（支給総人数、支給総額等）

3. 調査の期間、方法

- 平成 21 年 11 月 2 日（月）から同 12 月 21 日（月）までの 50 日間です。
- 大阪府人事委員会事務局の職員が、事業所を直接訪問して調査を行います。

(1) - ② 調査要綱

大阪府内事業所給与実態調査要綱

平成21年11月
大阪府人事委員会

1 目的

事業所規模30人以上50人未満の事業所について、役職段階の有無など給与調査を実施することの可否及び当該事業所を含めることに伴う影響を検証する。

2 調査の範囲

(1) 調査対象

① 地域

大阪府全域

② 事業所

平成21年4月分の最終給与締切日現在において、事業所規模30人以上50人未満の事業所。ただし、次の経営形態等のものを除く。

- ア 政府機関及びその関係機関
- イ 地方公共団体及びその関係機関
- ウ 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関
- エ 企業組合等
- オ 平成21年職種別民間給与実態調査の母集団に含まれる企業

③ 産業

日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。

- ア 漁業
- イ 鉱業、採石業、砂利採取業
- ウ 建設業
- エ 製造業
- オ 電気・ガス・熱供給・水道業
- カ 情報通信業
- キ 運輸業、郵便業
- ク 卸売業、小売業
- ケ 金融業、保険業
- コ 不動産業、物品賃貸業
- サ 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に該当するもの。）
- シ 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他生活関連サービス業に該当するもの。）
- ス 教育、学習支援業（中分類の学校教育に該当するもの。）
- セ 医療、福祉（中分類の保健衛生に該当するものを除く。）
- ソ サービス業（他に分類されないもの）（中分類の政治・経済・文化団体に該当するもの。）

④ 従業員

常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除く（以下「常勤の従業員」という。）

⑤ 調査指定職種

次の20職種とし、その定義は別に定める。

初任給関係職種

新卒事務員（大学卒） 新卒事務員（短大卒） 新卒事務員（高校卒）
新卒技術者（大学卒） 新卒技術者（短大卒） 新卒技術者（高校卒）

事務関係職種

事務部長 事務部次長 事務課長 事務課長代理 事務係長 事務主任 事務係員

技術関係職種

技術部長 技術部次長 技術課長 技術課長代理 技術係長 技術主任 技術係員

(2) 調査事業所数

100事業所

3 調査事項

(1) 事業所単位に調査する事項

① 事業所に関する事項

平成21年4月分の最終給与締切日現在における次の各事項とする。

- ア 事業所名
- イ 事業所所在地
- ウ 産業分類の基礎となった主な事業内容
- エ 本店・支店の別
- オ 企業全体の常勤の従業員総数
- カ 事業所の常勤の従業員総数
- キ 調査指定職種別従業員数

② 給与等に関する事項

特に断りのない限り、平成21年4月分の最終給与締切日現在（4月そ及改定を含む。）における次の各事項とする。

- ア 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額（平成20年8月から平成21年7月までの状況）
- イ アの該当月及び平成21年4月のきまって支給する給与の支給従業員数及び支給総額
- ウ 本年の採用状況

(2) 従業員別に調査する事項

特に断りのない限り、調査事業所における常勤の従業員のうち、調査指定職種に該当する者について、平成21年4月分の最終給与締切日現在（4月そ及改定を含む。）における次の各事項とする。

① 初任給関係職種

- ア 学歴
- イ 採用者数
- ウ 初任給月額

② 初任給関係職種以外の調査指定職種

- ア 年齢
- イ 学歴
- ウ 性
- エ きまって支給する給与総額
- オ 時間外手当額
- カ 通勤手当額

4 調査の方法

(1) 調査員及び調査指導員

- ① 調査員及び調査指導員は、大阪府人事委員会事務局長が指名する。
- ② 調査指導員は、大阪府人事委員会において、この調査に関する事務を直接所管する組織の責任者とする。
- ③ 調査指導員は、この調査に関して、調査員を指導し、事務を統括するほか、調査票その他の関係書類についての秘密の保持その他適正な管理を行う。

(2) 調査票の記入、審査、収集

- ① 調査票の記入は、すべて、事業所を訪問した調査員が給与事務担当者に面接して行う。
- ② 調査員は、記入済みの調査票について所定の点検を行った後、所定の様式に電子入力を行い調査指導員に提出する。
- ③ 調査指導員は、調査員から提出された調査データの審査を行い、取りまとめる。

5 実地調査期間

平成21年11月2日（月）から同年12月21日（月）までとする。

6 標本抽出方法

(1) 事業所の抽出

- ① 事業所の抽出は、大阪府人事委員会において行う。
- ② 大阪府人事委員会の調査能力等を考慮し、かつ、母集団をもとに事業所を抽出し、調査事業所とする。
- ③ 事業所の抽出は、母集団事業所を大阪市域、堺市域及びその他大阪府域に区分し、調査事業所の抽出割合が同等になるよう、それぞれの区分から無作為抽出法により抽出する。

(2) 該当従業員の抽出

- ① 調査指定職種該当従業員については、原則として無作為抽出を行い、抽出された従業員を調査客体とする。
- ② 該当従業員の抽出は、調査事業所において調査員が行う。

7 主要集計事項

- ① 職種別平均給与額等
- ② その他事業所単位に調査した給与等に関する事項

8 集計方法

大阪府人事委員会が自ら集計する。

9 結果の公表

大阪府人事委員会は、集計及び分析が完了し次第、公表する。

10 調査書類等の保存

(1) 保存期間

平成22年4月1日から3年間

(2) 保存責任者

大阪府人事委員会事務局長

(1) - ③ 調査票様式

大阪府内事業所給与実態調査 調査の説明

大阪府人事委員会

1 調査の対象

事業所 この調査の対象事業所は、本社、支店、工場などの組織単位によります。したがって、同一場所にあっても組織として別である本社、支店、工場は調査の対象外となります。

従業員 貴事業所に常時勤務する従業員のうち、雇用期間を定めず雇用されている従業員（以下、「常勤の従業員」といいます。）について給与等を調査します。したがって、役員、臨時の従業員（パートタイマー、アルバイト、派遣・契約社員等）は含まれません。

なお、出向者については、出向者にかかる給与を支給している事業所の所属となりますので、貴事業所で給与を支給していない場合は、対象外となります。

2 調査に際し、ご準備いただく書類

(1) 本年4月分の個人別の支給総額等が分かる賃金台帳（それに代わるもの）及び年齢、学歴、性別が分かるものなど。

(2) 下記に該当する事業所全体の支給総額が分かる賃金台帳（それに代わるもの）

- ・ 昨年8月以降の「賞与及び臨時給与」が支給された月における賞与等の支給総額
- ・ 上記「賞与及び臨時給与」の支給月及び本年4月の月例給与の支給総額

3 各調査票の調査内容（裏面参照）

調査結果等について

大阪府内事業所給与実態調査の調査結果につきましては、集計及び分析が完了し次第、職種別、学歴別の平均年齢及び平均給与額の概要を公表いたします。

貴事業所から提供されたデータにつきましては、すべて極秘の取扱いといたしております。また、本調査は、地方公務員法の法令に基づく調査であるため、「個人情報の保護に関する法律」に定める第三者（調査員）提供の制限（第23条第1項）には該当いたしません。

以上をご理解の上、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

調査に関してお気づきの点がございましたら、調査員又は大阪府人事委員会事務局給与グループ（電話 06-6942-2946、FAX06-6942-2945）にご連絡ください。

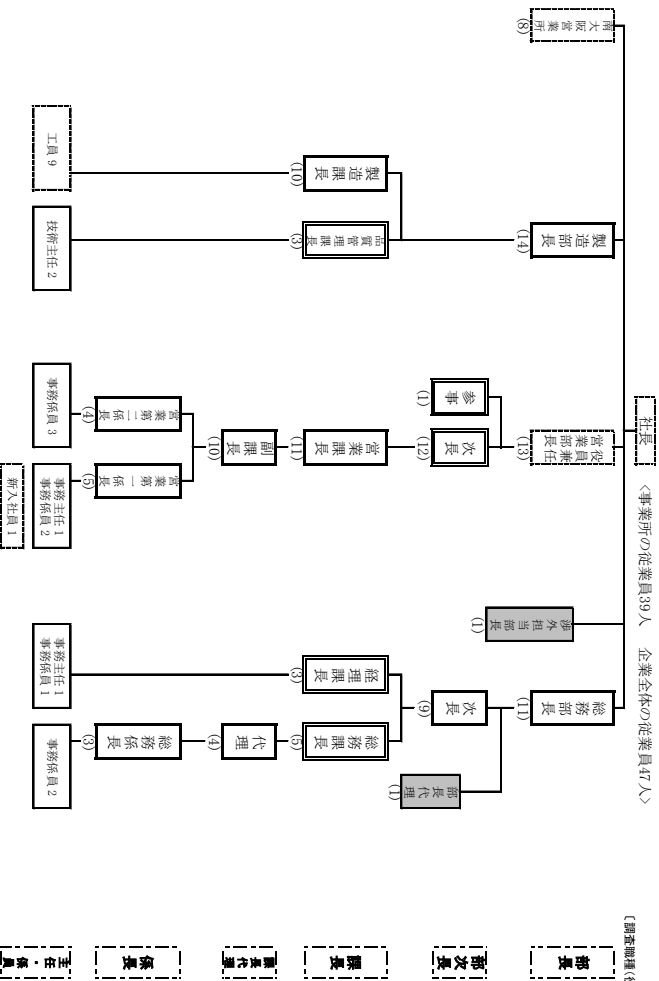
調査票の名称	調査内容
機構図表	職種分類を行うために、組織別、役職別の従業員数を確認します。既存の組織図や人員配置表等がありましたら、ご準備ください。
調査職種分類一覧	調査職種の定義に該当する事務・技術の職種別（役職別）従業員数を確認して、個人票の調査人員を抽出します。
初任給調査票	新規卒卒者（職種別、学歴別等）の初任給月額及び採用状況等を記入します。
個人票	「調査職種分類一覧」によって抽出した従業員について、個人別の4月分の月例給与の支給総額、年齢、最終学歴等を記入します。
事業所票（1）	事業所全体の賞与及び臨時給与の支給総額とその支給月及び4月分の月例給与の支給総額等を記入します。

機 密 図 表

注：記入に際しては、裏面の記載例を参照してください。
なお、既存の組織図等に人数等を書き加えたものでも
差し支えありません。

事業所名	記号	事業所番号		組織	
		1	2	1	2

【機構図表記入例】



注1 ()内の数字は、それぞれ、長を含めた構成員数を示します。

注2 □内の数字は、『調査職種分類一覧』の該当する調査職種(役職)の①(相当)又は②のいずれに該当するか判断のうえ分類します。

注3 □内の数字は、『調査職種分類一覧』の該当する調査職種(役職)の①(相当)又は②のいずれに該当するか判断のうえ分類します。

注4 □内の数字は、『調査職種(役職)の定業に該当しない場合は、『調査職種分類一覧』の『その他の役職者・スタッフの職』に分類します。

注5 □内の数字は、『調査職種分類』の対象外であるため、『調査職種分類一覧』に記入する必要はありません。



大阪府内事業所給与実態調査
調査職種分類一覧

大阪府人事委員会

記号	事業所番号				組織
調査年月日 平成21年 月 日					
事業所名	企業の主な事業内容		事業所の主な事業内容		
	<input type="checkbox"/> 所在地 調査先 〒 名称(別会社の場合)				
担当者	所属部課係名	役職・氏名	電話	FAX	
	企業全体の常勤の従業員総数		事業所の常勤の従業員総数	4月分給与の支給日	
人		人	月 日		

常勤の従業員の定義と職種分類の対象者

1 常勤の従業員とは、平成21年4月分の最終給与締切日現在において在職する者で、以下の①②を除くいわゆる正社員をいいます。

以下の者は「常勤の従業員」に含まれません。

- ① 会社・団体の役員(取締役、監査役、理事、執行役員及び部長等兼任役員等)
- ② 再雇用者、嘱託、契約社員、派遣社員、パート等雇用期間に定めのある者

2 職種分類の対象者(個人票の記入の対象となる)は、常勤の従業員の中で以下の③～⑦を除く者となります。なお、職種別の該当従業員数が多数の場合には、一定の割合で抽出された従業員のみについて調査します。

以下の者は常勤の従業員には含まれますが、職種分類の対象ではありません。

- ③ 営業職等給与の基本的部分が出来高給である者
- ④ 年金(恩給)の受給等を条件として、通常と同種従業員より低く給与を定められている者
- ⑤ 退職者等4月分給与の計算期間を正常に勤務しなかった者及び出向している者
- ⑥ 学校卒業後すぐに採用された者(該当者は、初任給調査票の対象となる。)
- ⑦ 完全年俸制(月毎に支払う給与と賞与にあたる部分が明確に分離できない)の者

3 1人の従業員が2つ以上の調査職種に分類されることはありません。(役職等を兼任している場合は、本務によります。)

調査員使用欄			
本年のベース改定 (所定内給与の改定)	□あり	ベース改定分の支払(予定)日	月 日
		個人票の支払状況	□改定後 (□一部のみ、支払済 %) □改定前
□なし			
□個人票該当職種なし			
事務・技術関係職種の従業員のうち (完全年俸制の者 人、出来高給の者 人)			
個人票の給与総額に通勤手当を(含む □分離できる □分離できない) 含まない(□手当制度なし等 □4月支給対象者なし)			
備考			

〔事務関係職種〕(平成21年4月分最終給与締切日現在の人員による。)

職種	個人票関係職種			調査員 使用欄
	職種 番号	調査職種 (従業員数)	調査職種の定義	
事務 関係 職種	212	事務部長 (人)	① a構成員20人又は2課以上の部の長 b職責が①aに相当する部の長又は部長級専門職 ② その他の部の長又は部長級専門職	人
	213	事務部次長 (人)	① a部長(212①)に事故等のあるときの職務代行者(部に1人) b職責が①aに相当する部の次長又は部次長級専門職 ② その他の部の次長又は部次長級専門職	人
	214	事務課長 (人)	① a構成員10人又は2係以上の課の長 b職責が①aに相当する課の長又は課長級専門職 ② その他の課の長又は課長級専門職	人
	215	事務課長代理 (人)	① a課長(214①)に事故等のあるときの職務代行者(課に1人) b直属の部下に係長又は部下4人以上を有する課長代理 c職責が①a又は①bに相当する課長代理又は課長代理級専門職 ② その他の課長代理又は課長代理級専門職	人
	216	事務係長 (人)	① a部下を有する係の長 b職責が①aに相当する係の長又は係長級専門職 ② その他の係の長又は係長級専門職	人
	217	事務主任 (人)	① 係制のある事業所において主任の職名を有する者 ② a係制のない事業所において主任の職名を有する者のうち部下を有する者 ^(※1) b職責が②aに相当する主任の職名を有する者 ^(※2) ③ その他の主任	人
	218	事務係員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員	人
その他の役職者・スタッフ職		212(事務部長)～218(事務係員)の定義に該当しない事務関係職種の従業員		人

〔技術関係職種〕(平成21年4月分最終給与締切日現在の人員による。)

職種	個人票関係職種			調査員 使用欄
	職種 番号	調査職種 (従業員数)	調査職種の定義	
技 術 関 係 職 種	222	技術部長 (人)	① a構成員20人又は2課以上の部の長 b職責が①aに相当する部の長又は部長級専門職 ② その他の部の長又は部長級専門職	人
	223	技術部次長 (人)	① a部長(222①)に事故等のあるときの職務代行者(部に1人) b職責が①aに相当する部の次長又は部次長級専門職 ② その他の部の次長又は部次長級専門職	
	224	技術課長 (人)	① a構成員10人又は2係以上の課の長 b職責が①aに相当する課の長又は課長級専門職 ② その他の課の長又は課長級専門職	
	225	技術課長代理 (人)	① a課長(224①)に事故等のあるときの職務代行者(課に1人) b直属の部下に係長又は部下4人以上を有する課長代理 c職責が①a又は①bに相当する課長代理又は課長代理級専門職 ② その他の課長代理又は課長代理級専門職	
	226	技術係長 (人)	① a部下を有する係の長 b職責が①aに相当する係の長又は係長級専門職 ② その他の係の長又は係長級専門職	
	227	技術主任 (人)	① 係制のある事業所において主任の職名を有する者 ② a係制のない事業所において主任の職名を有する者のうち部下を有する者 ⁽⁸¹⁾ b職責が②aに相当する主任の職名を有する者 ⁽⁸²⁾ ③ その他の主任	
	228	技術係員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の技術者	
		その他の役職者・スタッフ職	222(技術部長)～228(技術係員)の定義に該当しない技術関係職種の従業員	

調査職種別抽出早見表(事務・技術関係職種)

該当従業員数	記入人員数
1～20	1～20
21	21
22	
23	22
24	
25	23
26	
27	24
28	
29	25
30	
31	26
32	
33	27
34	
35	28
36	
37	29
38	
39	30
40	
41	31
42	
43	32
44	
45	33
46	
47	33
48	
49	

大阪府内事業所給与実態調査

事業所票(1)

事業所名	<input type="text"/>		
記号	事業所番号	組織	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

賞与及び臨時給与等の支払状況

昨年9月から本年7月までにおいて、常勤の従業員(取締役等の役員、臨時の従業員等は除く。)に支払われた賞与等と左の「賞与及び臨時給与」欄に記入するとともに、その支払いがあった月分の月例給与の「きまって支給する給与」欄にそれぞれ千円単位(千円未満四捨五入)で記入します。

賞与及び臨時給与	賞与及び臨時給与				きまって支給する給与					
	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員(工具)	支給人員	支給総額	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員(工具)	支給人員	支給総額		
右欄にきまって支給する給与以外に支払われた一切の給与(奨励金を含む。)及び、賞与、退職金、退職手当、退職手当、退職手当、退職手当(退職金に代りて支給するもの)を含まず、月額を記入します。 (※非手当物)のみを記入。	平成20年	8月	人	千円	支給人員	人	千円	支給人員	人	千円
	9月									
	10月									
	11月									
	12月									
	21年	1月								
	2月									
	3月									
	4月									
	4月分(きまって支給する給与)の支給人員									
	5月分(きまって支給する給与)の支給人員									
	6月分(きまって支給する給与)の支給人員									
7月分(きまって支給する給与)の支給人員										
上半期	平成21年	5月	人	千円	支給人員	人	千円	支給人員	人	千円
下半期	6月									
7月										

賞与及び臨時給与

右欄にきまって支給する給与以外に支払われた一切の給与(奨励金を含む。)及び、賞与、退職金、退職手当、退職手当、退職手当(退職金に代りて支給するもの)を含まず、月額を記入します。
(※非手当物)のみを記入。

きまって支給する給与

基本給、各種手当及び臨時外手当等毎月ごとに支給するすべての給与(奨励金を含む。)をいいます。
なお、給与等の退職金が支給されている場合は、前月までの退職分は含まれません。
「臨時外手当」は、超過勤務手当、救済手当、救済手当、留日手当、休日手当、神楽作業者手当(奨励金に代りて支給するもの)を含まず、月額で支給するものを除く。等を含まず。

○他の事業所分() 人) ○役員() 人) ○完全年俸制() 人) ○パート、アルバイト等() 人) ○技能・労務() 人) ○事務・技術() 人) ○他の事業所分() 千円 ○役員() 千円 ○完全年俸制() 千円 ○パート、アルバイト等() 千円 ○事務・技術() 千円

(1) - ④ 調査対象事業所名簿の作成に係る調査票情報の入手

◆ 事業所・企業統計調査（いわゆる「事業所センサス」）の概要

《目的》統計法に基づく指定統計調査
すべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ること。

- 調査実施 平成 18 年 10 月 1 日
- 公表日 平成 19 年 12 月 21 日（確報集計）
- 調査対象者 国内に所在するすべての事業所
(ただし、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務に属する事業所を除く。)

◆ 統計法に基づく統計情報の提供

○行政機関等が統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、調査票情報を2次利用することができる。
○平成 21 年 4 月に統計法が改正され、事業所ごとの従業者数において、常用雇用者数だけでなく、正社員数での提供も可能となった。
○総務省の担当者との事前相談（1ヵ月程度）を行った上で、利用目的を付して申出を行い、審査を経て、調査票情報（生データ）の提供を受けた。

【8月上旬】総務省統計局と事前相談を開始
【9月上旬】正式に申出書を提出
【9月下旬】調査票情報の提供

調査票情報の入手
まで 約 2ヵ月

調査票情報の提供

《提供を受けたデータ》
・経営組織が「法人」のうち、大阪府内に所在の民調対象産業に属する「正社員・正職員」規模 30～49 人の事業所データ。

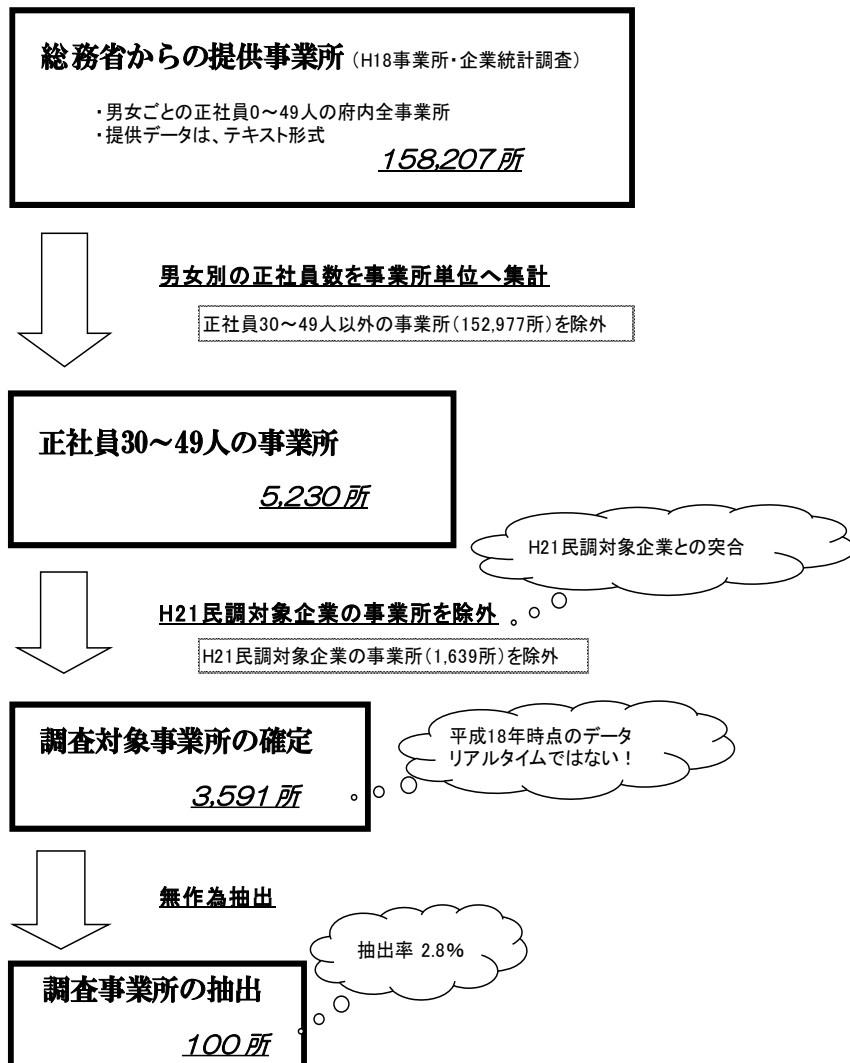
◆ 提供を受けたデータ数
○集計上、事業所単位での正社員数がないため、男女別の正社員数での提供
○男女別の正社員数が 0～49 人規模である
158, 207 事業所を入手

企業単位の正社員数は入手不可

◆ 提供を受けた項目
○本社名 ○本社ふりがな
○本社住所 ○本社電話番号
○企業の主な事業内容（日本標準産業分類の中分類）
○経営組織
○事業所名 ○事業所名ふりがな
○本所・支所の別
○市区町村番号
○調査区番号
○事業所番号
○事業所住所 ○事業所電話番号
○事業所の正社員数（男女別）
○事業所の主な事業内容（日本標準産業分類の中分類）

(1) - ⑤ 調査対象事業所名簿の作成から調査事業所の抽出まで

◆ 調査対象事業所名簿の作成過程



◆ 調査事業所選定の考え方

○ 100事業所とした理由

- ・有意な調査ができるかどうかを確かめることが目的の一つ。
- ・本委員会の単独調査のため調査能力に限界。
- ・それらを総合的に考慮したうえで、100所と決定。

○ 100事業所の抽出方法

- ・調査対象事業所を所在エリア(大阪市区、堺市区、その他府域)ごとに区分。
- ・所在エリアごとの調査対象事業所と同じ割合になるよう、それぞれの区分から計100所を無作為抽出。

【具体的な無作為抽出の方法】

対象事業所を五十音順に並び替え



それぞれの対象事業所にエクセルのRAND関数により得られた数値を付与



その数値を昇順に並び替え

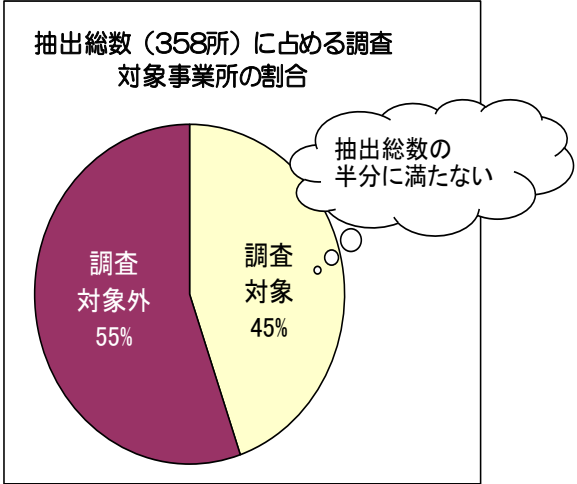
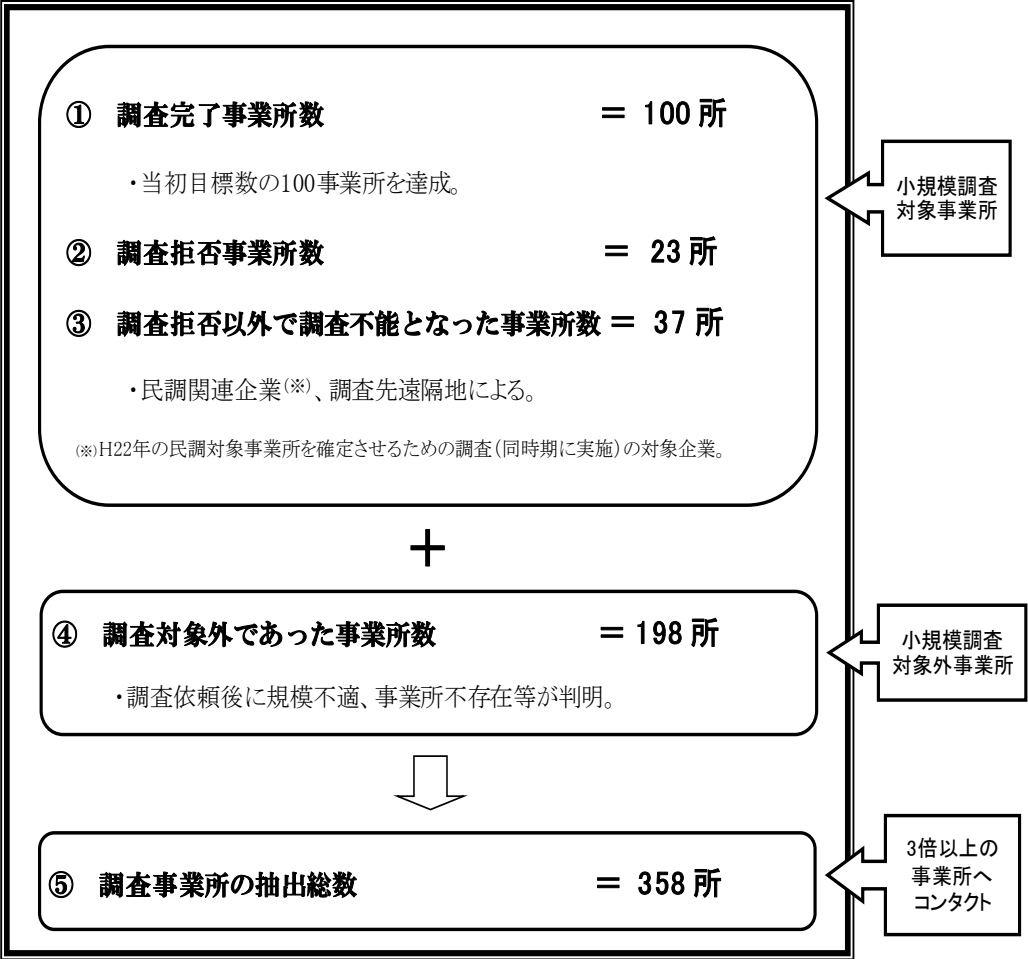


名簿の上位から設定事業所数になるまで抽出

RAND関数:0以上1未満の数値をランダムに発生させる関数

(2) - ① 抽出変更の状況

◆ 抽出変更の概要



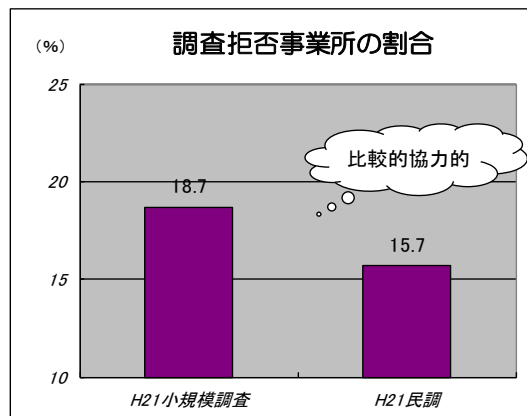
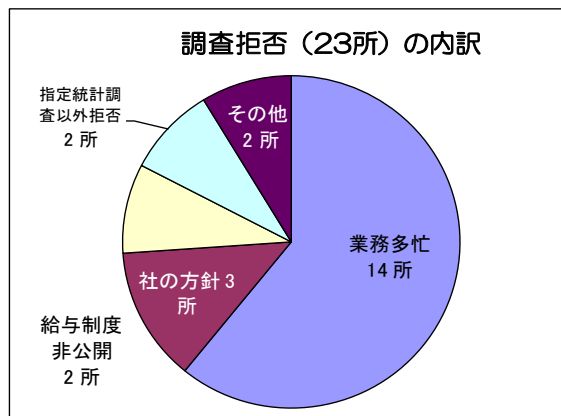
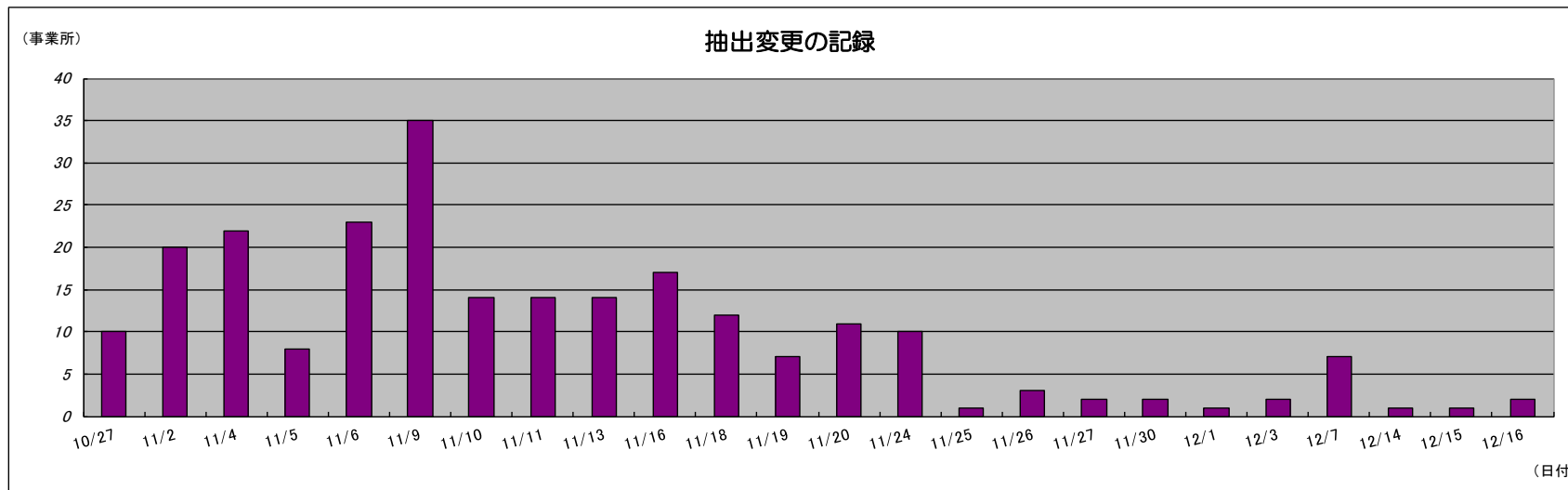
◆ 抽出変更(258所)の内訳

抽出変更の理由	件数
調査拒否	23
調査拒否以外で調査不能	37
民調関連企業	(34)
調査先が遠隔地	(3)
調査対象外	198
規模不適	(158)
事業所不存在	(27)
H21民調対象企業	(9)
産業不適	(4)

「小規模調査」= 今回の「大阪府内事業所給与実態調査」をさします。以下同じ。

(2) - ② 抽出変更の詳細

◆ 抽出変更の経過（調査開始時～終了）



- 事務局職員21名で100事業所を分担。
↓
一人当たり4.8事業所を担当。
- 100事業所確定させるために、抽出変更を258回。
↓
一人当たり12.3回の抽出変更。

⇓

一人当たり17.1事業所へコンタクト

(3) - ① 調査対象事業所及び調査事業所の状況

◆ 調査対象事業所（産業別）

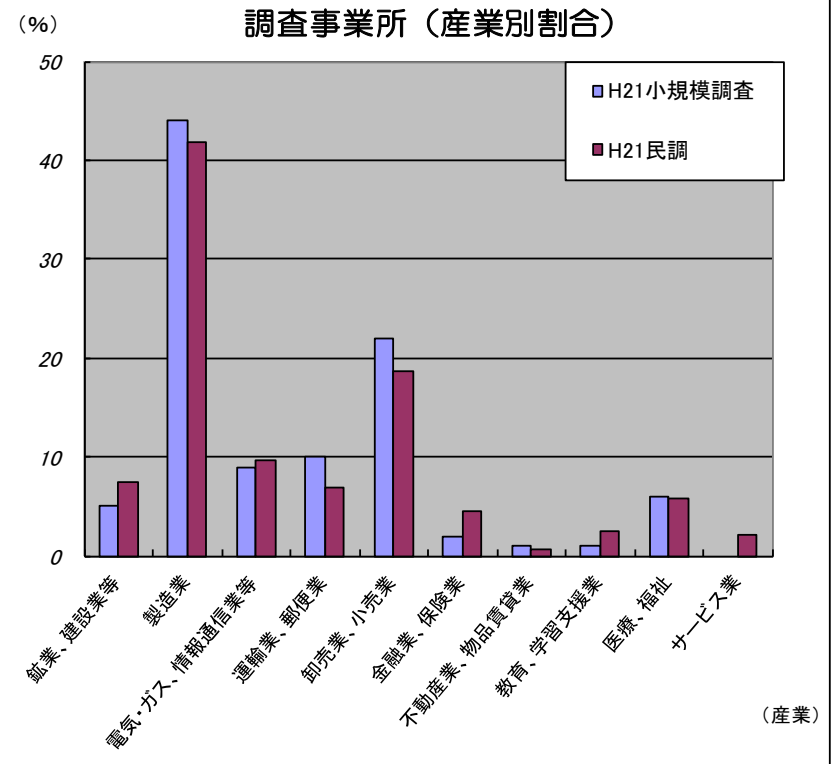
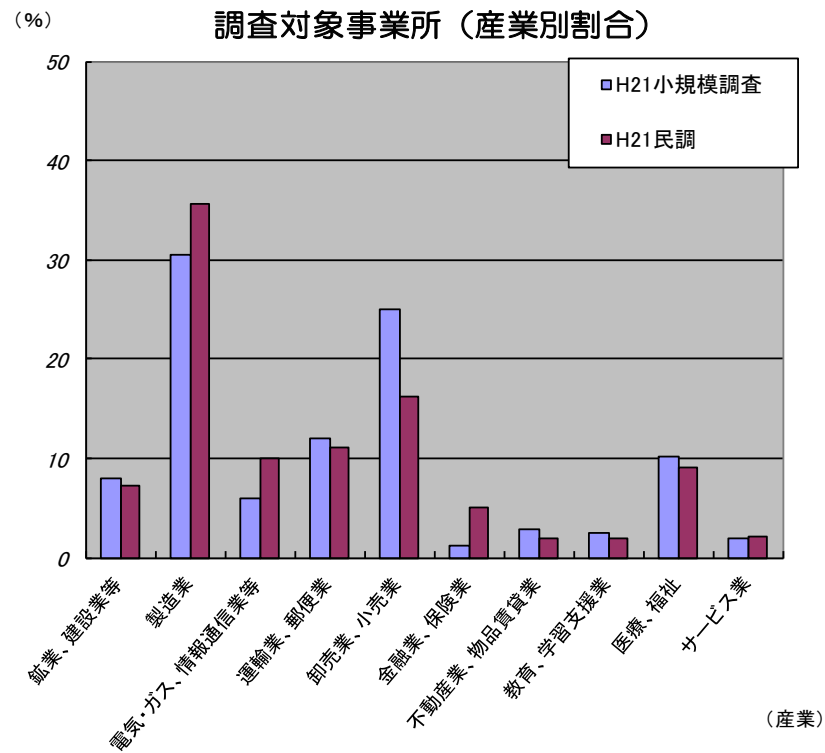
区分 産業	H21小規模調査		H21民調	
	事業所数	割合	事業所数	割合
産業計	3,591	—	4,221	—
漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	286	8.0%	302	7.2%
製造業	1,098	30.5%	1,501	35.6%
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業	214	6.0%	419	9.9%
運輸業、郵便業	432	12.0%	468	11.1%
卸売業、小売業	895	24.9%	684	16.2%
金融業、保険業	42	1.2%	215	5.1%
不動産業、物品賃貸業	103	2.9%	78	1.8%
教育、学習支援業	88	2.5%	79	1.9%
医療、福祉	367	10.2%	385	9.1%
サービス業	66	1.8%	90	2.1%

- (注) 1 「産業」は、日本標準産業分類の大分類による(本調査の対象外産業である公務等を除く)。
 2 「調査対象事業所」は、上記産業にかかる府内所在の事業所のうち、企業規模30人以上かつ事業所規模30人以上50人未満の事業所(抽出前)。

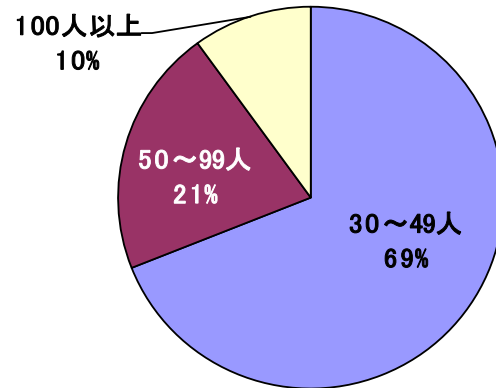
◆ 調査事業所（産業・企業規模別）

企業規模 産業	H21小規模調査	内訳(企業規模)			H21民調
		人 30~49	人 50~99	人 100~	
産業計	100	69	21	10	554
漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	5	*	*	*	41
製造業	44	29	12	3	232
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業	9	8	*	*	53
運輸業、郵便業	10	7	*	*	38
卸売業、小売業	22	14	5	3	103
金融業、保険業	*	*	*	*	25
不動産業、物品賃貸業	*	*	*	*	4
教育、学習支援業	*	*	*	*	14
医療、福祉	6	6	*	*	32
サービス業	*	*	*	*	12

- (注) 1 「調査事業所」は、「調査対象事業所」のうち、実際に調査を行った事業所(無作為抽出)。
 2 「*」は、2事業所以下であることを示す。



調査事業所（企業規模別）

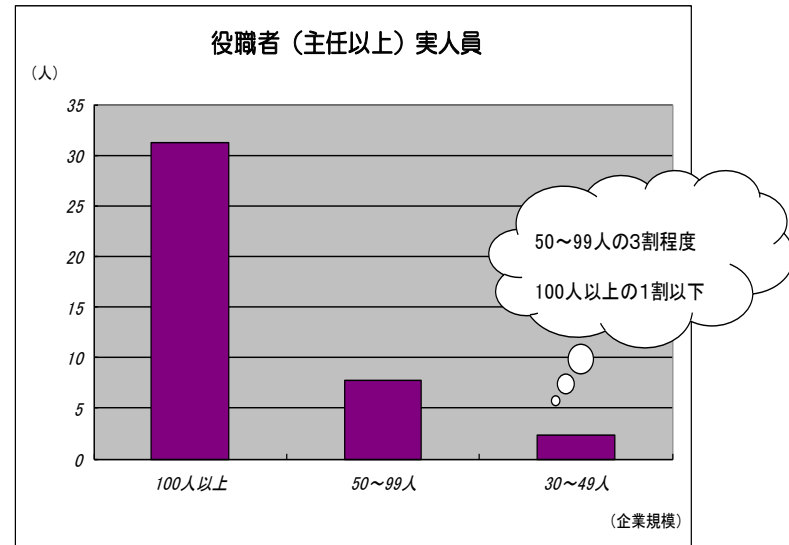
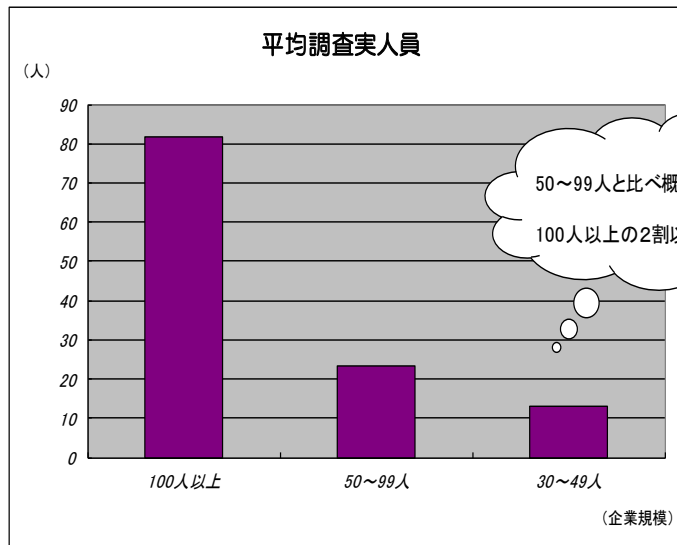


(3) - ② 1事業所当たりの平均調査実人員

◆ 1事業所当たりの平均調査実人員（事務・技術関係職種）

企業規模	平均調査実人員	役職者(主任以上)			非役職者(係員)	備 考	構 成 割 合	
			(課長代理以上)	(係長・主任)			役職者	非役職者
100人以上	81.6人	31.2人	(15.4人)	(15.8人)	50.4人	H21 民調(大阪府域)	38.2%	61.8%
50~99人	23.6人	7.7人	(2.8人)	(4.9人)	15.9人		32.6%	67.4%
30~49人	13.2人	2.4人	(0.7人)	(1.7人)	10.8人	H21 小規模調査	18.2%	81.8%

(注) 部下数の要件等に該当し、給与額を調査すべき従業員の1事業所当たりの平均人数



(3) - ③ 各役職段階を有している企業の割合

◆ H21年 大阪府域の状況

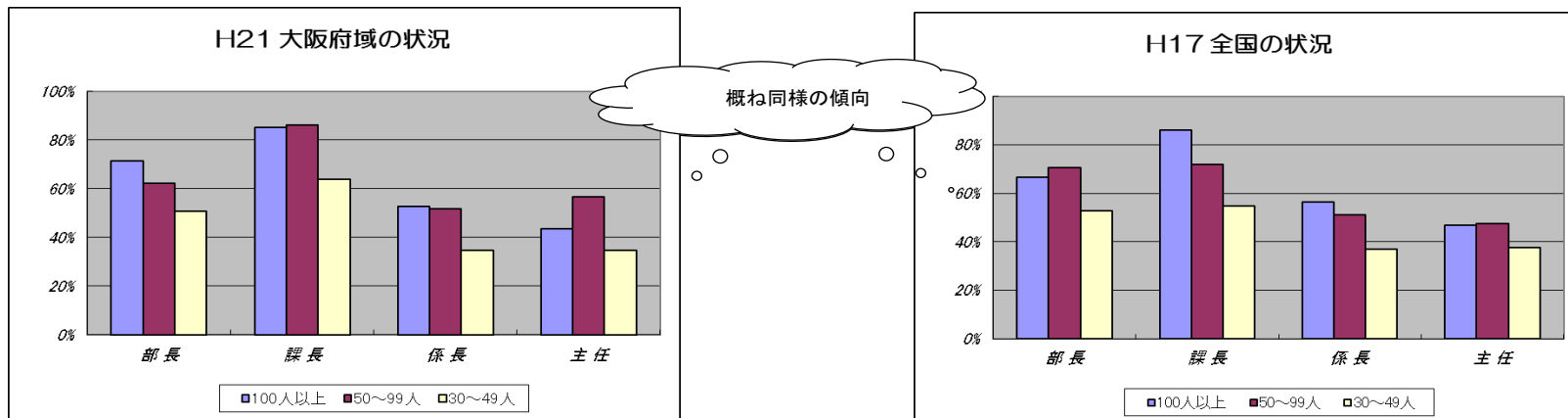
企業規模	部長	課長	係長	主任	備考
100人以上	71.5%	85.1%	52.6%	43.4%	H21 民調(大阪府域)
50~99人	62.1%	86.3%	51.6%	56.8%	
30~49人	50.7%	63.8%	34.8%	34.8%	H21 小規模調査

(注) 部下数の要件等に該当するか否かにかかわらず、各役職段階に相当する者がいる企業の割合

◆ 【参考】 H17年 全国の状況（「官民給与の比較方法の在り方に関する研究会」報告書より）

企業規模	部長	課長	係長	主任	備考
100人以上	66.6%	86.0%	56.5%	46.8%	H17 民調
50~99人	70.6%	71.8%	51.2%	47.5%	H17 小規模企業調査
30~49人	52.8%	54.8%	36.9%	37.5%	

(注) 部下数の要件等に該当するか否かにかかわらず、各役職段階に相当する者がいる企業の割合



(3) - ④ 調査対象事業所・該当従業員の推計

◆ 調査対象事業所を推計する際の考え方

《状況》

- **3年前のデータで母集団を設定**
H18年事業所センサスにより対象事業所を把握
- **その結果、抽出変更が多発**
要件を満たしたのが358所中160所、半数以上が対象外事業所であることが判明
- **他方、その後に要件を満たした事業所数は不明**
H18年以降に30人以上50人未満の規模要件を新たに満たすこととなった事業所があると考えられるが、その数は不明

調査着手段階での3,591事業所をそのまま母集団として使えない!

《推計方法》

- H18年民調とH21年民調との調査対象事業所数の増減率(△6.16%)を使用し推計
- 推計の際、調査対象事業所の中に含まれていた民調対象企業の事業所の整理も併せて実施

◆ H21現在の調査対象事業所数の推計

調査着手時の調査対象事業所数

3,591事業所

H18年データのためリアルタイムでない。

↓ 民調対象事業所を除外

調査の結果、9事業所が民調対象企業と判明

除外後の調査対象事業所数

3,582事業所

↓ H21現在の事業所数を推計

H18民調とH21民調との調査対象事業所数の増減率(△6.16%)を乗じる

H21現在の推定調査対象事業所数

3,361事業所

↓ 企業規模別の事業所数を推計

調査の結果、規模要件を満たす事業所と判明した160所の企業規模別構成割合を使用し、所在エリアごとに推計
(100人以上:44所、50~99人:29所、30~49人:85所、不明:2所)

◆ 該当従業員数の推計

企業規模別の調査結果

企業規模	調査完了事業所数	該当従業員数
100人以上	10所	142人
50~99人	21所	312人
30~49人	69所	912人
合計	100所	1,366人

↓ 1事業所当たりの該当従業員数を推計

サンプル数が少ないため企業規模ごとに推計せず、合計欄の平均値(13.66人)を使用

1事業所当たりの推定該当従業員数

13.66人

↓ 調査対象事業所の該当従業員数を推計

調査事業所は該当従業員の調査実人員を、未調査事業所は13.66人を使用

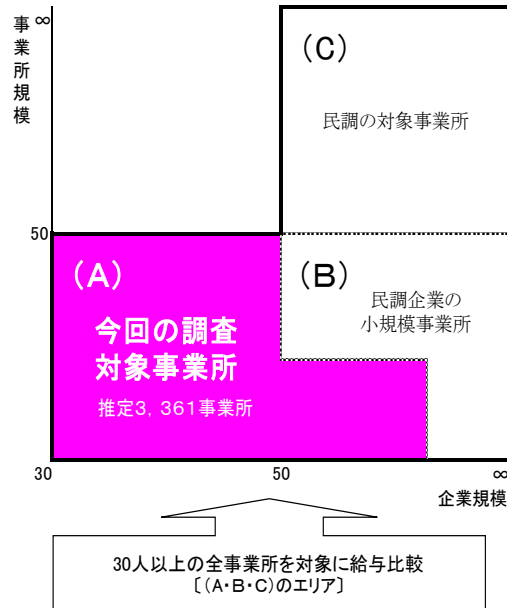
← P23の図「給与比較の対象とする民間事業所の範囲」の(A)のエリア内の事業所の推計値

H21現在の企業規模別の推計結果		
企業規模	推定調査対象事業所数	推定該当従業員数
100人以上	935所	12,778人
50~99人	620所	8,494人
30~49人	1,806所	24,639人
合計	3,361所	45,911人

「該当従業員」=事務・技術関係職種の従業員をさします。以下同じ。

(3) - ⑤ 給与比較対象事業所等の推計

◆ 給与比較の対象とする民間事業所の範囲



◆ 民調企業の小規模事業所 (B) の推計

H21現在の企業規模別の推計結果		
企業規模	推定事業所数	推定該当従業員数
100人以上	1,456所	19,889人
50~99人	90所	1,229人
合計	1,546所	21,118人

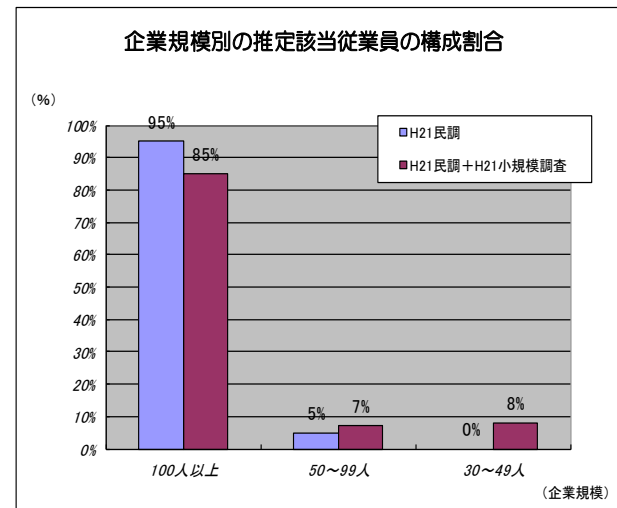
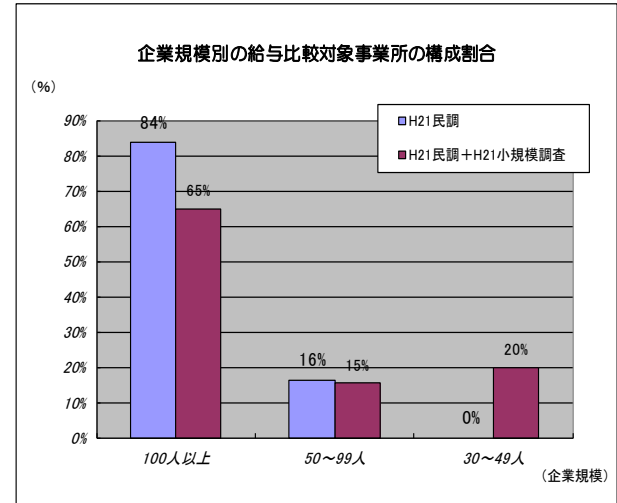
調査対象事業所名簿作成時に把握した1,639所について、P22の推計と同様の方法で推計

◆ 民調の対象事業所数等 (C)

H21民調の結果		
企業規模	調査対象事業所	推定該当従業員数
100人以上	3,528所	229,096人
50~99人	693所	12,098人
合計	4,221所	241,194人

◆ 給与比較の対象事業所数等 (A・B・Cの合計)

H21現在の30人以上事業所の企業規模別の推定結果						
企業規模	推定給与比較対象事業所数	推定該当従業員数	調査事業所	該当従業員	事業所抽出率	還元ウエイト
100人以上	5,919所	261,763人	469所	38,937人	7.9%	6.72
50~99人	1,403所	21,821人	116所	2,559人	8.3%	8.53
30~49人	1,806所	24,639人	69所	912人	3.8%	27.02
合計	9,128所	308,223人	654所	42,408人	7.2%	7.27



(3) - ⑥ 職員と民間従業員の職務対応表

企業規模30～49人の職務対応を追加

職員の職務 〔主な役職〕	民間従業員の職務			
	500人以上	100～499人	50～99人	30～49人
10級・9級 〔部長、次長〕	支店長・工場長・部長・次長等			
8級・7級 〔副理事、課長〕	課長	支店長・工場長・部長・次長等	支店長・工場長・部長・次長等	支店長・工場長・部長・次長等
6級・5級 〔課長補佐、主査〕	課長代理	課長	課長	課長
4級・3級 〔主査、副主査〕	係長	課長代理	課長代理	課長代理
		係長	係長	係長
2級 〔主事〕	主任	主任	主任	主任
1級 〔主事〕	係員	係員	係員	係員

(3) - ⑦ 較差に与える影響（月例給）

◆ 小規模調査結果を含む影響（試算値）

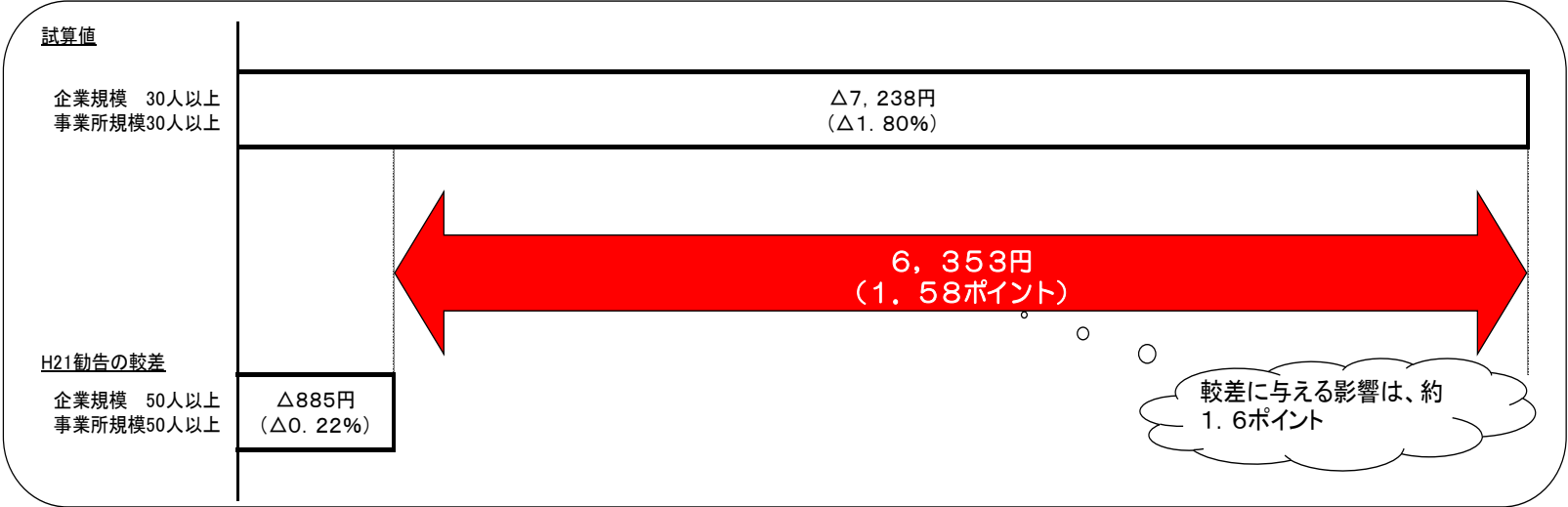
本較差（減額措置^(※)前）

※「減額措置」とは、特例条例に基づく本府独自の給料、管理職手当、期末・勤勉手当に係る給与減額措置をいいます（以下、本資料において同じ）。

比較対象事業所	項目	職員の給与 ①	民間従業員の給与 ②	較差 ②-①	備 考
企業規模30人以上かつ事業所規模30人以上		402, 125円	394, 887円	△7, 238円(△1. 80%)	P23の(A)・(B)・(C)の合計

[参考]H21勧告の較差

比較対象事業所	項目	職員の給与 ①	民間従業員の給与 ②	較差 ②-①	備 考
企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上		402, 125円	401, 240円	△885円(△0. 22%)	H21勧告の較差



(3) - ⑧ 較差に与える影響 (特別給)

◆ 小規模調査結果を含む影響 (試算値)

(単位: 月分)

項目 比較対象事業所	年間	比較対象事業所		備考
		(冬期)	(夏期)	
企業規模 30人以上かつ 事業所規模 30人以上	3.89	(2.13)	(1.76)	H21 勧告 +H21 小規模調査

[参考]H21 勧告の月数

項目 比較対象事業所	年間	比較対象事業所		備考
		(冬期)	(夏期)	
企業規模 50人以上かつ 事業所規模 50人以上	4.13	(2.23)	(1.90)	H21 勧告の月数

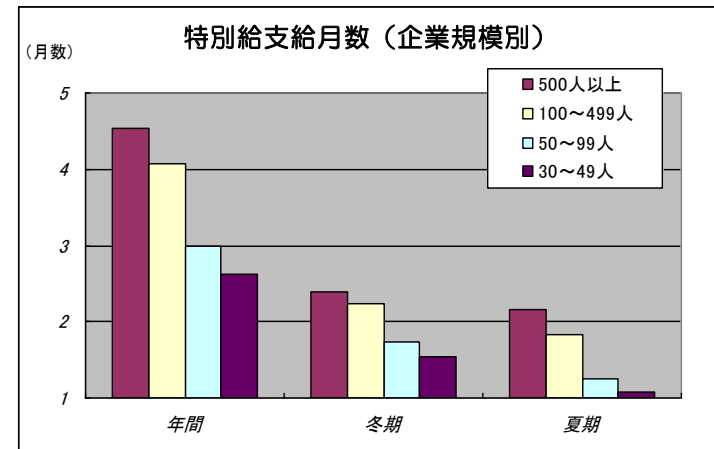
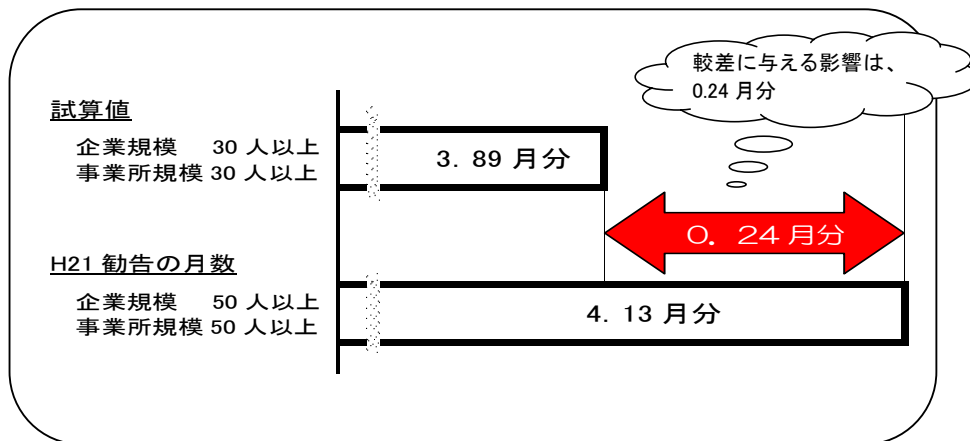
※ 冬期とは平成 20 年 8 月から平成 21 年 1 月まで、夏期とは同年 2 月から 7 月までの期間。

[参考]

◆ 企業規模別の内訳

(単位: 月分)

項目 企業規模	年間	企業規模別の内訳		備考
		(冬期)	(夏期)	
500人以上	4.54	(2.39)	(2.15)	H21 民調
100~499人	4.07	(2.24)	(1.83)	
50~99人	2.99	(1.73)	(1.26)	
30~49人	2.62	(1.54)	(1.08)	H21 小規模調査



(3) - ⑨ 役職別平均給与額

調査事業所中、企業規模30人以上50人未満の事業所（69所）のみの集計

企業規模30人以上50人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成21年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
務 務	事務部長	6	53.2	574,628	0	574,628	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	52.1	559,824	0	559,824	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術部長	5	45.5	495,569	0	495,569	同上
	大学卒	4	45.8	500,678	0	500,678	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	-	-	-	-	-	
関 係	事務部次長	*	*	*	*	*	前記部長に事故等のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級専門職
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
職 種	技術部次長	*	*	*	*	*	同上
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
種 別	事務課長	12	48.3	445,409	3,583	441,826	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	8	47.1	481,299	0	481,299	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	3	53.3	388,837	14,333	374,504	
	中学卒	-	-	-	-	-	
種 別	技術課長	15	47.5	425,462	10,533	414,929	同上
	大学卒	8	45.6	385,965	0	385,965	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	6	51.0	474,753	26,333	448,420	
中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成21年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を 有する者
	大学卒	5	44.7	491,398	18,048	473,350	
	短大卒	3	50.5	559,373	0	559,373	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	2	36.0	389,435	45,120	344,315	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課長代理級専門 職
	技術課長代理	2	44.0	348,570	0	348,570	同上
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	44.0	348,570	0	348,570	
	中学卒	-	-	-	-	-	
務 務	事務係長	41	44.8	371,181	14,720	356,461	課長又は課長代理等に直属し直属の 部下を有する者
	大学卒	10	43.9	400,402	695	399,707	
	短大卒	4	45.3	288,710	9,145	279,565	職能資格等が上記係長と同等と認め られる係長及び係長級専門職
	高校卒	25	44.2	371,886	21,268	350,618	
	中学卒	2	55.5	381,219	14,155	367,064	
技 術	技術係長	17	39.6	373,136	37,930	335,206	同上
	大学卒	10	38.1	386,824	55,589	331,235	
	短大卒	2	32.5	343,963	44,458	299,505	
	高校卒	5	45.5	357,431	0	357,431	
関 係	事務主任	28	37.8	339,562	18,926	320,636	
	大学卒	12	38.7	401,149	21,521	379,628	
	短大卒	5	34.3	253,635	8,161	245,474	
	高校卒	11	38.4	311,433	20,987	290,446	
職 種	技術主任	32	35.5	341,986	20,822	321,164	
	大学卒	16	33.8	344,828	25,616	319,212	
	短大卒	8	31.0	324,883	27,421	297,462	
	高校卒	7	43.8	352,745	5,297	347,448	
	中学卒	*	*	*	*	*	
種 別	事務係員	489	37.3	268,249	10,921	257,328	
	大学卒	183	34.5	287,150	14,156	272,994	
	短大卒	75	37.5	256,795	9,019	247,776	
	高校卒	227	39.2	256,879	9,087	247,792	
	中学卒	4	48.5	263,025	2,670	260,355	
種 別	技術係員	215	32.1	293,744	31,504	262,240	
	大学卒	134	32.0	295,814	36,852	258,962	
	短大卒	45	30.1	287,197	23,389	263,808	
	高校卒	35	35.9	297,755	22,083	275,672	
	中学卒	*	*	*	*	*	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合。

「平均年齢」及び「平成21年4月分平均支給額」は、母集団に還元し算出。

(3) - ⑩ 平成21年度大阪府職員モデル給与例(民間給与との比較)

減額措置前

大阪府職員の状況【技能労務系職員を除く行政職給料表適用者】 (モデルは府職員の平均で設定)	部長級		課長級		主査級		主事級(副主査除く)	
	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額
	57.0	771,210円	54.2	616,641円	47.5	434,387円	37.1	318,032円

1 給与額欄は、比較する際の給与額で、給料(調整額を含む)・管理職手当・扶養手当・地域手当・住居手当・単身赴任手当(基礎額)・へき手当の合計額。
 2 給与額欄は、勤告前の給与額。

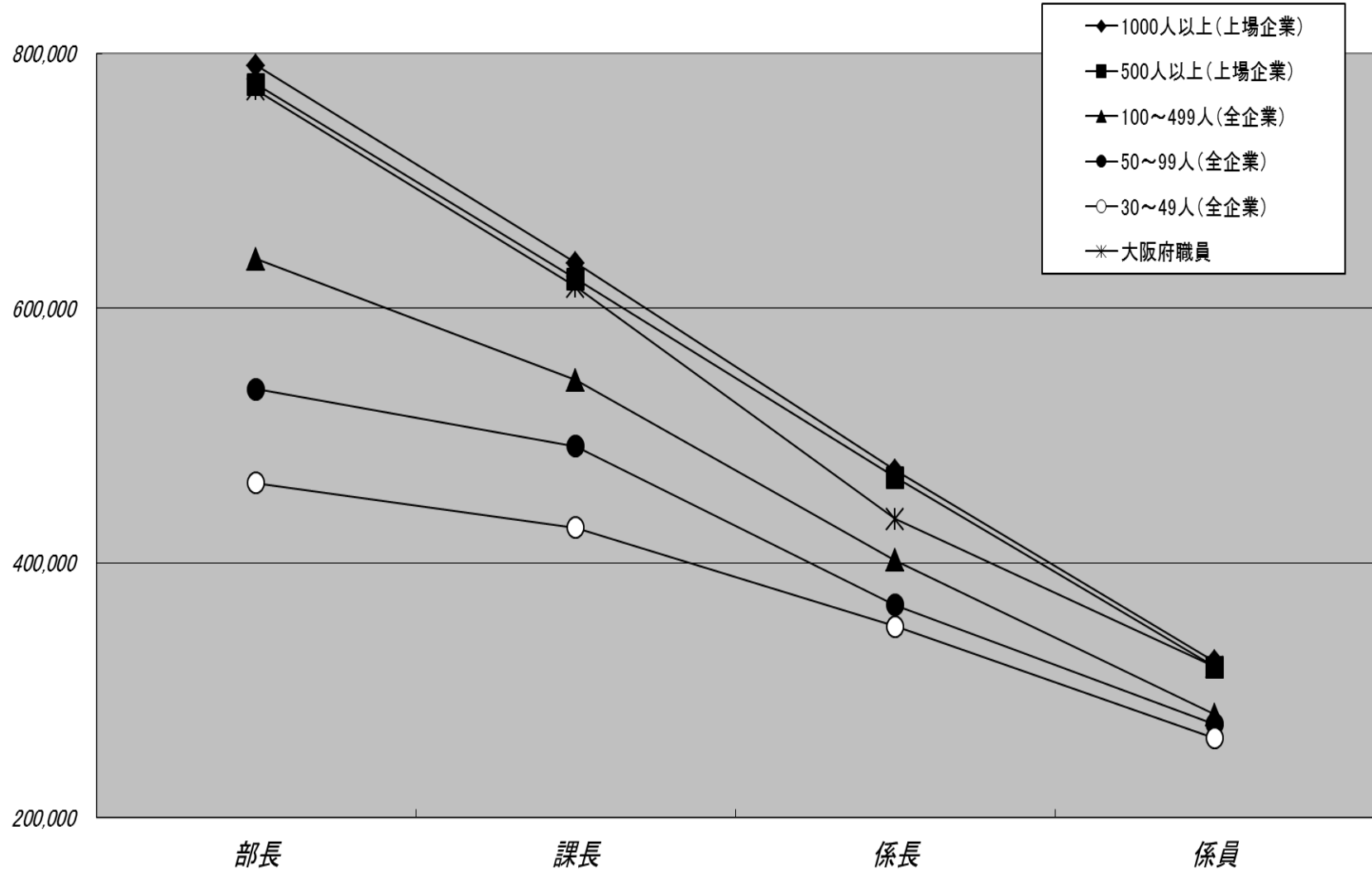
(注)下表の額と「(3)-⑨役職別平均給与額」とは、算出方法が異なります。

民間従業員(企業規模)	部長		課長		係長		係員	
	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額
1,000人以上の上場企業 0 30 50 100 500 1000	56.9	790,447円	53.9	635,397円	48.0	472,564円	37.0	322,427円
500人以上の上場企業 0 30 50 100 500 1000	56.9	775,835円	53.9	622,818円	48.0	467,026円	37.0	318,118円
100~499人の全企業 0 30 50 100 500 1000	56.9	638,649円	53.9	543,254円	47.9	402,148円	36.9	280,596円
50~99人の全企業 0 30 50 100 500 1000	56.8	536,394円	54.3	491,393円	48.2	366,900円	36.9	273,249円
30~49人の全企業 0 30 50 100 500 1000	57.0	462,561円	54.5	427,609円	47.7	350,004円	37.0	262,355円

1 年齢及び給与額欄は、役職段階別の府職員の年齢(四捨五入値)の±1歳の民間従業員の単純平均値(母集団に復元していません)。
 2 給与額欄は、比較する際に使用する、きまって支給する給与額から時間外手当と通勤手当を除いた金額。

差 引 (府職員一民間従業員)	部長		課長		係長		係員	
	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額
	0.1	▲19,237円	0.3	▲18,756円	▲0.5	▲38,177円	0.1	▲4,395円
	0.1	▲4,625円	0.3	▲6,177円	▲0.5	▲32,639円	0.1	▲86円
	0.1	132,561円	0.3	73,387円	▲0.4	32,239円	0.2	37,436円
	0.2	234,817円	▲0.1	125,248円	▲0.7	67,487円	0.2	44,783円
	0.0	308,649円	▲0.3	189,032円	▲0.2	84,383円	0.1	55,677円

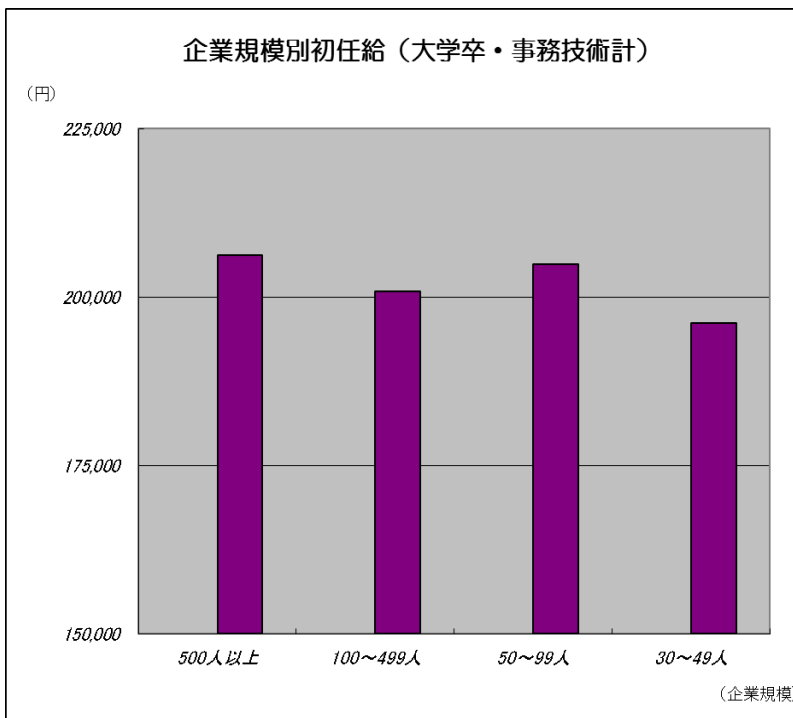
役職別平均給与額



(3) - ⑪ 初任給の状況

◆ 学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	500人以上	100～499人	50～99人	30～49人
		円	円	円	円
新卒事務員	大学卒	204,666	197,888	202,469	* 187,650
	短大卒	174,365	168,030	* 173,582	x
	高校卒	160,378	157,780	161,141	x
新卒技術者	大学卒	210,296	206,189	209,583	198,908
	短大卒	179,150	178,492	x	—
	高校卒	165,465	161,909	164,238	—
新卒事務員・技術者計	大学卒	206,218	200,832	204,926	196,094
	短大卒	176,188	170,435	173,935	x
	高校卒	162,445	159,841	162,014	x
備 考		H21 民調(大阪府域)			H21 小規模調査



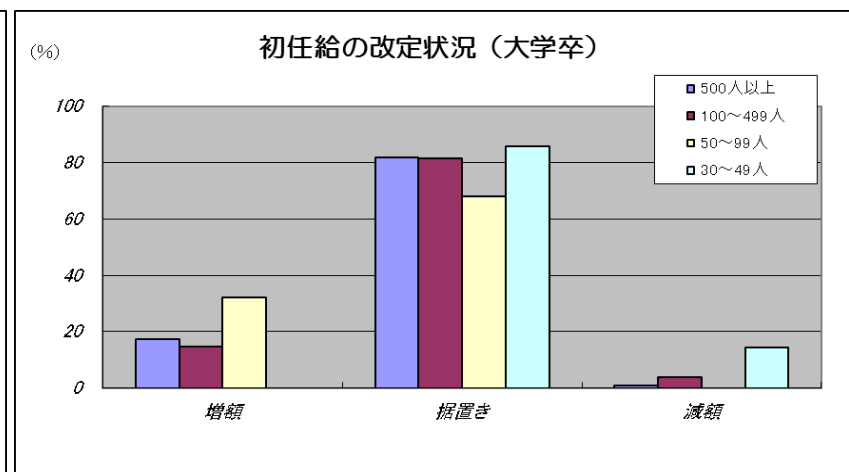
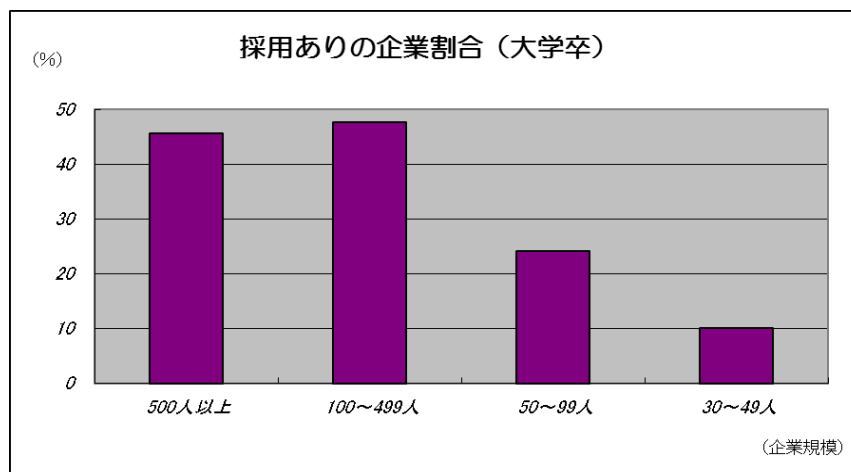
(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にも支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものの。

- 2 「x」は、調査事業所が1事業所であることを示す。
- 3 「*」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

◆ 初任給の改定状況

学歴・企業規模		項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし	備考
				増額	据置き	減額		
大学卒	500人以上		% 45.7	% (17.3)	% (81.9)	% (0.8)	54.3	H21民調(大阪府域)
	100~499人		47.6	(14.8)	(81.5)	(3.7)	52.4	
	50~99人		24.2	(32.1)	(67.9)	(-)	75.8	
	30~49人		10.1	(-)	(85.7)	(14.3)	89.9	H21小規模調査
高校卒	500人以上		12.3	(9.2)	(90.8)	(-)	87.7	H21民調(大阪府域)
	100~499人		19.8	(19.3)	(80.7)	(-)	80.2	
	50~99人		19.4	(9.9)	(90.1)	(-)	80.6	
	30~49人		1.4	(-)	(100.0)	(-)	98.6	H21小規模調査

(注) ()内は、採用がある事業所を100とした割合。



I. 「民間との給与比較」関係資料

3 賃金構造基本統計調査の研究（大阪府内データ）

- (1) 賃金構造基本統計調査についての研究の方向性 . . . 33
- (2) 調査票データの入手 . . . 34
- (3) 職種別民間給与実態調査との代替性の検証
 - ① 相違点の整理 . . . 35
 - ② 勧告時期との関係 . . . 36
 - ③ 対象労働者の範囲 . . . 37
 - ④ 専門的・技術的関連職業従事者等の「職種区分」 . . . 38
 - ⑤ 企業規模・正社員数でみた事業所の分布 . . . 39
 - ⑥ 調査における「役職段階」の定義の比較 . . . 40
- (4) 民間給与の水準
 - ① 常用労働者数による企業規模別給与水準 . . . 41
 - ② 給与水準の比較 . . . 42
- (5) 賃金構造基本統計調査の活用例
 - ① 常用労働者 100 人以上企業の給与水準 . . . 43
 - ② 所定内給与額の分布状況 . . . 53

(1) 賃金構造基本統計調査についての研究の方向性

公務員給与を取巻く状況

- ◆ 公務員給与が「賃金センサス」より高いのではないかという疑問や指摘
- ◆ 労働協約締結権付与の動き

給与決定の「指標」

職種別民間給与実態調査 (民調)

賃金構造基本統計調査 (賃金センサス)

【案1】
民調代替
(ラスパイレス比較)

【案2】
モデル比較
(職務給方式)

◆**現行制度の検証**
・調査としての「民調」と「賃金センサス」の比較。

◆**活用にあたっての検証**
・調査時期や統計手法などの影響。
・行政職給料表適用者に相当する労働者に限定できるか。
・労働者の属性(企業規模、年齢、最終学歴、役職など)の有無。

【案1】民調代替が可能?
【案2】モデル比較が可能?

◆**賃金センサスを活用とした場合の課題**

◆**メリット&デメリットの整理**

(2) 調査票データの入手

賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の概要

《目的》統計法に基づく指定統計調査

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすること。

○調査実施 6月1日から30日までの1ヶ月間の賃金等を7月1日から31日に調査。賞与は、前年1月1日から12月31日の1年間。

○公表の時期 調査実施の翌年3月頃
(平成21年分は平成22年2月24日公表)

○調査対象者 常用雇用労働者5人以上の事業所
(主な集計は常用雇用労働者10人以上によるものを公表)

統計法に基づく統計情報の提供

○行政機関等が統計の作成を行う場合には、調査票情報を2次利用することができる。

○厚生労働省の担当者との事前相談(1ヵ月程度)を行った上で、利用目的を付して申出を行い、審査を経て、調査票情報(生データ)の提供を受けた。

○提供された情報の利用期間は、使用許可日より原則1年未満。利用後はその成果を厚生労働省に報告する。

○前年調査の調査票データ提供の申出は、厚生労働省が調査(全国)結果を公表した後にすることができる。

調査票情報の提供

《提供を受けたデータ》

- ・大阪府内の常用雇用労働者10人以上事業所の正社員のデータ
(雇用期間の定めのある者、短時間労働者は除く。)

◆事業所単位のデータ

【調査事業所：1,884事業所分】

- 産業分類番号(大分類、中分類)
- 常用労働者のうち正社員・正職員の労働者数
- 企業全体の常用労働者数(区分のみ)
- 新規学卒者の初任給及び採用人員

◆個人単位のデータ

【調査実人員：30,872人分、母集団復元後：129.9万人分】

- 性別 ○最終学歴
- 年齢 ○勤続年数
- 労働者の種類
(生産労働者 or 事務等) ※建設業、製造業等に限定
- 役職番号
(部長級、課長級、係長級、非役職)
※企業規模常用労働者100人以上の事業所のみ
- 職種番号
(技術士、システム・エンジニア等の「技術職相当」)
- きまって支給する現金給与額
※通勤手当の分離はできない
- 超過労働給与額
- 前年1年間の賞与、期末手当等特別給与額
- 復元倍率

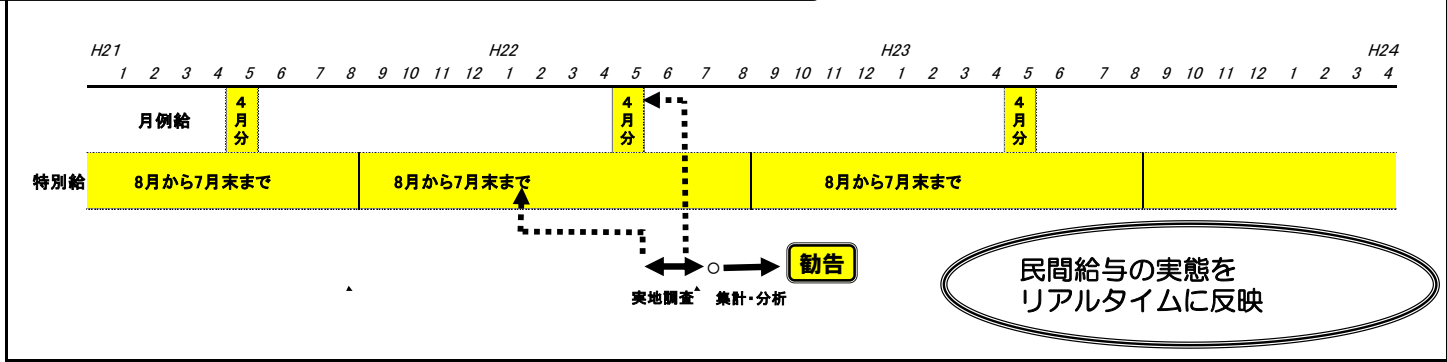
(3) - ① 相違点の整理

	職種別民間給与実態調査(民調)	賃金構造基本統計調査(賃金センサス)	課題等
公表 調査時点 調査期間	公表 : 10月中旬(勧告時) 調査時点: 月例給は4月 特別給は前年8月から当該年7月 調査期間: 5月初旬から6月中旬	公表 : 平成21年調査の公表は平成22年2月24日 調査時点: 月例給は前年6月 特別給は前々年1月から12月 調査期間: 前年7月	× 直近の雇用情勢を補完する必要
調査対象企業	企業規模正社員50人以上で 事業所規模正社員50人以上の事業所	5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所 10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所	
企業規模 事業所規模	企業規模、事業所規模とも正社員数のデータ有り	企業規模 : 常用雇用労働者数による8区分(区分のみ) 事業所規模 : 正社員数のデータ有り	▲ 企業規模が常用雇用数で大括り ○ 事業所単位の正社員数データ有り
母集団・抽出数	◎母集団217,882人・調査実人員 25,016人 ⇒ 抽出率 11.5%	◎大阪府内 常用労働者10人以上事業所 母集団129.9万人、調査実人員30,872人 ⇒ 抽出率2.4%	▲ 抽出率が低い
層化方法	都道府県別、組織(本・支店別)、企業規模別、産業別	都道府県別、産業、事業所規模別	▲ 企業規模による層化を行わない
産業	調査効率の観点から産業を限定 (農業、漁業、飲食宿泊業、サービス業等を除く)	全産業(農林水産業、公務等は除く)	◎ より広い範囲の民間給与を把握することができる。
雇用形態・職種	正社員のみ調査、事務・技術関係職種を主として、 その他教員、医療関係のデータを調査	パート労働者などの非正規社員等も含めて調査 教員、医師、生産工程等従事者など職種区分有り	○ 正社員に限定することが可能 ▲ 概ね「事務・技術関係職種」に相当する範囲に限定することが可能
労働者の属性	年齢、最終学歴	年齢、経験年数、最終学歴	◎ 経験年数のデータが有り
給与	月例給: きまって支給する給与(諸手当、時間外勤務手当等を含む) 特別給: 事業所単位の支給額⇒月数比較	月例給: きまって支給する給与(諸手当、時間外勤務手当等を含む、通勤手当の分離不可)、 特別給: 労働者単位の年間支給額	× 実費弁償的要素が高い「通勤手当」を分離できない
役職者要件	支店長、部長、次長、課長、課長代理、係長、主任、 係員 *役職者の要件は、部下要件を正社員数でカウント	部長級、課長級、係長級、非役職 *企業規模常用労働者100人以上の事業所のみ分類有り *役職者の要件は、部下要件を常用雇用労働者数で カウント	▲ 企業規模常用労働者数100人以上の事業所のみ ▲ 役職者区分が少ない

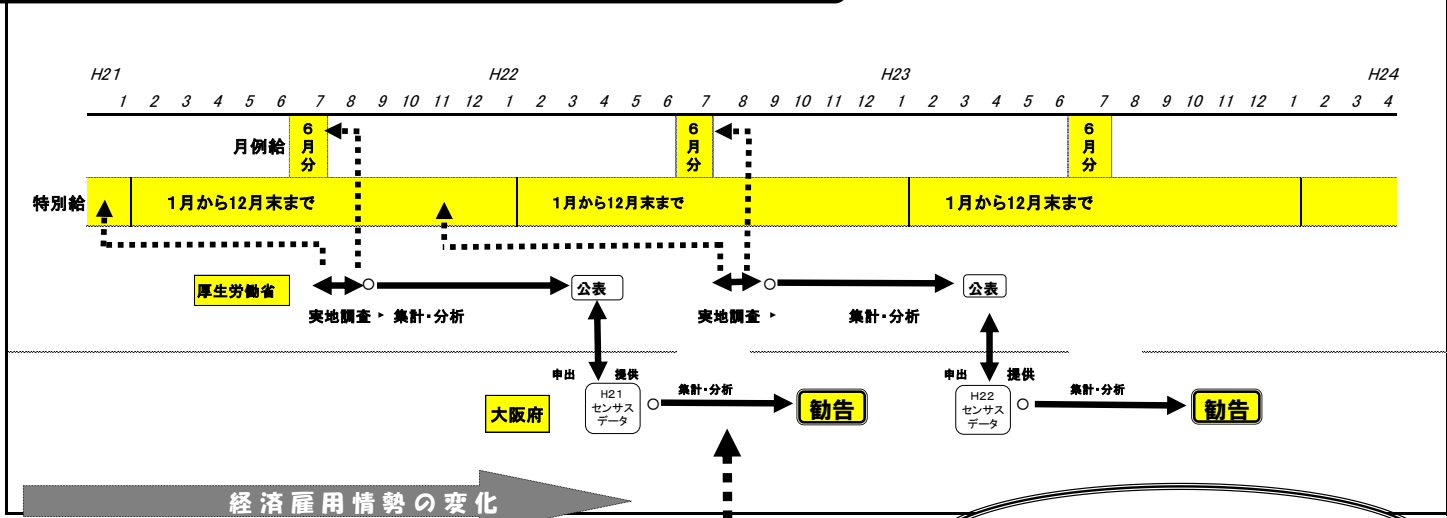
×…課題有り ▲…検討要 ○…課題なし ◎… 民調より詳しい

(3) - ② 勧告時期との関係

* 民間給与実態調査による場合



* 賃金構造基本統計調査 (賃金センサス) による場合



* 毎月勤労統計調査

毎月算出される賃金指数により、前年同月からの変化の把握が可能

1年遅れのデータ補完する必要

直近の賃金情勢を反映する手法の検討

経済雇用情勢の変化

(3) - ③ 対象労働者の範囲

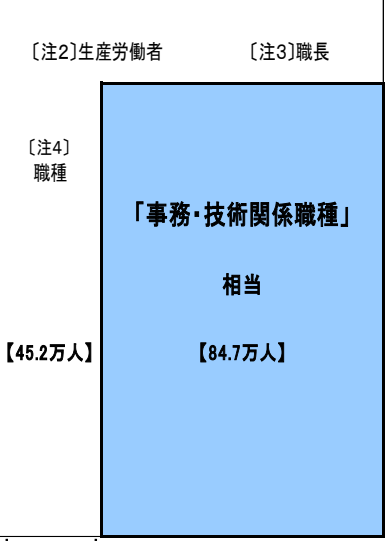


〔注1〕常用労働者とは

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ③ 日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

正社員フルタイムに限定

厚生労働省からの提供データ



府職員(行政職給料表適用者=事務・技術関係職種相当)給与との比較対象とする労働者から除外

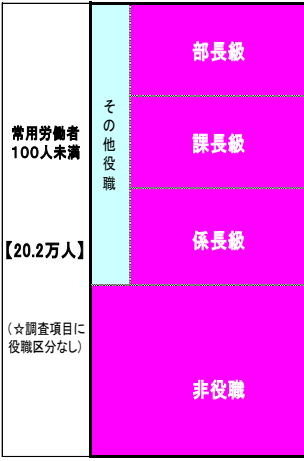
〔注2〕「生産労働者」とは、
 鉱業、建設業、製造業で生産現場、建設作業等で作業に従事する労働者
 〔注3〕「職長」とは、生産労働者等の長として指揮監督する者

〔注4〕ここでいう「職種」とは、
 「事務・技術関係職種」に相当する職種以外の専門的・技術的関連やサービス関連の業務等に従事する者(123職種)

⇒詳細は、P38を参照

事務技術職種相当に限定

役職者の区分は
 常用労働者「100人以上」の企業
 に限定される！！



〔注5〕役職区分有り【64.5万人】

〔注5〕役職要件
 役職要件は概ね「民調」と同じ
 ただし、部下要件の人数は、
 賃金センサスは、「常用労働者数」で、
 民調は、「正社員数」でカウント

⇒詳細は、P40を参照

(注)【 】の人数は、提供データによる母集団復元後の労働者数

(3) - ④ 専門的・技術的関連職業従事者等の「職種区分」

「事務・技術関係職種」
に相当 P 37 を参照

職種区分

【専門的・技術的関連職業従事者】

化学分析員
技術士
一級建築士
測量技術者
システム・エンジニア
プログラマー

自然科学系研究者
医師
歯科医師
獣医師
薬剤師
看護師
准看護師
看護補助者
診療放射線・診療エックス線技師
臨床検査技師
理学療法士、作業療法士
歯科衛生士
歯科技工士
栄養士
保育士（保母・保父）
介護支援専門員（ケアマネージャー）
ホームヘルパー
福祉施設介護員
弁護士
公認会計士、税理士

社会保険労務士
不動産鑑定士
幼稚園教諭
高等学校教員
大学教授
大学准教授
大学講師
各種学校・専修学校教員
個人教師、塾・予備校講師
記者
デザイナー

【事務関連従事者】

ワープロ・オペレーター
キーパンチャー
電子計算機オペレーター

【販売関連従事者】

百貨店店員
販売店員（百貨店店員を除く。）
スーパー店チェッカー
自動車外交販売員
家庭用品外交販売員
保険外交員

【サービス関連従事者】

理容・美容師
洗たく工
調理士
調理士見習
給仕従事者
娯楽接客員

【保安関連従事者】

警備員
守衛

【運輸・通信関連従事者】

電車運転士
電車車掌
旅客掛
自家用乗用自動車運転者
自家用貨物自動車運転者
タクシー運転者
営業用バス運転者
営業用大型貨物自動車運転者
営業用普通・小型貨物自動車運転者
航空機操縦士
航空機客室乗務員

【生産工程・労務関連従事者】

製鋼工
非鉄金属精錬工
鋳物工
型鍛造工
鉄鋼熱処理工
圧延伸張工
金属検査工
一般化学工
化繊紡糸工
ガラス製品工
陶磁器工
旋盤工
フライス盤工
金属プレス工
鉄工
板金工
電気めっき工
バフ研磨工
仕上工
溶接工
機械組立工
機械検査工
機械修理工
重電機器組立工
通信機器組立工
半導体チップ製造工
プリント配線工
軽電機器検査工
自動車組立工
自動車整備工
パン・洋生菓子製造工
精紡工
織布工

洋裁工
ミシン縫製工
製材工
木型工
家具工
建具製造工
製紙工
紙器工
プロセス製版工
オフセット印刷工
合成樹脂製品成形工
金属・建築塗装工
機械製図工
ボイラー工
クレーン運転工
建設機械運転工
玉掛け作業員
発電・変電工
電気工
掘削・発破工
型枠大工
とび工
鉄筋工
大工
左官
配管工
はつり工
土工
港湾荷役作業員
ビル清掃員
用務員

* 提供された全労働者のデータから、専門的・技術的関連職業従事者等の
職種区分に該当する労働者のデータを除くことにより、
公務員給与と比較を行う
「事務・技術関係職種」に相当する労働者に限定することが可能

(3) - ⑤ 企業規模・正社員数でみた事業所の分布

◆平成20年賃金構造基本統計調査（賃金センサス）における調査完了事業所

(単位:事業所数)

事業所の 正社員数	0~29	30~49	50~99	100~199	200~299	300~399	400~499	500~999	1000~2999	3000~	計	事業所単位 正社員数平均
企業全体の 常用労働者数												
10 ~ 29人	314										314	10.6人
30 ~ 99人	171	113	41								325	27.8人
100 ~ 299人	151	34	54	49	3						291	47.6人
300 ~ 499人	58	12	12	14	4	3	2				105	64.4人
500 ~ 999人	63	17	16	18	19	9	7	16			165	161.4人
1000 ~ 4999人	202	29	31	45	13	8	11	26	12		377	150.9人
5000人以上	164	26	36	17	12	7	7	21	15	2	307	205.8人
企業規模100人以上計	638	118	149	143	51	27	27	63	27	2	1,245	134.4人
企業規模10人以上計	1123	231	190	143	51	27	27	63	27	2	1,884	95.4人

企業規模100~299人の
事業所における
正社員数の平均は、
「47.6人」

賃金センサスの場合
役職区分があるのは、
網掛けの範囲
企業規模が常用労働者で
100以上の事業所が対象

民調は、この太枠の範囲
企業規模が正社員数で50人以上で、
かつ、事業所規模が正社員数で50以上の事業所が調査対象

(3) - ⑥ 調査における「役職段階」の定義の比較

職種別民間給与実態調査（民調）		賃金構造基本統計調査（賃金センサス）	
対象労働者	企業規模が正社員数で50人以上、かつ、事業所規模が正社員数で50人以上の事業所に勤務する者	常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者	
役職段階	支店長等	構成員50人以上の支店の長	
	部長	①構成員20人以上又は2課以上の部の長 ②職責が①に相当する部の長又は部長級専門職	部長級 ①「部長」「局長」と呼ばれているもので、2課以上又は構成員が20人以上（部長等を含む）のもの ②職務内容及び責任の程度が①に相当する者
	次長	①「部長①」に事故等があるときの職務代理者（部に1人） ②職責が①に相当する部の次長又は部次長級専門職	
	課長	①構成員10人以上又は2係以上の課の長 ②職責が①に相当する課の長又は課長級専門職	課長級 ①「課長」と呼ばれているもので、2係以上又は構成員が10人以上（課長等を含む）のもの ②職務内容及び責任の程度が①に相当する者
	課長代理	①「課長①」に事故等があるときの職務代理者（課に1人） ②職族の部下に係長又は部下4人以上を有する課長代理 ③職責が①又は②に相当する課長代理又は課長代理級専門職	
	係長	①部下を有する係の長 ②職責が①に相当する係の長又は係長級専門職	係長級 ①構成員の人数にかかわらず通常「係長」と呼ばれているもの ②職務内容及び責任の程度が①に相当する者
	主任	①係制のある事業所において主任の職名を有する者 ②係制のない事業所において主任の職名を有する者のうち部下を有する者 ③職責が②に相当する主任の職名を有する者	
	係員	上司の指導、監督の下に定例的な業務を行う、いわゆる一般の事務員	非役職

1. 部下要件は、賃金センサスでは部下の人数を「常用労働者数」で、民調では「正社員数」でカウント。
2. 賃金センサスでは、上記の役職要件に合致しない役職者については、「その他役職」としてデータ上区分。

(4) - ① 常用労働者数による企業規模別給与水準

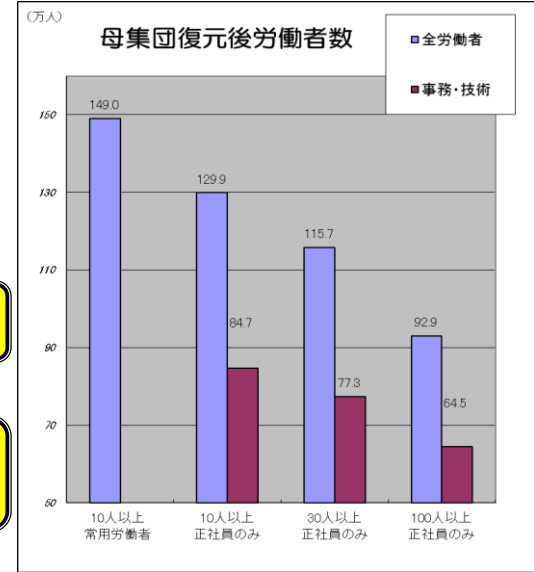
◆雇用形態別・職種別

企業規模 常用労働者数	労働者の区分	労働者数 (人)		平均年齢 (歳)	平均給与(千円)		
		調査実人員	母集団 復元人員		所定内給与	特別給	年間給与
10人以上	全国・常用労働者	—	21,455,110	40.9	299.1	915.0	4,504.2
	大阪府内・常用労働者	—	1,490,190		324.5	1,006.0	4,899.5
	男子	—	1,021,100	42.2	362.8	1,191.0	5,544.6
	女子	—	469,090	37.5	241.0	603.3	3,495.3
10人以上	大阪府内・正社員	30,872	1,298,770	39.7	344.8	1,178.9	5,317.3
	大阪府内・正社員 (事務・技術関係職種相当)	22,151	847,273	39.9	372.7	1,373.7	5,846.4
30人以上	大阪府内・正社員	27,706	1,157,318	39.5	349.5	1,258.2	5,452.2
	大阪府内・正社員 (事務・技術関係職種相当)	20,284	772,994	39.7	377.8	1,450.1	5,984.1
100人以上	大阪府内・正社員	22,966	929,137	39.5	360.3	1,398.6	5,721.8
	大阪府内・正社員 (事務・技術関係職種相当)	17,154	644,961	39.8	388.4	1,576.9	6,237.7

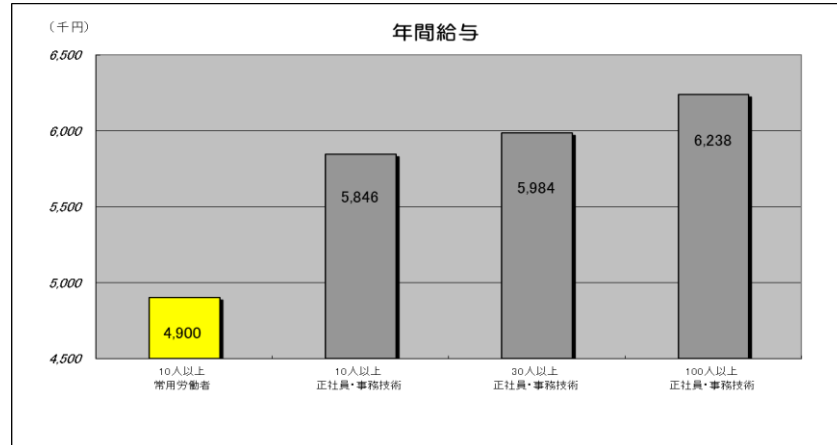
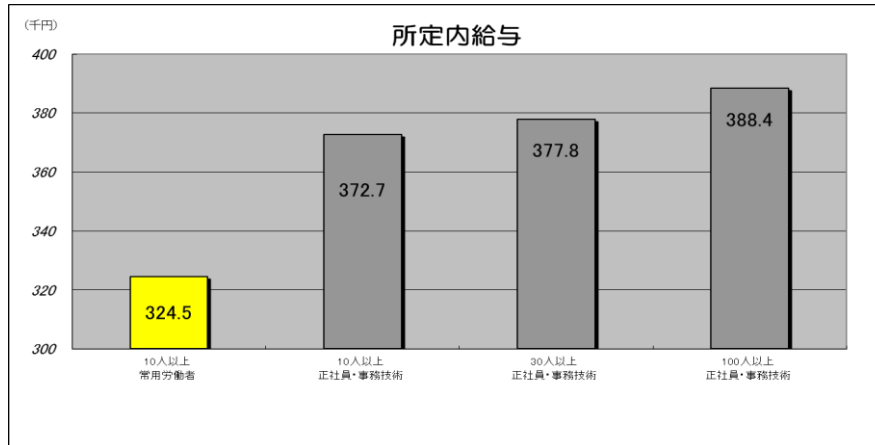
公表値
(厚生労働省)

✕ 調査項目に
役職区分なし

◎ 役職区分
あり
⇒詳細は
「P43~52」



注)「年間給与」は、「所定内給与」に12を乗じたものに「特別給」の額を加えたもの。



(4) - ② 給与水準の比較 職種別民間給与実態調査と賃金構造基本統計調査の比較

◆正社員（事務・技術関係職種）

年齢階層	職種別民間給与実態調査(民調)				賃金構造基本統計調査(賃金センサス)			
	正社員50以上の事業所				企業規模常用労働者100以上の事業所			
	平均年齢 (歳)	所定内給与 (円)	調査実人員 (人)	母集団 復元人員 (人)	平均年齢 (歳)	所定内給与 (円)	調査実人員 (人)	母集団 復元人員 (人)
年齢階層計	37.5	374,403	25,016	217,883	39.8	388,396	17,154	644,961
～19		173,775	60	410		173,902	55	1,560
20～24		223,085	1,674	15,692		213,122	1,523	50,627
25～29		254,172	4,096	38,772		253,648	2,127	75,769
30～34		304,473	4,229	38,207		310,350	2,337	91,728
35～39		363,506	4,550	40,901		365,488	2,739	115,320
40～44		440,515	3,647	31,153		434,743	2,540	93,938
45～49		503,503	2,788	21,679		496,897	2,168	77,186
50～54		540,648	1,997	15,313		520,549	1,767	61,527
55～59		562,271	1,852	14,574		513,660	1,696	68,362
60～		453,638	123	1,182		365,573	202	8,944

注)「所定内給与」は、きまって支給する給与額から時間外勤務手当等の額を除いたもの。「通勤手当」を含む。

年齢階層を要素

労働者の構成を合わせて比較

◆民調の労働者構成で比較

民調から見た指数=98.39

①民調	②賃金センサス	差 ①-②
374,403円	368,370円	6,033円

◆センサスの労働者構成で比較

民調から見た指数=97.59

①民調	②賃金センサス	差 ①-②
397,971円	388,396円	9,575円

* 統計手法の違い等による影響

◆調査時点(民調:4月、賃金センサス:6月)

- ・ベアや定昇改定の積み残し分は4月調査の方が多い。 → 賃金センサスに有利
- ・通勤手当の支給は4月の方が多い。 → 民調に有利
- ・調査時点の年齢は賃金センサスの方が高くなる。 → 民調に有利

◆調査対象

- ・民調では、新規学卒者の初任給額を別途調査。 → 民調に有利
- ・民調では、いわゆる「役降り」の非役職者は対象としない。 → 民調に有利

◆抽出率等(H20年調査結果)

- ・民調 : 母集団217,882人、調査実人員25,016人、抽出率11.5%
- ・賃金センサス : 母集団644,961人、調査実人員17,154人、抽出率 2.7%
(全国ベースの標本誤差5%)

(5)-① 常用労働者100人以上企業の給与水準 【全職階】

全職階—企業規模別

◆所定内給与

(単位:千円)

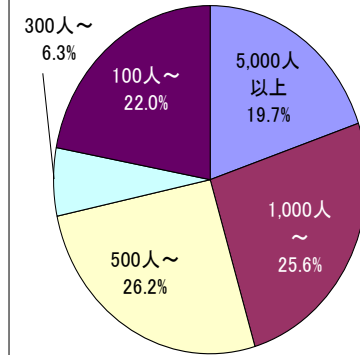
	企業規模計	5,000人以上	1,000～4,999人	500～999人	300～499人	100～299人
～19歳	173.9	167.6	164.1	171.9	195.9	182.3
20～24歳	213.1	216.7	212.6	222.7	194.3	205.0
25～29歳	253.6	268.1	249.7	257.3	248.9	242.6
30～34歳	310.4	341.3	315.7	311.0	297.3	281.3
35～39歳	365.5	406.1	361.2	379.2	355.0	322.6
40～44歳	434.7	497.9	436.3	451.3	399.6	359.4
45～49歳	496.9	509.7	493.9	554.0	450.4	440.4
50～54歳	520.5	547.2	547.5	527.3	569.0	442.0
55～59歳	513.7	557.0	525.0	509.1	471.1	473.2
60歳～	365.6	357.3	406.8	323.5	468.0	318.1
年齢階層計	388.4	432.1	398.1	388.3	370.0	343.3

◆年間給与

(単位:千円)

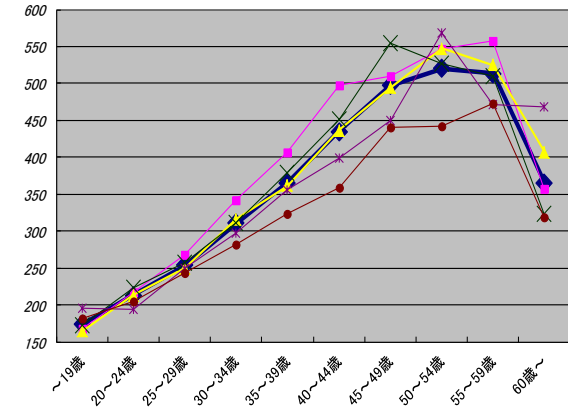
	企業規模計	5,000人以上	1,000～4,999人	500～999人	300～499人	100～299人
～19歳	2,266.7	2,252.2	2,027.4	2,219.2	2,600.2	2,323.1
20～24歳	2,972.9	3,047.4	2,945.7	3,215.1	2,608.9	2,760.2
25～29歳	3,921.3	4,381.1	3,972.3	3,848.0	3,773.4	3,635.2
30～34歳	4,909.2	5,699.0	5,035.2	4,862.3	4,609.9	4,255.1
35～39歳	5,849.5	6,806.7	5,818.0	6,133.3	5,507.5	4,829.1
40～44歳	7,160.1	8,582.3	7,336.8	7,399.5	6,294.7	5,463.1
45～49歳	8,119.5	8,821.5	8,218.8	9,046.1	6,928.8	6,619.6
50～54歳	8,509.0	9,558.0	9,041.9	8,479.3	9,082.8	6,661.2
55～59歳	8,372.8	9,765.3	8,625.4	8,129.0	7,457.9	7,188.6
60歳～	5,791.5	5,927.0	6,852.0	5,024.2	7,528.2	4,638.5
年齢階層計	6,237.7	7,358.1	6,493.4	6,180.9	5,749.7	5,144.1

企業規模別構成比
(母集団復元後)

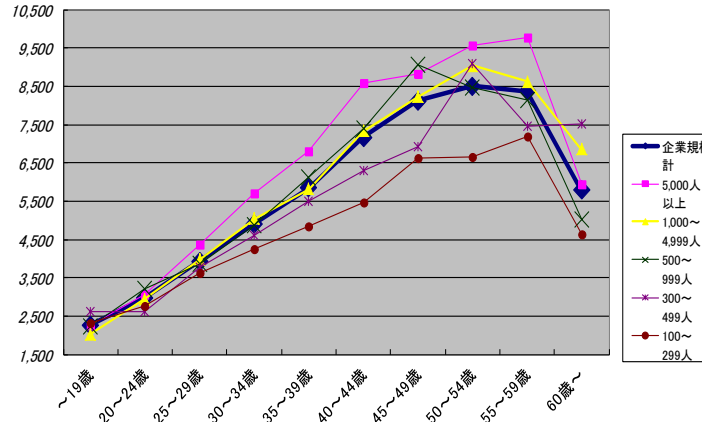


1 常用労働者100人以上企業(事務・技術関係職種相当)の労働者の給与について、企業規模別に平均したもの。

(千円) 所定内給与



(千円) 年間給与



全職階一学歴別

◆所定内給与

(単位:千円)

	学歴計	大学・大学院	高専・短大	高校	中学
～19歳	173.9	-	-	173.9	-
20～24歳	213.1	222.4	198.4	188.9	*
25～29歳	253.6	261.4	227.6	230.4	411.9
30～34歳	310.4	330.3	267.3	280.5	242.0
35～39歳	365.5	406.3	320.5	313.3	282.9
40～44歳	434.7	486.1	358.8	364.0	265.3
45～49歳	496.9	547.4	405.1	414.4	349.3
50～54歳	520.5	575.2	464.7	442.6	362.3
55～59歳	513.7	562.3	520.0	470.7	362.2
60歳～	365.6	431.5	329.0	318.8	373.5
年齢階層計	388.4	414.6	321.2	368.2	335.9

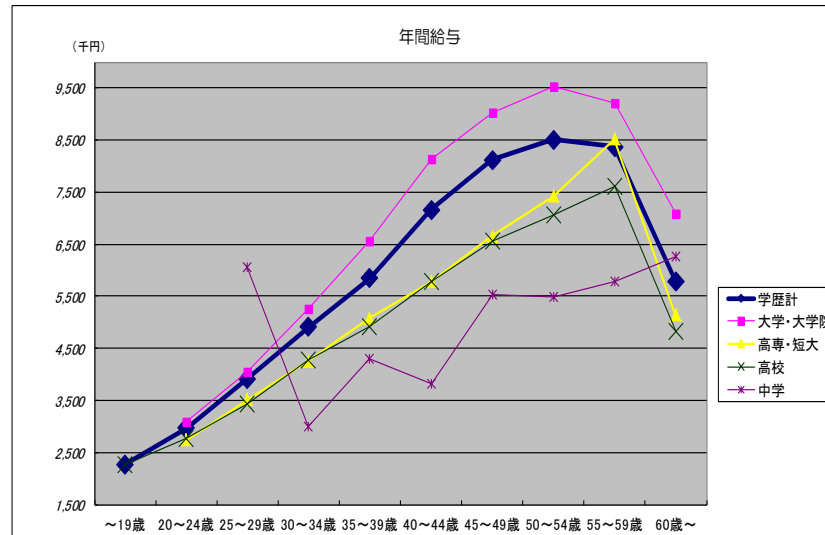
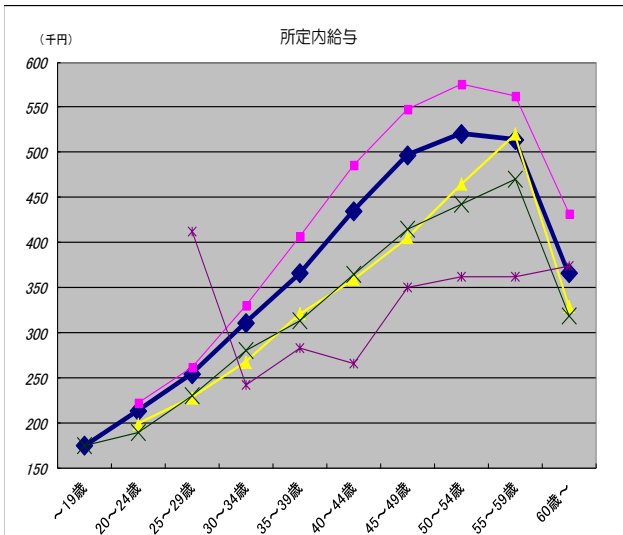
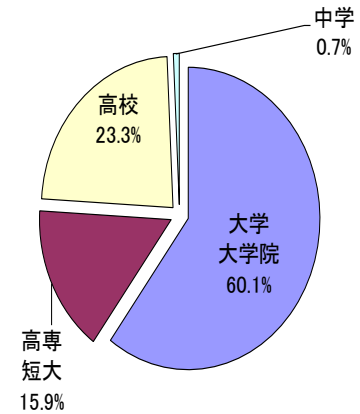
1 常用労働者100人以上企業(事務・技術関係職種相当)の労働者の給与について、学歴別に平均したもの。
2 「*」は、調査実人員が2名以下の場合。

◆年間給与

(単位:千円)

	学歴計	大学・大学院	高専・短大	高校	中学
～19歳	2,266.7	-	-	2,266.7	-
20～24歳	2,972.9	3,088.7	2,743.2	2,771.8	*
25～29歳	3,921.3	4,056.6	3,516.6	3,432.2	6,056.8
30～34歳	4,909.2	5,256.6	4,255.6	4,285.5	2,999.1
35～39歳	5,849.5	6,567.9	5,085.3	4,906.3	4,307.5
40～44歳	7,160.1	8,135.7	5,781.5	5,774.3	3,826.5
45～49歳	8,119.5	9,023.5	6,656.7	6,569.1	5,527.2
50～54歳	8,509.0	9,531.4	7,428.6	7,062.6	5,490.6
55～59歳	8,372.8	9,211.1	8,525.3	7,619.8	5,791.5
60歳～	5,791.5	7,078.7	5,133.5	4,818.5	6,272.5
年齢階層計	6,237.7	6,714.6	5,093.5	5,817.9	5,266.2

学歴別構成比 (母集団復元後)



(5) - ① 常用労働者100人以上企業の給与水準 【部長級】

部長級一企業規模別

◆ 所定内給与

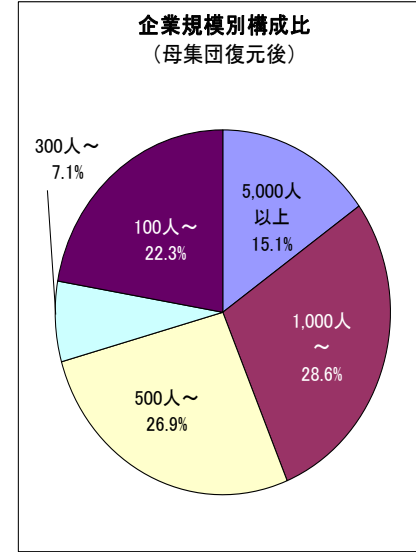
(単位: 千円)

	企業規模計	5,000人以上	1,000～4,999人	500～999人	300～499人	100～299人
～19歳	-	-	-	-	-	-
20～24歳	-	-	-	-	-	-
25～29歳	*	-	*	-	-	-
30～34歳	485.0	*	555.5	-	*	-
35～39歳	579.7	619.5	879.8	528.0	411.0	504.3
40～44歳	695.6	700.8	551.0	790.8	627.1	525.5
45～49歳	715.1	762.9	712.0	689.3	549.2	805.8
50～54歳	678.5	743.8	706.3	605.9	884.7	547.9
55～59歳	677.5	832.0	717.3	621.8	671.2	593.5
60歳～	645.2	810.1	511.0	*	843.7	594.2
年齢階層計	687.3	761.6	694.0	688.8	736.5	610.7

◆ 年間給与

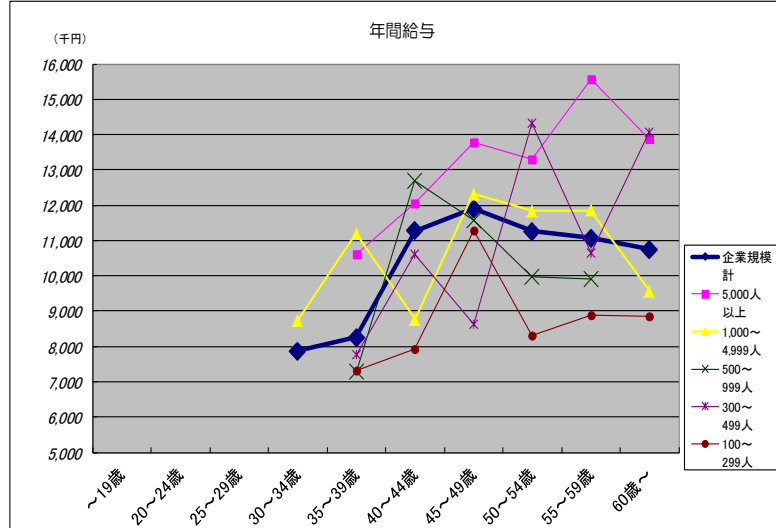
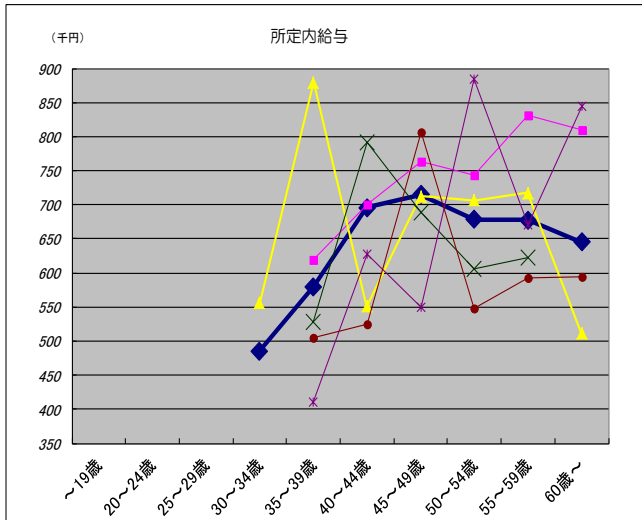
(単位: 千円)

	企業規模計	5,000人以上	1,000～4,999人	500～999人	300～499人	100～299人
～19歳	-	-	-	-	-	-
20～24歳	-	-	-	-	-	-
25～29歳	*	-	*	-	-	-
30～34歳	7,877.3	*	8,737.2	-	*	-
35～39歳	8,259.1	10,604.4	11,203.6	7,286.3	7,772.3	7,320.1
40～44歳	11,269.3	12,045.2	8,762.3	12,680.5	10,622.6	7,929.4
45～49歳	11,892.2	13,762.0	12,312.0	11,562.9	8,642.9	11,287.9
50～54歳	11,263.7	13,295.4	11,840.3	9,986.4	14,335.3	8,307.2
55～59歳	11,069.1	15,553.7	11,857.0	9,896.3	10,645.4	8,889.0
60歳～	10,740.5	13,866.9	9,567.8	*	14,075.0	8,847.4
年齢階層計	11,311.9	13,732.8	11,643.2	11,326.8	11,911.6	9,032.7



1 常用労働者100人以上企業(事務・技術関係職種相当)の労働者の給与について、企業規模別に平均したもの。

2 「*」は、調査実人員が2名以下の場合。



部長級一学歴別

◆所定内給与

(単位:千円)

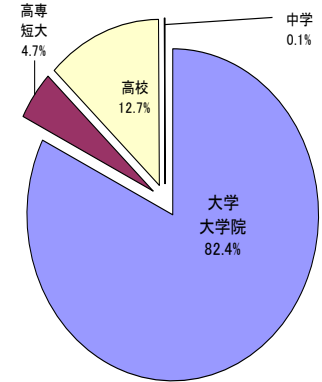
	学歴計	大学・大学院	高専・短大	高校	中学
～19歳	-	-	-	-	-
20～24歳	-	-	-	-	-
25～29歳	*	*	-	-	-
30～34歳	485.0	485.0	-	-	-
35～39歳	579.7	649.1	426.7	527.4	-
40～44歳	695.6	724.7	570.7	538.5	-
45～49歳	715.1	721.6	547.0	608.3	-
50～54歳	678.5	695.3	569.4	594.9	-
55～59歳	677.5	702.2	612.8	628.3	*
60歳～	645.2	664.8	-	526.4	-
年齢階層計	687.3	706.3	574.6	606.9	617.3

◆年間給与

(単位:千円)

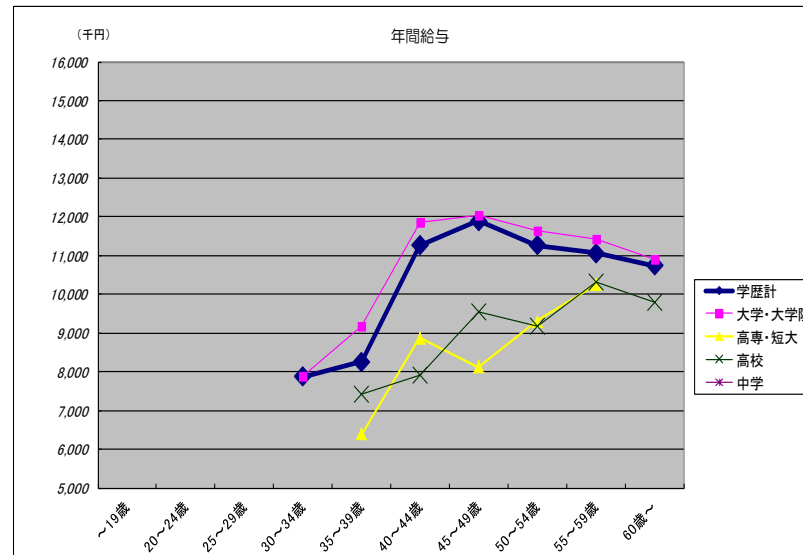
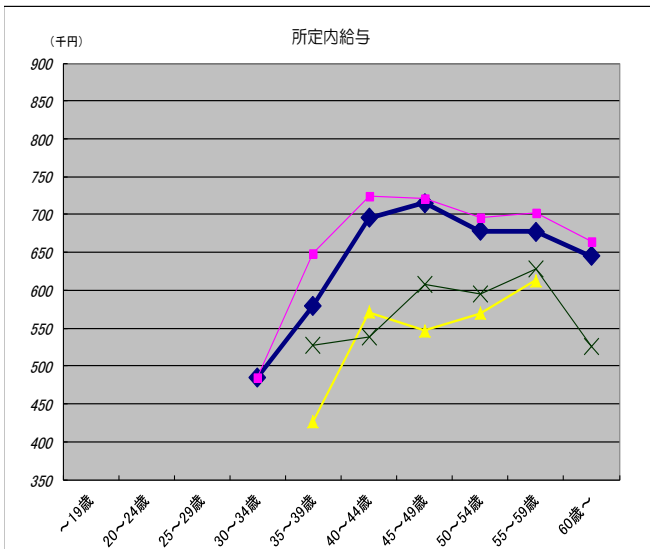
	学歴計	大学・大学院	高専・短大	高校	中学
～19歳	-	-	-	-	-
20～24歳	-	-	-	-	-
25～29歳	*	*	-	-	-
30～34歳	7,877.3	7,877.3	-	-	-
35～39歳	8,259.1	9,180.2	6,398.0	7,405.4	-
40～44歳	11,269.3	11,865.4	8,869.5	7,912.8	-
45～49歳	11,892.2	12,035.9	8,113.5	9,535.5	-
50～54歳	11,263.7	11,628.2	9,301.0	9,161.5	-
55～59歳	11,069.1	11,435.8	10,244.9	10,305.9	*
60歳～	10,740.5	10,896.3	-	9,798.6	-
年齢階層計	11,311.9	11,671.9	9,307.2	9,738.7	10,116.2

学歴別構成比 (母集団復元後)



1 常用労働者100人以上企業(事務・技術関係職種相当)の労働者の給与について、学歴別に平均したもの。

2 「*」は、調査実人員が2名以下の場合。



(5) - ① 常用労働者100人以上企業の給与水準 【課長級】

課長級—企業規模別

◆ 所定内給与

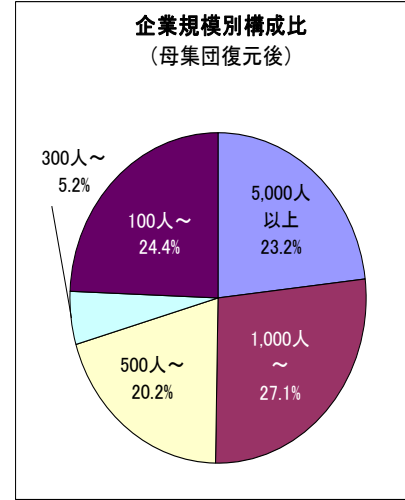
(単位: 千円)

	企業規模計	5,000人以上	1,000～4,999人	500～999人	300～499人	100～299人
～19歳	-	-	-	-	-	-
20～24歳	-	-	-	-	-	-
25～29歳	262.7	-	*	*	*	252.9
30～34歳	435.8	588.8	361.2	356.7	435.8	380.0
35～39歳	456.2	554.6	433.5	439.5	437.6	404.2
40～44歳	516.8	600.1	513.7	492.6	480.3	452.2
45～49歳	527.5	609.9	504.6	533.4	521.9	473.2
50～54歳	541.5	637.2	590.9	491.4	491.0	478.1
55～59歳	539.0	631.1	546.6	497.0	504.7	486.3
60歳～	390.8	-	405.9	354.8	-	385.9
年齢階層計	516.8	609.0	515.1	493.7	484.5	457.2

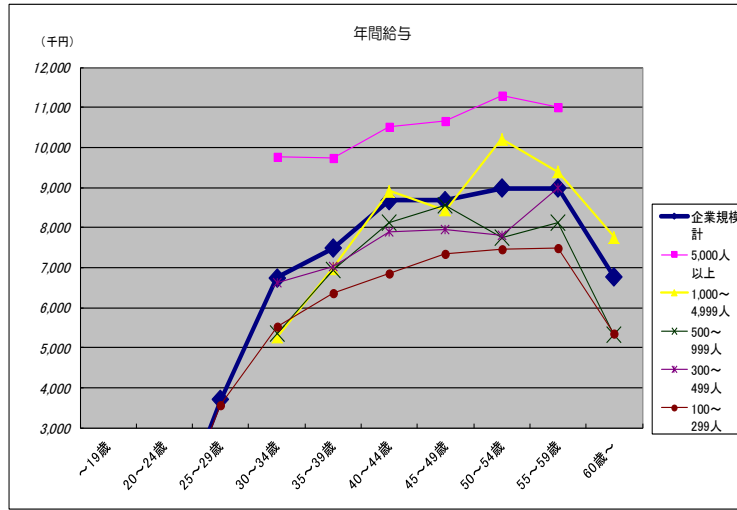
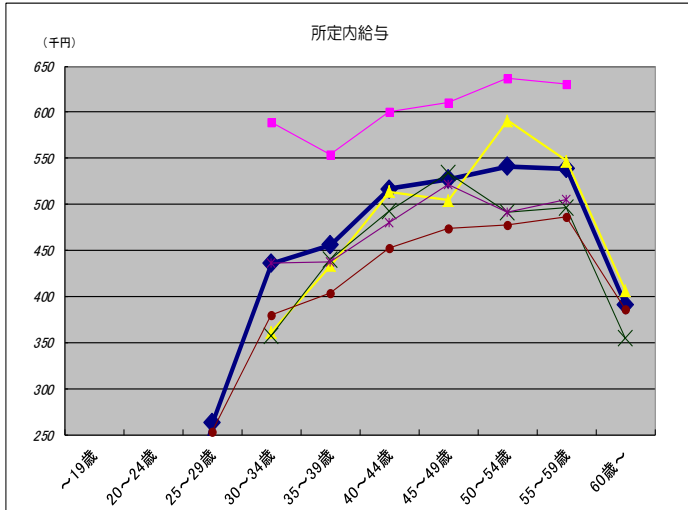
◆ 年間給与

(単位: 千円)

	企業規模計	5,000人以上	1,000～4,999人	500～999人	300～499人	100～299人
～19歳	-	-	-	-	-	-
20～24歳	-	-	-	-	-	-
25～29歳	3,705.1	-	*	*	*	3,550.1
30～34歳	6,747.3	9,771.8	5,253.4	5,353.6	6,620.9	5,519.6
35～39歳	7,480.5	9,732.5	6,966.6	6,925.5	7,026.6	6,365.3
40～44歳	8,676.5	10,511.6	8,900.1	8,118.0	7,891.4	6,855.0
45～49歳	8,679.6	10,658.5	8,436.1	8,546.9	7,942.2	7,337.8
50～54歳	8,983.3	11,304.1	10,199.3	7,742.6	7,795.1	7,448.1
55～59歳	8,981.6	11,014.4	9,379.5	8,129.9	8,981.6	7,498.3
60歳～	6,757.0	-	7,748.4	5,308.4	-	5,345.9
年齢階層計	8,563.0	10,660.7	8,745.6	7,942.4	7,763.3	7,048.9



1 常用労働者100人以上企業(事務・技術関係職種相当)の労働者の給与について、企業規模別に平均したもの。
 2 「*」は、調査実人員が2名以下の場合。



課長級一学歴別

◆所定内給与

(単位:千円)

	学歴計	大学・大学院	高専・短大	高校	中学
～19歳	-	-	-	-	-
20～24歳	-	-	-	-	-
25～29歳	262.7	273.0	*	*	-
30～34歳	435.8	458.0	*	370.5	-
35～39歳	456.2	473.1	424.1	405.9	-
40～44歳	516.8	547.3	440.7	440.8	*
45～49歳	527.5	541.3	500.8	483.0	*
50～54歳	541.5	545.6	510.8	540.9	*
55～59歳	539.0	548.0	536.4	524.0	576.7
60歳～	390.8	485.4	-	344.0	*
年齢階層計	516.8	532.3	476.5	485.7	519.9

1 常用労働者100人以上企業(事務・技術関係職種相当)の労働者の給与について、学歴別に平均したもの。

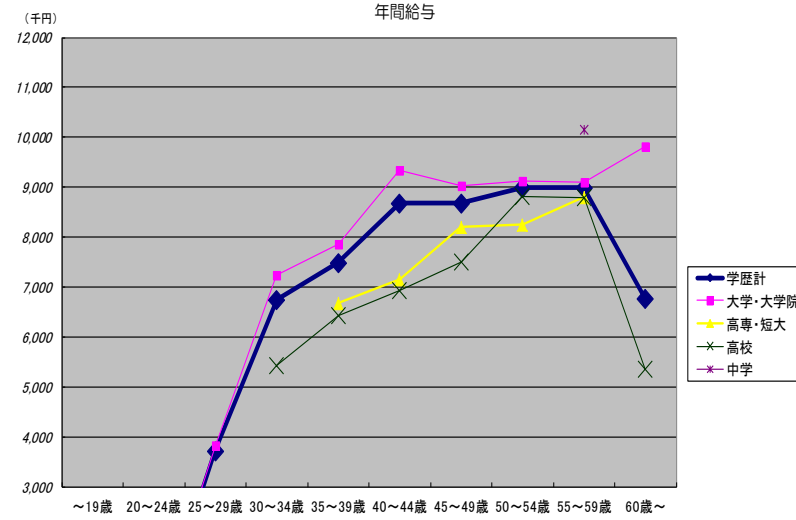
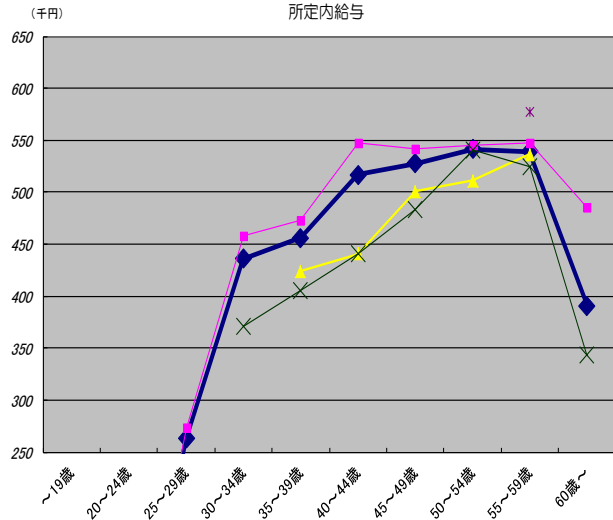
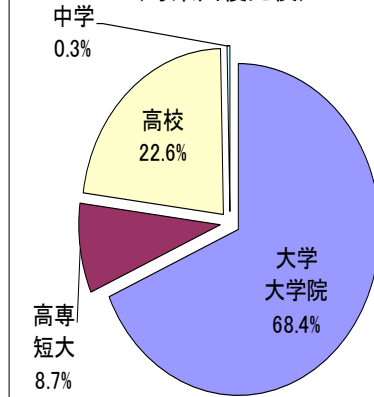
2 「*」は、調査実人員が2名以下の場合。

◆年間給与

(単位:千円)

	学歴計	大学・大学院	高専・短大	高校	中学
～19歳	-	-	-	-	-
20～24歳	-	-	-	-	-
25～29歳	3,705.1	3,835.6	*	*	-
30～34歳	6,747.3	7,240.0	*	5,411.6	-
35～39歳	7,480.5	7,861.2	6,672.1	6,432.0	-
40～44歳	8,676.5	9,350.2	7,144.3	6,927.7	*
45～49歳	8,679.6	9,017.0	8,196.0	7,491.3	*
50～54歳	8,983.3	9,127.4	8,241.2	8,820.1	*
55～59歳	8,981.6	9,106.7	8,800.7	8,777.9	10,139.6
60歳～	6,757.0	9,804.9	-	5,342.2	*
年齢階層計	8,563.0	8,914.5	7,701.6	7,827.7	8,875.9

学歴別構成比 (母集団復元後)



(5)-① 常用労働者100人以上企業の給与水準 【係長級】

係長級—企業規模別

◆ 所定内給与

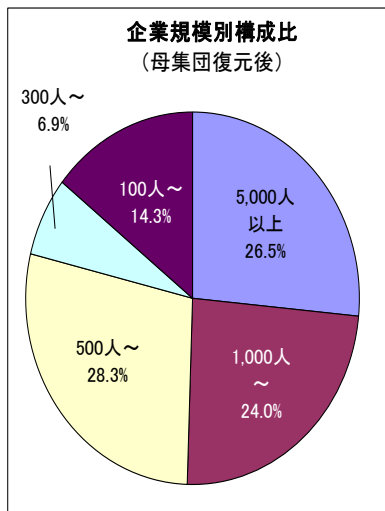
(単位:千円)

	企業規模計	5,000人以上	1,000～4,999人	500～999人	300～499人	100～299人
～19歳	-	-	-	-	-	-
20～24歳	*	-	-	*	-	-
25～29歳	369.1	415.5	268.5	301.3	*	280.1
30～34歳	350.4	399.5	342.9	303.3	339.1	322.8
35～39歳	421.4	435.7	381.9	470.5	343.2	356.6
40～44歳	424.7	474.7	417.8	424.9	327.4	381.3
45～49歳	465.6	482.1	439.2	549.5	370.8	388.6
50～54歳	452.4	511.2	447.2	455.6	346.9	375.7
55～59歳	471.0	500.0	431.2	494.1	337.4	458.9
60歳～	429.2	*	*	*	*	*
年齢階層計	428.7	461.6	400.0	467.3	357.9	373.5

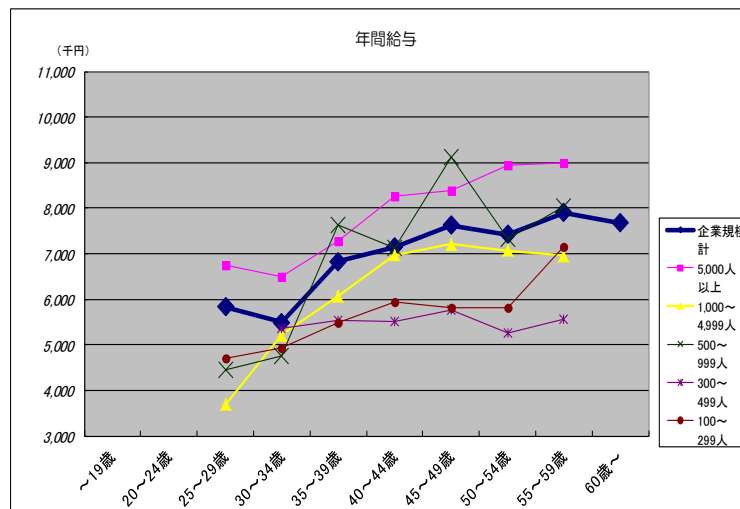
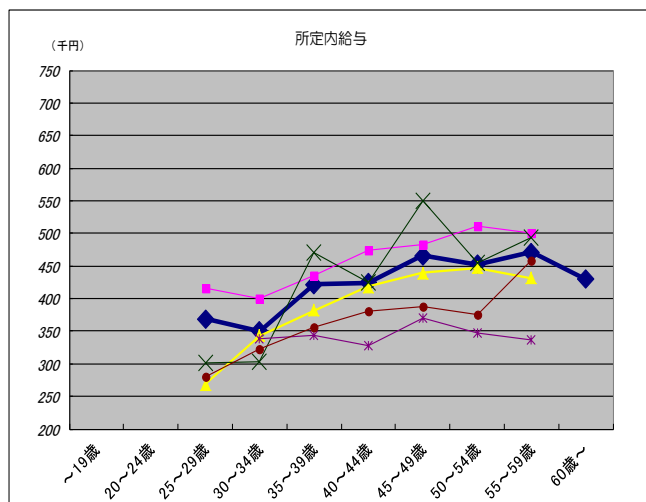
◆ 年間給与

(単位:千円)

	企業規模計	5,000人以上	1,000～4,999人	500～999人	300～499人	100～299人
～19歳	-	-	-	-	-	-
20～24歳	*	-	-	*	-	-
25～29歳	5,835.8	6,737.3	3,682.1	4,462.7	*	4,700.9
30～34歳	5,494.5	6,503.6	5,212.9	4,764.8	5,364.4	4,936.5
35～39歳	6,824.2	7,273.6	6,074.7	7,643.7	5,527.5	5,494.1
40～44歳	7,145.2	8,268.2	6,963.3	7,118.8	5,523.4	5,947.8
45～49歳	7,626.6	8,390.7	7,204.8	9,125.3	5,775.4	5,824.8
50～54歳	7,422.0	8,935.5	7,075.8	7,337.6	5,269.7	5,809.1
55～59歳	7,897.0	8,995.9	6,955.9	8,030.1	5,556.6	7,147.1
60歳～	7,677.3	*	*	*	*	*
年齢階層計	7,035.8	7,928.1	6,436.5	7,649.3	5,836.2	5,744.4



1 常用労働者100人以上企業(事務・技術関係職種相当)の労働者の給与について、企業規模別に平均したもの。
 2 「*」は、調査実人員が2名以下の場合。



係長級一学歴別

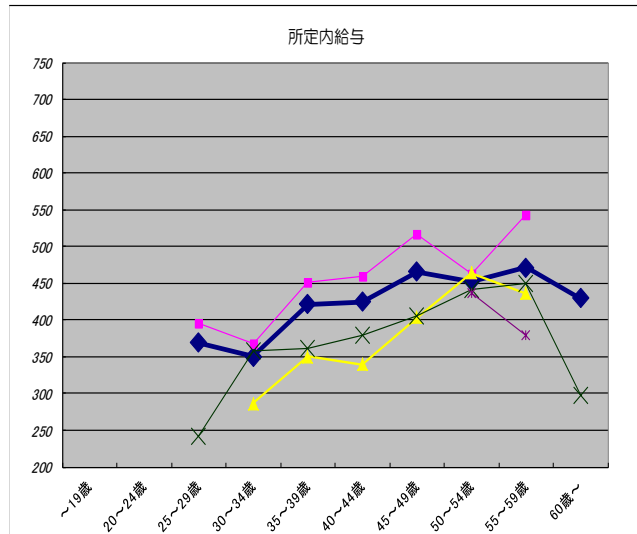
◆所定内給与

(単位:千円)

	学歴計	大学・大学院	高専・短大	高校	中学
～19歳	-	-	-	-	-
20～24歳	*	-	-	*	-
25～29歳	369.1	395.5	*	242.5	-
30～34歳	350.4	368.0	286.5	357.6	-
35～39歳	421.4	450.5	350.5	362.0	*
40～44歳	424.7	459.8	339.2	378.8	*
45～49歳	465.6	517.6	403.7	405.3	*
50～54歳	452.4	463.5	463.6	442.1	437.3
55～59歳	471.0	543.4	435.7	449.7	378.9
60歳～	429.2	*	-	297.1	*
年齢階層計	428.7	456.3	365.4	402.6	430.9

1 常用労働者100人以上企業(事務・技術関係職種相当)の労働者の給与について、学歴別に平均したもの。

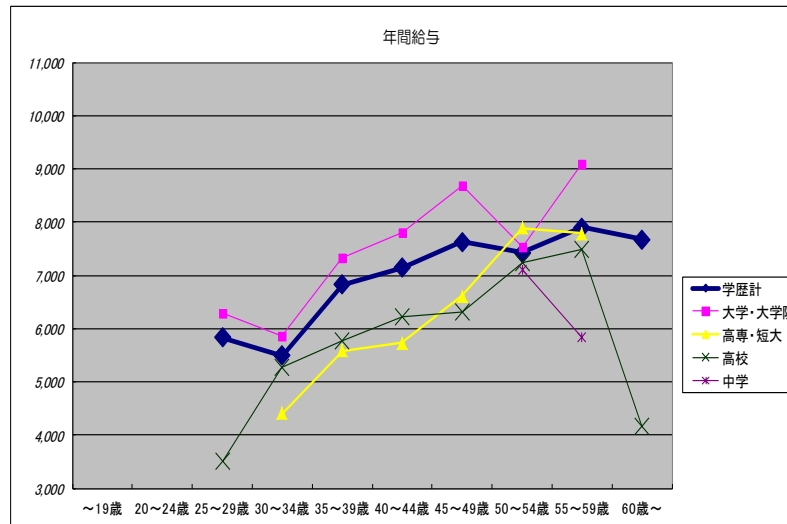
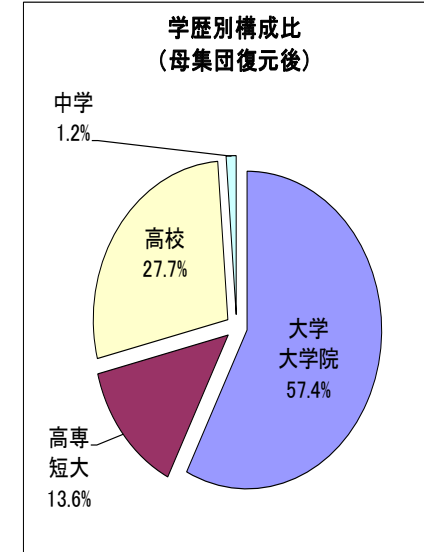
2 「*」は、調査実人員が2名以下の場合。



◆年間給与

(単位:千円)

	学歴計	大学・大学院	高専・短大	高校	中学
～19歳	-	-	-	-	-
20～24歳	*	-	-	*	-
25～29歳	5,835.8	6,291.0	*	3,497.5	-
30～34歳	5,494.5	5,869.7	4,409.0	5,269.9	-
35～39歳	6,824.2	7,337.8	5,580.3	5,768.3	*
40～44歳	7,145.2	7,807.3	5,731.6	6,217.2	*
45～49歳	7,626.6	8,681.6	6,605.9	6,305.8	*
50～54歳	7,422.0	7,522.5	7,881.6	7,229.3	7,096.5
55～59歳	7,897.0	9,082.1	7,783.3	7,480.7	5,846.8
60歳～	7,677.3	*	-	4,159.5	*
年齢階層計	7,035.8	7,539.6	6,003.3	6,497.0	7,125.6



非役職—企業規模別

◆所定内給与

(単位:千円)

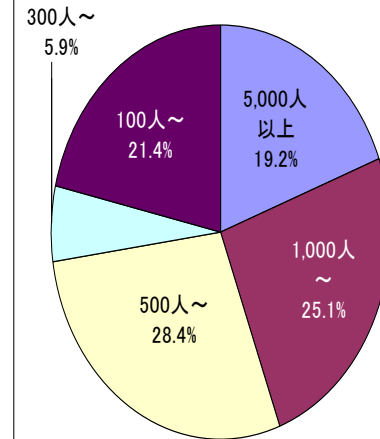
	企業規模計	5,000人以上	1,000～4,999人	500～999人	300～499人	100～299人
～19歳	174.5	169.1	164.1	171.9	195.9	182.3
20～24歳	212.9	216.5	212.1	222.7	192.6	205.0
25～29歳	250.7	258.6	248.4	257.1	244.8	238.3
30～34歳	304.3	320.7	310.5	311.2	285.4	277.0
35～39歳	339.7	369.7	342.7	345.6	337.0	305.8
40～44歳	389.4	441.4	400.1	397.0	391.8	321.3
45～49歳	416.8	437.2	413.3	448.6	417.0	362.7
50～54歳	462.3	458.8	455.0	554.1	410.6	369.9
55～59歳	451.9	463.6	458.6	494.7	360.6	395.6
60歳～	286.3	310.1	428.0	292.6	251.9	197.5
年齢階層計	329.4	359.9	337.8	336.2	309.0	288.6

◆年間給与

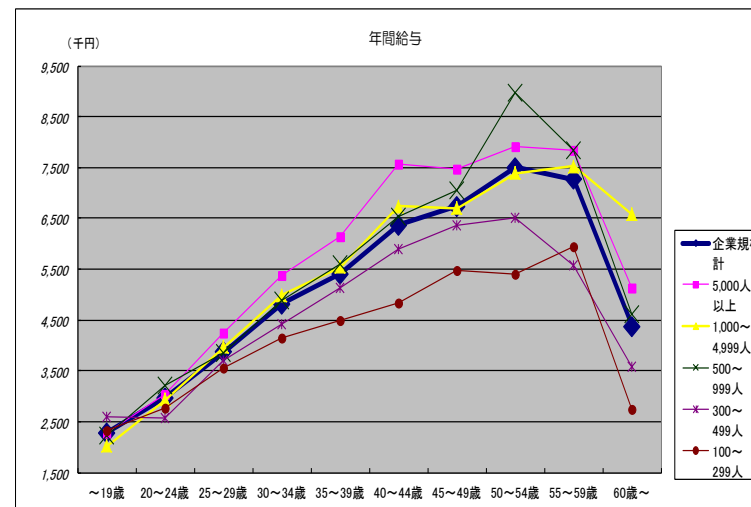
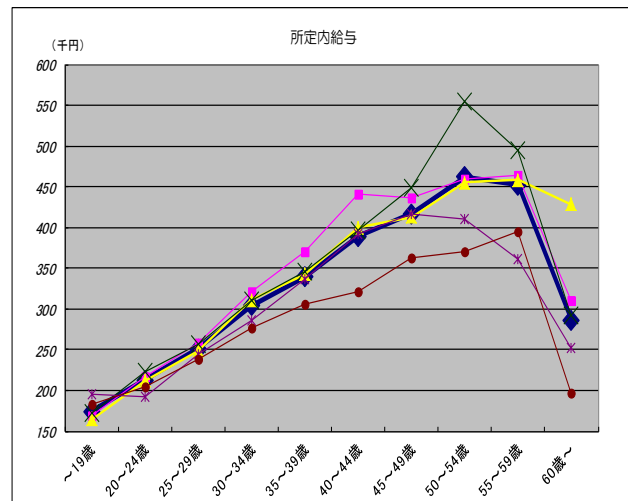
(単位:千円)

	企業規模計	5,000人以上	1,000～4,999人	500～999人	300～499人	100～299人
～19歳	2,276.1	2,276.8	2,027.4	2,219.2	2,600.2	2,323.1
20～24歳	2,968.8	3,039.2	2,938.3	3,215.1	2,576.3	2,761.2
25～29歳	3,872.5	4,236.4	3,964.3	3,843.7	3,703.4	3,549.2
30～34歳	4,821.4	5,387.9	4,988.7	4,875.3	4,406.9	4,158.1
35～39歳	5,402.6	6,147.7	5,539.9	5,591.8	5,119.7	4,493.2
40～44歳	6,373.6	7,559.4	6,733.8	6,536.8	5,897.9	4,836.6
45～49歳	6,736.2	7,480.5	6,703.4	7,051.6	6,358.0	5,470.1
50～54歳	7,503.5	7,924.3	7,395.1	8,970.4	6,501.2	5,411.6
55～59歳	7,270.0	7,829.9	7,523.8	7,841.9	5,573.4	5,944.2
60歳～	4,368.7	5,120.8	6,576.1	4,619.8	3,568.1	2,731.4
年齢階層計	5,207.0	6,011.0	5,442.1	5,285.5	4,665.2	4,254.1

企業規模別構成比 (母集団復元後)



1 常用労働者100人以上企業(事務・技術関係職種相当)の労働者の給与について、企業規模別に平均したもの。



非役職一学歴別

◆所定内給与

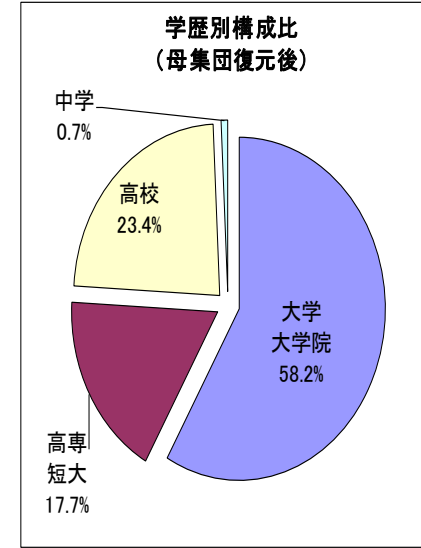
(単位:千円)

	学歴計	大学・大学院	高専・短大	高校	中学
～19歳	174.5	-	-	174.5	-
20～24歳	212.9	222.4	198.5	187.6	*
25～29歳	250.7	257.9	225.0	228.5	*
30～34歳	304.3	322.5	265.8	269.9	242.0
35～39歳	339.7	376.8	308.7	298.7	254.9
40～44歳	389.4	437.2	342.9	331.1	239.4
45～49歳	416.8	449.9	372.1	386.1	364.6
50～54歳	462.3	529.8	436.9	397.7	293.0
55～59歳	451.9	490.3	533.3	417.0	320.5
60歳～	286.3	300.6	329.0	267.3	217.4
年齢階層計	329.4	341.7	297.3	324.3	285.9

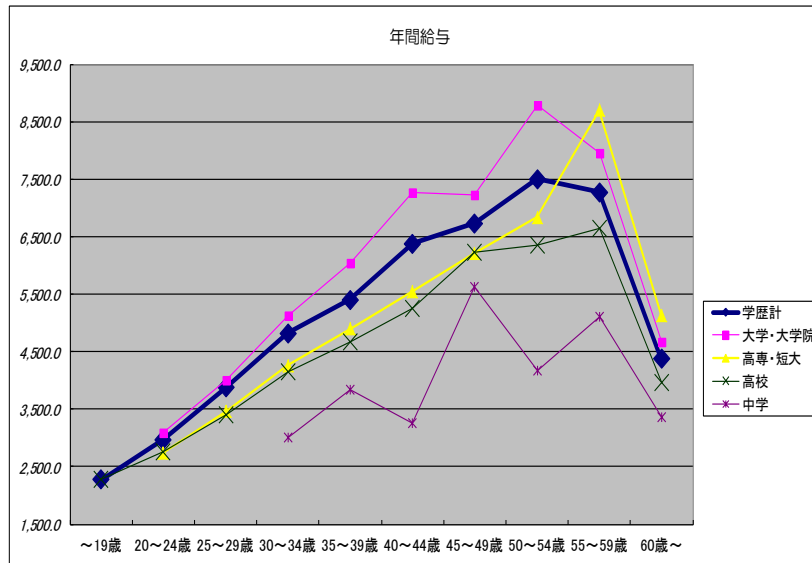
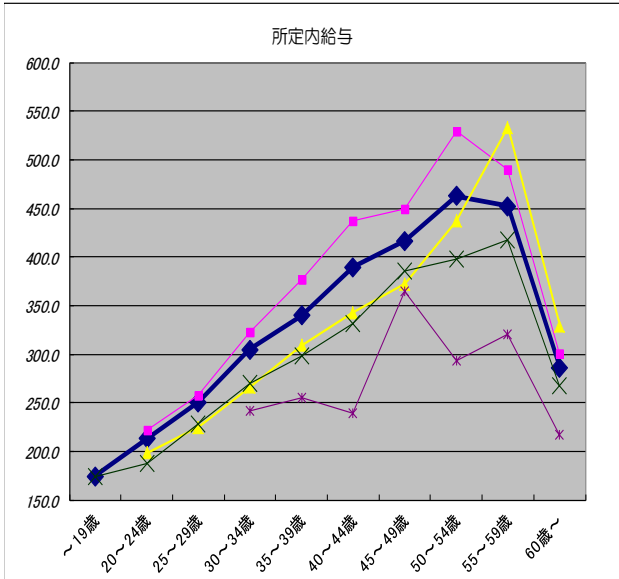
◆年間給与

(単位:千円)

	学歴計	大学・大学院	高専・短大	高校	中学
～19歳	2,276.1	-	-	2,276.1	-
20～24歳	2,968.8	3,086.2	2,742.4	2,758.1	*
25～29歳	3,872.5	4,000.1	3,459.4	3,411.2	*
30～34歳	4,821.4	5,131.7	4,253.5	4,143.8	2,999.1
35～39歳	5,402.6	6,048.5	4,893.3	4,668.5	3,832.4
40～44歳	6,373.6	7,269.1	5,548.7	5,259.0	3,251.2
45～49歳	6,736.2	7,231.3	6,210.2	6,227.4	5,634.2
50～54歳	7,503.5	8,774.7	6,835.4	6,344.6	4,173.4
55～59歳	7,270.0	7,950.4	8,699.1	6,635.3	5,114.9
60歳～	4,368.7	4,661.6	5,133.5	3,971.6	3,368.1
年齢階層計	5,207.0	5,423.6	4,679.6	5,092.3	4,370.6



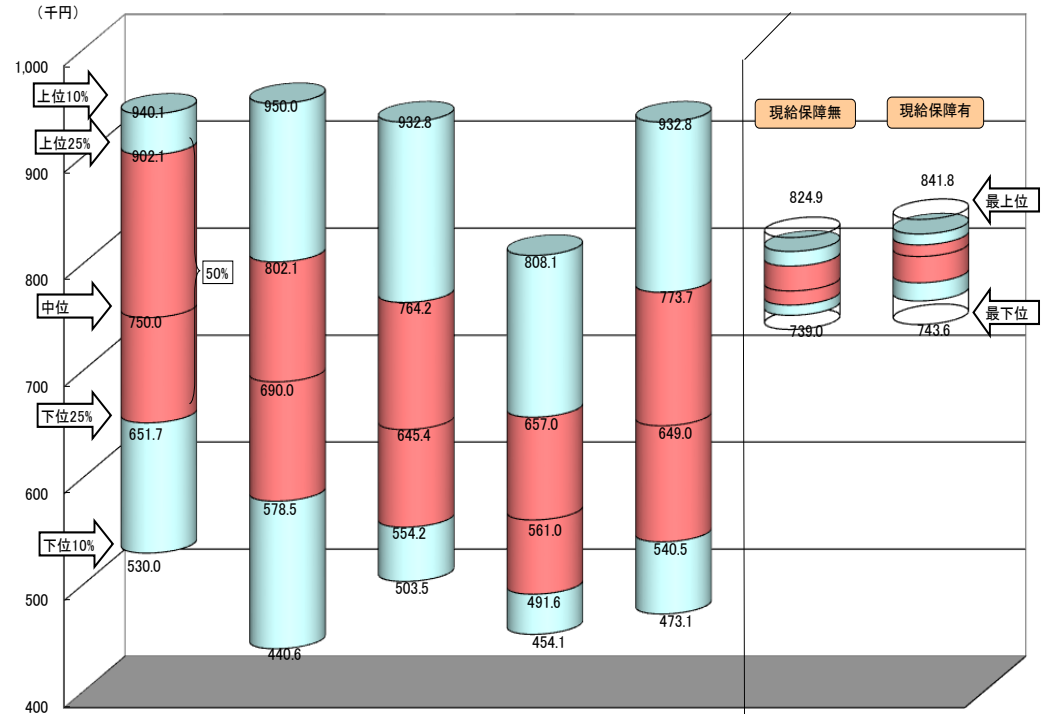
1 常用労働者100人以上企業(事務・技術関係職種相当)の労働者の給与について、学歴別に平均したもの。
2 「*」は、調査実人員が2名以下の場合。



(5) - ② 所定内給与額の分布状況 【部長級】

◆常用労働者100人以上企業（事務・技術関係職種相当）及び府職員の分布状況
(単位:%)

所定内給与の額	5,000人以上	1,000人～ 4999人	500人～ 999人	100人～ 499人	規模計	府職員 【※3】
～99.9千円	—	—	—	—	—	—
100.0～119.9	—	—	—	—	—	—
120.0～139.9	—	—	—	—	—	—
140.0～159.9	—	—	—	—	—	—
160.0～179.9	—	—	—	—	—	—
180.0～199.9	—	—	—	—	—	—
200.0～219.9	—	—	—	—	—	—
220.0～239.9	—	—	—	—	—	—
240.0～259.9	—	—	—	0.2	0.1	—
260.0～279.9	—	—	—	0.2	0.1	—
280.0～299.9	—	—	—	0.3	0.1	—
300.0～319.9	—	1.0	—	0.4	0.4	—
320.0～339.9	—	—	—	—	—	—
340.0～359.9	—	1.0	—	0.0	0.3	—
360.0～379.9	—	3.0	—	0.1	0.9	—
380.0～399.9	—	0.6	—	1.5	0.6	—
400.0～449.9	0.6	4.4	2.1	7.0	4.0	—
450.0～499.9	1.4	4.2	6.6	15.5	7.8	—
500.0～549.9	4.0	6.9	15.6	23.5	13.7	—
550.0～599.9	9.6	7.5	8.6	7.4	8.1	—
600.0～699.9	21.5	24.9	27.5	25.9	25.4	—
700.0～799.9	22.1	21.1	15.4	5.6	15.2	43.1
800.0～899.9	20.8	7.6	8.5	4.2	8.9	56.9
900.0～999.9	13.9	12.3	13.5	0.7	9.4	0.0
1000.0～1199.9	5.9	5.3	2.1	1.7	3.5	—
1200.0千円～	0.3	0.1	—	5.5	1.7	—



	企業規模 常用労働者数				規模計 【※1】	H20府職員	H20府職員
	5,000人以上	1,000～4999人	500～999人以上	100～499人以上		部長級 【※2】	部長級 【※3】
第9・十分位数	940.1	950.0	932.8	808.1	932.8	811.9	828.2
第3・四分位数	902.1	802.1	764.2	657.0	773.7	798.2	818.0
中位数	750.0	690.0	645.4	561.0	649.0	775.0	807.2
第1・四分位数	651.7	578.5	554.2	491.6	540.5	761.8	782.6
第1・十分位数	530.0	440.6	503.5	454.1	473.1	752.2	765.6

平均値	761.6	694.0	688.8	641.2	687.3	779.9	801.2
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

注) 分位数…分布の形を示す値

全労働者を賃金の低い者から高いものへと一列に並べて、全労働者の所定の何番目に該当する者の賃金。

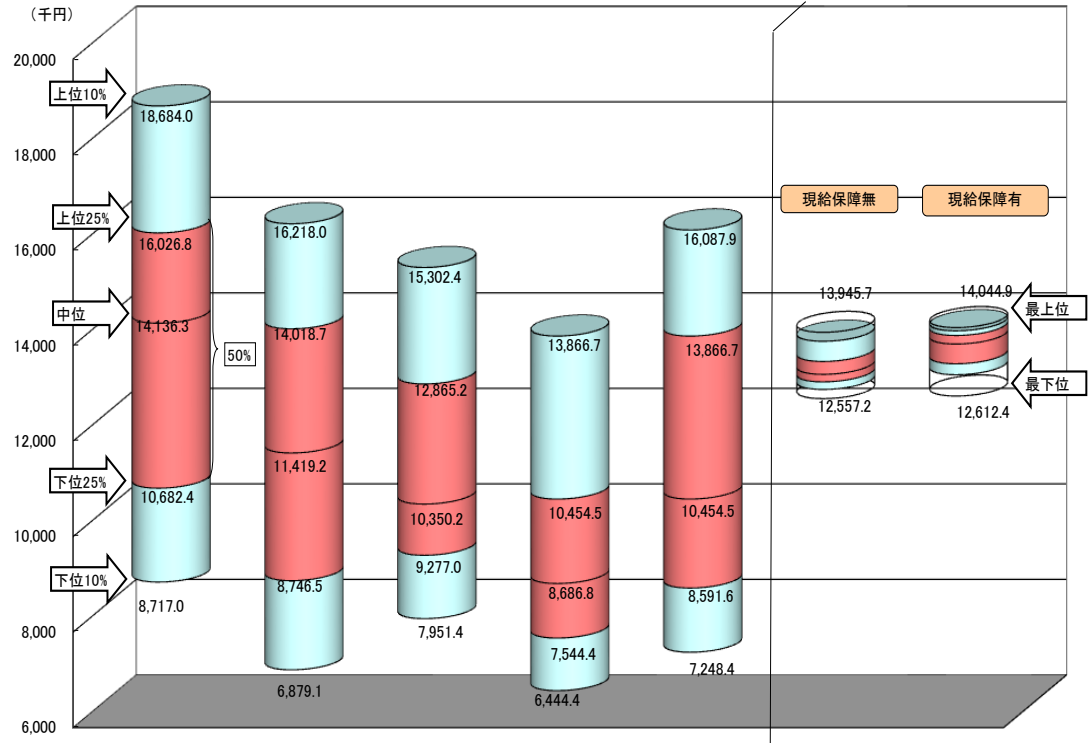
- 第1・十分位数…低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金
- 第1・四分位数…低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
- 中位数…低い方(あるいは高い方)から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金
- 第3・四分位数…高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
- 第9・十分位数…高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金

(※1)平成20年賃金構造基本統計調査の個人票データの「きまって支給する現金給与」から「超過労働給与額」を除いたもの。
 (※2)府職員給与は、平成20年4月1日現在における行政職給料表適用者(技能・労務系職員を除く)の給料(現給保障無し)、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当(H20.8月改定後)及び通勤手当(6ヶ月定期券額を6月で除いたもの)の合計額。特例条例による「減額措置」を反映せず。
 (※3)府職員給与は、平成20年4月1日現在における行政職給料表適用者(技能・労務系職員を除く)の給料(現給保障有り)、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当(6ヶ月定期券額を6月で除いたもの)の合計額。特例条例による「減額措置」を反映せず。

参考 年間給与額-部長級

◆常用労働者100人以上企業（事務・技術関係職種相当）の分布状況
(単位:%)

年間給与の額	5,000人以上	1,000人~4,999人	500人~999人	100人~499人	規模計
~999.9千円	—	—	—	—	—
1000.0~1999.9	—	—	—	—	—
2000.0~2499.9	—	—	—	—	—
2500.0~2999.9	—	—	—	—	—
3000.0~3499.9	—	—	—	—	—
3500.0~3999.9	—	—	—	0.2	0.1
4000.0~4499.9	—	—	—	0.4	0.1
4500.0~4999.9	—	—	—	0.9	0.3
5000.0~5499.9	0.1	3.0	—	0.6	1.1
5500.0~5999.9	1.3	4.2	0.1	3.6	2.5
6000.0~6499.9	0.3	2.4	1.7	5.8	2.9
6500.0~6999.9	0.2	1.0	1.8	3.1	1.7
7000.0~7499.9	—	2.2	4.5	8.5	4.3
7500.0~7999.9	3.1	5.3	2.2	7.9	4.9
8000.0~8499.9	2.1	3.0	2.8	15.1	6.4
8500.0~8999.9	5.2	5.0	5.4	12.0	7.2
9000.0~9499.9	3.0	1.4	11.5	4.4	5.2
9500.0~9999.9	5.3	3.6	8.5	8.3	6.6
10000.0~10999.9	6.3	10.2	19.5	11.0	12.4
11000.0~11999.9	7.4	15.0	3.5	5.8	8.1
12000.0~12999.9	9.5	7.5	14.6	0.5	7.7
13000.0~13999.9	5.8	10.6	0.4	3.7	5.1
14000.0~14999.9	13.9	11.7	0.6	1.1	5.9
15000.0千円~	36.5	14.1	22.9	6.9	17.7



	企業規模 常用労働者数					H20府職員モデル	H20府職員モデル
	5,000人以上	1,000~4,999人	500~999人	100~499人	規模計 【※4】	部長級 【※5】	部長級 【※6】
第9・十分位数	18,684.0	16,218.0	15,302.4	13,866.7	16,087.9	13,758.0	13,977.1
第3・四分位数	16,026.8	14,018.7	12,865.2	10,454.5	13,866.7	13,336.2	13,879.8
中位数	14,136.3	11,419.2	10,350.2	8,686.8	10,454.5	13,066.5	13,701.2
第1・四分位数	10,682.4	8,746.5	9,277.0	7,544.4	8,591.6	12,908.5	13,286.7
第1・十分位数	8,717.0	6,879.1	7,951.4	6,444.4	7,248.4	12,750.5	13,057.7

平均値	13,732.8	11,643.2	11,326.8	9,730.5	11,311.9	—	—
-----	----------	----------	----------	---------	----------	---	---

注) 分位数…分布の形を示す値

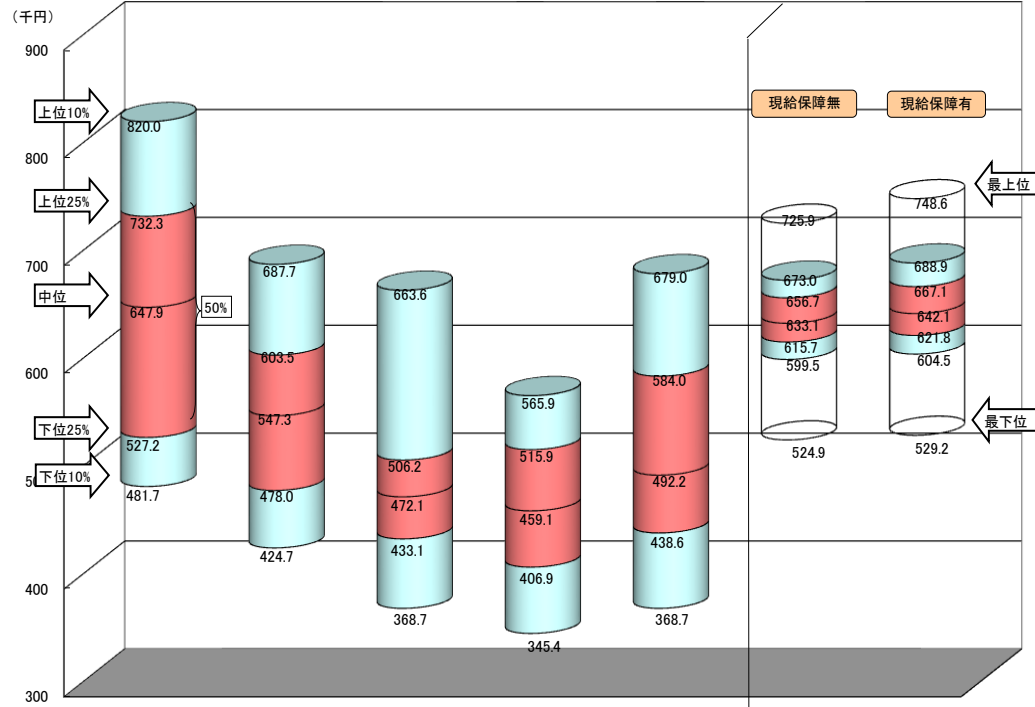
- 全労働者を賃金の低い者から高いものへ一列に並べて、全労働者の所定の何番目かに該当する者の賃金。
- 第1・十分位数…低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金
 - 第1・四分位数…低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
 - 中位数…低い方(あるいは高い方)から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金
 - 第3・四分位数…高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
 - 第9・十分位数…高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金

【※4】【※1】で算出した「所定内給与」に12を乗じたものに、平成20年賃金構造統計調査における個人票の「昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額」を加えたもの。
 【※5】【※2】で算出した「所定内給与」に12を乗じたものに、それぞれに該当する職員の給料等の額を用いて期末勤続手当(支給月数4.47月)を試算した額を加えたもの。特例条項による「減額措置」を反映せず。
 【※6】【※3】で算出した「所定内給与」に12を乗じたものに、それぞれに該当する職員の給料等の額を用いて期末勤続手当(支給月数4.47月)を試算した額を加えたもの。特例条項による「減額措置」を反映せず。

(5)-② 所定内給与額の分布状況 【課長級】

◆常用労働者100人以上企業（事務・技術関係職種相当）及び府職員の分布状況
(単位:%)

所定内給与の額	5,000人以上	1,000人～4999人	500人～999人	100人～499人	規模計	府職員【※3】
～99.9千円	—	0.0	0.0	—	0.0	—
100.0～119.9	—	—	—	—	—	—
120.0～139.9	—	—	—	—	—	—
140.0～159.9	0.1	—	—	0.1	0.0	—
160.0～179.9	—	—	—	—	—	—
180.0～199.9	—	—	—	—	—	—
200.0～219.9	—	0.0	—	0.4	0.1	—
220.0～239.9	—	—	—	1.6	0.5	—
240.0～259.9	0.1	—	0.2	0.3	0.1	—
260.0～279.9	—	0.1	—	0.7	0.2	—
280.0～299.9	0.1	1.8	—	0.4	0.6	—
300.0～319.9	0.3	1.7	0.5	2.4	1.3	—
320.0～339.9	0.4	4.0	2.8	2.6	2.5	—
340.0～359.9	0.0	3.9	5.4	4.0	3.4	—
360.0～379.9	0.3	3.1	2.1	2.7	2.1	—
380.0～399.9	0.3	2.6	2.9	7.6	3.6	—
400.0～449.9	3.3	9.5	19.0	22.7	13.9	—
450.0～499.9	6.4	23.8	40.6	24.9	23.5	—
500.0～549.9	17.7	16.4	7.7	17.4	15.2	0.6
550.0～599.9	21.1	9.9	3.8	7.0	10.4	6.3
600.0～699.9	34.4	14.2	7.1	4.1	14.5	88.2
700.0～799.9	9.7	6.8	5.0	0.5	5.3	4.8
800.0～899.9	3.7	1.6	1.5	0.1	1.6	—
900.0～999.9	2.1	0.6	1.4	0.2	1.0	—
1000.0～1199.9	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	—
1200.0千円～	—	—	—	0.1	0.0	—



	企業規模 常用労働者数 5,000人以上	1,000～4999人	500～999人以上	100～499人以上	規模計 【※1】	H20府職員 課長級 【※2】	H20府職員 課長級 【※3】
第9・十分位数	820.0	687.7	663.6	565.9	679.0	673.0	688.9
第3・四分位数	732.3	603.5	506.2	515.9	584.0	656.7	667.1
中位数	647.9	547.3	472.1	459.1	492.2	633.1	642.1
第1・四分位数	527.2	478.0	433.1	406.9	438.6	615.7	621.8
第1・十分位数	481.7	424.7	368.7	345.4	368.7	599.5	604.5
平均値	609.0	515.1	493.4	462.0	516.8	635.0	644.1

注) 分位数…分布の形を示す値
 全労働者を賃金の低い方から高いものへと一列に並べて、全労働者の所定の何番目に該当する者の賃金。
 ○第1・十分位数…低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金
 ○第1・四分位数…低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
 ○中位数…低い方(あるいは高い方)から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金
 ○第3・四分位数…高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
 ○第9・十分位数…高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金

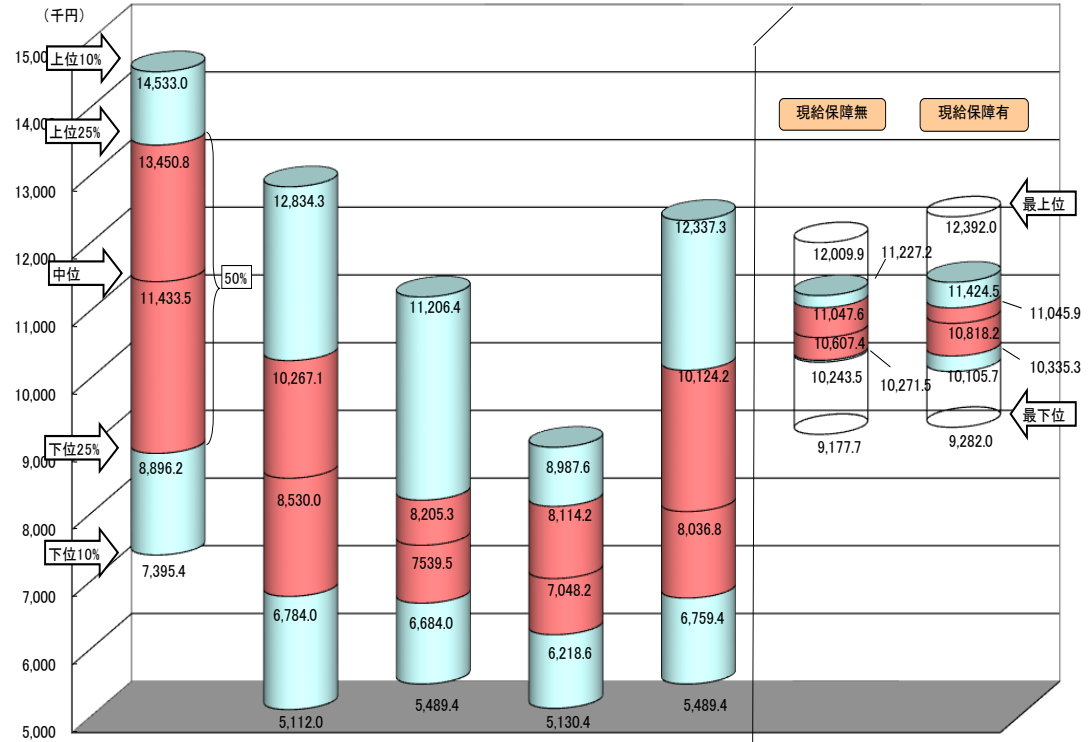
【※1】平成20年賃金構造基本統計調査の個人票データの「きまって支給する現金給与」から「超過労働給与額」を除いたもの。
 【※2】府職員給与は、平成20年4月1日現在における行政職給料表適用者(技術・労務系職員を除く)の給料(現給保障無し)、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当(H20.8月改定後)及び通勤手当(6ヶ月定期券額を6月で除いたもの)の合計額。特例条項による「減額措置」を反映せず。
 【※3】府職員給与は、平成20年4月1日現在における行政職給料表適用者(技術・労務系職員を除く)の給料(現給保障有り)、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当(6ヶ月定期券額を6月で除いたもの)の合計額。特例条項による「減額措置」を反映せず。

参考 年間給与額－課長級

◆常用労働者100人以上企業（事務・技術関係職種相当）の分布状況

(単位: %)

年間給与の額	5,000人 以上	1,000人 ～4,999人	500人～ 999人	100人～ 499人	規模計
～999.9千円	—	—	—	—	—
1000.0～1999.9	—	0.0	0.0	—	0.0
2000.0～2499.9	—	—	—	1.1	0.3
2500.0～3499.9	0.1	—	—	—	0.0
3500.0～3999.9	—	0.0	0.2	1.9	0.6
4000.0～4499.9	0.5	1.3	1.0	1.3	1.0
4500.0～4999.9	0.4	6.8	2.8	2.0	3.1
5000.0～5499.9	0.1	4.8	7.0	8.1	5.1
5500.0～5999.9	1.3	3.8	2.6	7.1	3.9
6000.0～6499.9	2.3	3.1	8.5	10.0	6.0
6500.0～6999.9	4.2	6.9	6.2	17.7	9.3
7000.0～7499.9	1.7	6.9	19.8	10.1	9.2
7500.0～7999.9	2.3	7.6	17.7	15.1	10.6
8000.0～8499.9	2.0	6.9	11.0	10.9	7.8
8500.0～8999.9	7.3	12.3	2.8	5.1	7.1
9000.0～9499.9	4.8	5.8	3.3	3.2	4.3
9500.0～9999.9	9.7	5.5	2.3	2.1	4.8
10000.0～10999.9	23.5	9.0	4.1	2.6	9.5
11000.0～11999.9	15.0	5.6	2.5	0.7	5.7
12000.0～12999.9	11.3	4.2	2.8	0.8	4.6
13000.0～13999.9	6.9	5.5	3.0	0.2	3.7
14000.0～14999.9	1.8	2.2	1.2	0.0	1.3
15000.0千円～	4.8	1.7	1.3	0.1	1.9



注) 分位数…分布の形を示す値

全労働者を賃金の低い者から高いものへと一列に並べて、全労働者の所定の何番目に該当する者の賃金。
 ○第1・十分位数…低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金
 ○第1・四分位数…低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
 ○中位数…低い方(あるいは高い方)から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金
 ○第3・四分位数…高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
 ○第9・十分位数…高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金

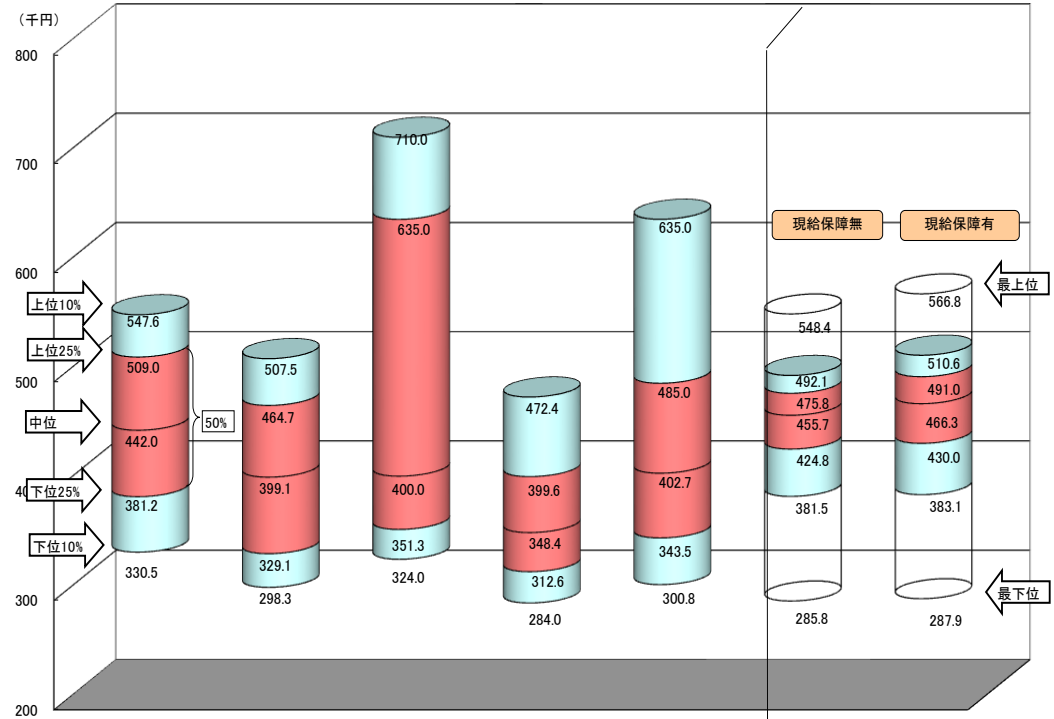
	企業規模 常用労働者数					H20府職員モデル	H20府職員モデル
	5,000人以上	1,000～4,999人	500～999人以上	100～499人以上	規模計 【※4】	課長級 【※5】	課長級 【※6】
第9・十分位数	14,533.0	12,834.3	11,206.4	8,987.6	12,337.3	11,227.2	11,424.5
第3・四分位数	13,450.8	10,267.1	8,205.3	8,114.2	10,124.2	11,047.6	11,045.9
中位数	11,433.5	8,530.0	7,539.5	7,048.2	8,036.8	10,607.4	10,818.2
第1・四分位数	8,896.2	6,784.0	6,684.0	6,218.6	6,759.4	10,271.5	10,335.3
第1・十分位数	7,395.4	5,112.0	5,489.4	5,130.4	5,489.4	10,243.5	10,105.7
平均値	10,660.7	8,745.6	7,942.4	7,174.4	8,563.0	—	—

【※4】【※1】で算出した「所定内給与」に12を乗じたものに、平成20年賃金構造統計調査における個人票の「昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額」を加えたもの。
 【※5】【※2】で算出した「所定内給与」に12を乗じたものに、それぞれに該当する職員の給料等の額を用いて期末勤勉手当(支給月数4.47月)を試算した額を加えたもの。特例条例による「減額措置」を反映せず。
 【※6】【※3】で算出した「所定内給与」に12を乗じたものに、それぞれに該当する職員の給料等の額を用いて期末勤勉手当(支給月数4.47月)を試算した額を加えたもの。特例条例による「減額措置」を反映せず。

(5) - ② 所定内給与額の分布状況 【係長級】

◆常用労働者100人以上企業（事務・技術関係職種相当）及び府職員の分布状況

所定内給与の額	（単位：％）					府職員 【※3】
	5,000人以上	1,000人 ～4999人	500人～ 999人	100人～ 499人	規模計	
～99.9千円	—	0.0	—	—	0.0	—
100.0～119.9	—	—	—	—	—	—
120.0～139.9	—	—	—	—	—	—
140.0～159.9	—	—	—	—	—	—
160.0～179.9	—	—	—	0.2	0.0	—
180.0～199.9	—	0.5	—	0.1	0.1	—
200.0～219.9	0.0	0.9	—	0.1	0.2	—
220.0～239.9	0.3	1.7	0.1	2.6	1.1	—
240.0～259.9	0.1	2.5	0.1	2.0	1.1	—
260.0～279.9	1.1	4.6	1.7	3.1	2.5	—
280.0～299.9	1.8	5.3	2.9	10.0	4.7	0.1
300.0～319.9	1.6	7.8	4.4	12.4	6.2	0.6
320.0～339.9	1.5	7.9	7.0	10.9	6.6	1.0
340.0～359.9	4.3	7.2	19.1	13.4	11.1	2.8
360.0～379.9	3.3	7.6	8.7	11.9	7.7	4.6
380.0～399.9	3.6	6.7	5.9	8.4	6.0	4.8
400.0～449.9	29.5	20.8	12.1	11.7	18.7	23.6
450.0～499.9	24.3	13.7	3.7	5.3	11.9	44.8
500.0～549.9	16.2	4.3	1.8	4.9	6.9	17.4
550.0～599.9	5.1	3.0	0.7	0.8	2.4	0.2
600.0～699.9	6.9	4.5	20.3	1.6	9.0	—
700.0～799.9	0.3	0.7	11.6	0.2	3.6	—
800.0～899.9	0.1	0.2	—	0.1	0.1	—
900.0～999.9	—	—	—	0.1	0.0	—
1000.0～1199.9	—	—	—	0.1	0.0	—
1200.0千円～	—	0.2	—	0.2	0.1	—



	企業規模 常用労働者数				規模計 【※1】	H20府職員	
	5,000人以上	1,000～4999人	500～999人以上	100～499人以上		主査級 【※2】	主査級 【※3】
第9・十分位数	547.6	507.5	710.0	472.4	635.0	492.1	510.6
第3・四分位数	509.0	464.7	635.0	399.6	485.0	475.8	491.0
中位数	442.0	399.1	400.0	348.4	402.7	455.7	466.3
第1・四分位数	381.2	329.1	351.3	312.6	343.5	424.8	430.0
第1・十分位数	330.5	298.3	324.0	284.0	300.8	381.5	383.1

平均値	461.6	400.0	467.3	368.4	428.7	446.5	456.6
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

注) 分位数…分布の形を示す値

全労働者を賃金の低い者から高いものへと一列に並べて、全労働者の所定の何番目に該当する者の賃金。
 ○第1・十分位数…低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金
 ○第1・四分位数…低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
 ○中位数…低い方(あるいは高い方)から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金
 ○第3・四分位数…高い方から数えて全体の4分の3番目に該当する者の賃金
 ○第9・十分位数…高い方から数えて全体の10分の9番目に該当する者の賃金

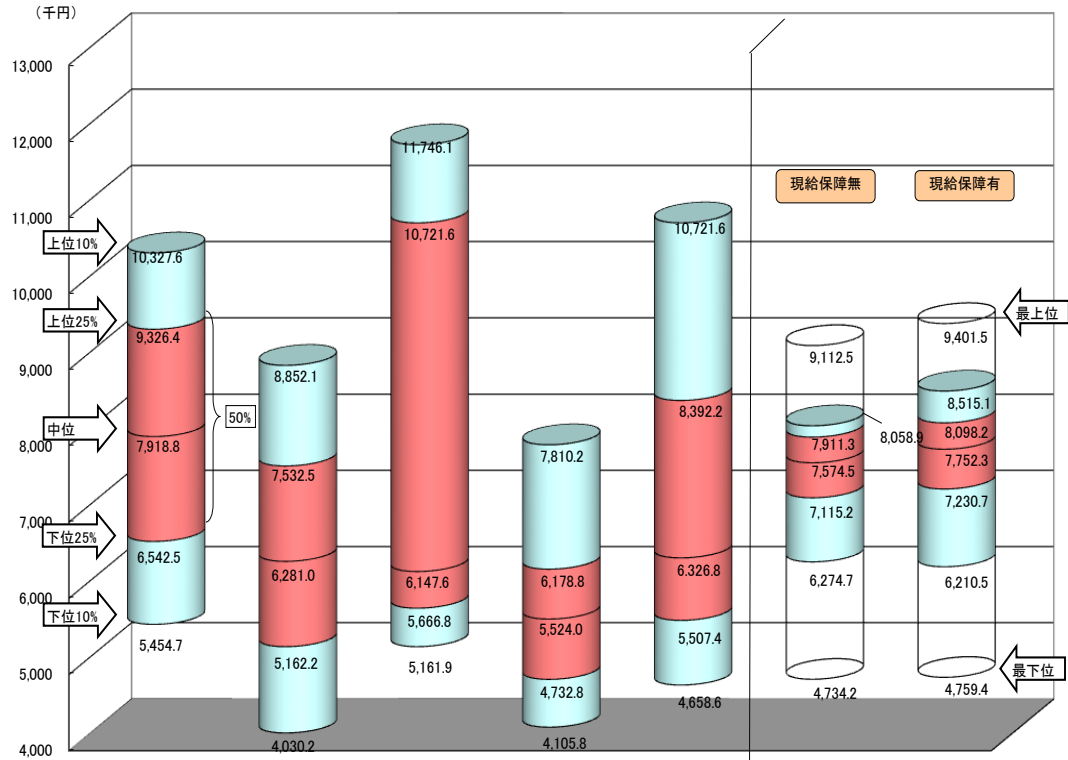
【※1】平成20年賃金構造基本統計調査の個人票データの「きまって支給する現金給与」から「超過労働給与額」を除いたもの。
 【※2】府職員給与は、平成20年4月1日現在における行政職給料表適用者(技能・労務系職員を除く)の給料(現給保障無し)、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当(H20.8月改定後)及び通勤手当(6ヶ月定期券額を6月で除いたもの)の合計額。特例条例による「減額措置」を反映せず。
 【※3】府職員給与は、平成20年4月1日現在における行政職給料表適用者(技能・労務系職員を除く)の給料(現給保障有り)、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当(6ヶ月定期券額を6月で除いたもの)の合計額。特例条例による「減額措置」を反映せず。

参考 年間給与額一係長

◆常用労働者100人以上企業（事務・技術関係職種相当）の分布状況

(単位:%)

年間給与の額	5,000人以上	1,000人~4,999人	500人~999人	100人~499人	規模計
~999.9千円	—	—	—	—	—
1000.0~1999.9	—	0.0	—	—	0.0
2000.0~2499.9	—	—	—	—	—
2500.0~2999.9	0.0	1.1	—	0.4	0.4
3000.0~3499.9	—	2.8	0.4	1.4	1.1
3500.0~3999.9	1.2	4.9	0.7	6.4	3.1
4000.0~4499.9	2.5	4.6	3.6	7.1	4.3
4500.0~4999.9	1.3	10.5	3.8	22.3	8.7
5000.0~5499.9	5.0	4.8	8.2	10.2	6.9
5500.0~5999.9	8.4	13.7	22.4	24.7	17.1
6000.0~6499.9	5.8	12.8	18.8	6.2	11.2
6500.0~6999.9	10.0	10.0	2.3	3.9	6.5
7000.0~7499.9	7.0	9.0	2.6	4.2	5.6
7500.0~7999.9	10.3	7.3	1.4	4.7	5.9
8000.0~8499.9	10.5	6.4	1.3	1.2	5.0
8500.0~8999.9	8.3	2.7	1.7	0.9	3.5
9000.0~9499.9	7.7	2.4	0.6	0.6	2.9
9500.0~9999.9	8.5	3.0	0.4	2.9	3.7
10000.0~10999.9	6.7	3.1	19.4	2.2	8.5
11000.0~11999.9	4.9	0.6	8.5	0.2	3.9
12000.0~12999.9	0.3	—	—	0.1	0.1
13000.0~13999.9	1.3	—	3.9	—	1.4
14000.0~14999.9	0.1	—	—	—	0.0
15000.0千円~	0.1	0.2	—	0.2	0.1



	企業規模 常用労働者数				規模計 【※4】	H20府職員モデル	
	5,000人以上	1,000~4,999人	500~999人	100~499人		主査級 【※5】	主査級 【※6】
第9・十分位数	10,327.6	8,852.1	11,746.1	7,810.2	10,721.6	8,058.9	8,515.1
第3・四分位数	9,326.4	7,532.5	10,721.6	6,178.8	8,392.2	7,911.3	8,098.2
中位数	7,918.8	6,281.0	6,147.6	5,524.0	6,326.8	7,574.5	7,752.3
第1・四分位数	6,542.5	5,162.2	5,666.8	4,732.8	5,507.4	7,115.2	7,230.7
第1・十分位数	5,454.7	4,030.2	5,161.9	4,105.8	4,658.6	6,274.7	6,210.5

平均値	7,928.1	6,436.5	7,649.3	5,774.2	7,035.8	—	—
-----	---------	---------	---------	---------	---------	---	---

注) 分位数…分布の形を示す値

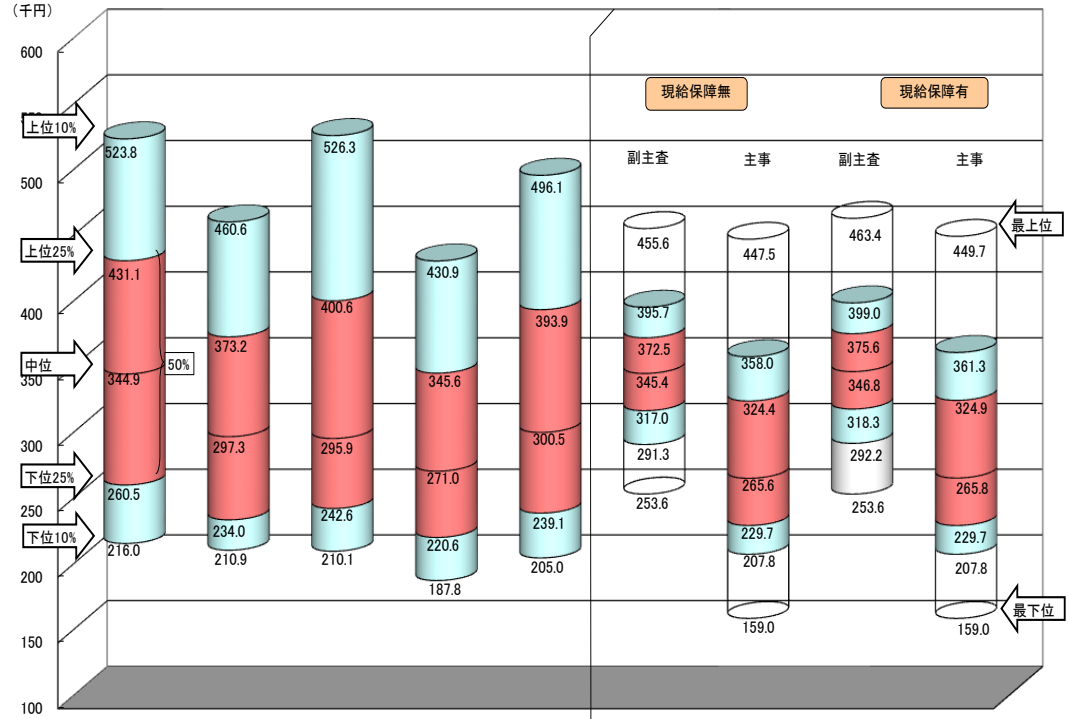
全労働者を賃金の低い者から高いものへと一列に並べて、全労働者の所定の何番目に該当する者の賃金。
 ○第1・十分位数…低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金
 ○第1・四分位数…低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
 ○中位数…低い方(あるいは高い方)から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金
 ○第3・四分位数…高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
 ○第9・十分位数…高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金

【※4】【※1】で算出した「所定内給与」に12を乗じたものに、平成20年賃金構造統計調査における個人票の「昨年1年間の賞与・期末手当等特別給与額」を加えたもの。
 【※5】【※2】で算出した「所定内給与」に12を乗じたものに、それぞれに該当する職員の給料等の額を用いて期末勤続手当(支給月数4.47月)を加えたもの。特例条例による「減額措置」を反映せず。
 【※6】【※3】で算出した「所定内給与」に12を乗じたものに、それぞれに該当する職員の給料等の額を用いて期末勤続手当(支給月数4.47月)を加えたもの。特例条例による「減額措置」を反映せず。

(5) - ② 所定内給与額の分布状況【非役職】

◆常用労働者100人以上企業（事務・技術関係職種相当）及び府職員の分布状況
(単位: %)

所定内給与の額	5,000人以上	1,000人～4999人	500人～999人	100人～499人	規模計	府職員【※3】
～99.9千円	0.1	0.5	0.1	0.5	0.3	—
100.0～119.9	0.1	0.0	—	0.1	0.1	—
120.0～139.9	0.0	0.3	0.2	0.8	0.3	—
140.0～159.9	0.5	0.1	0.3	2.0	0.8	0.0
160.0～179.9	1.8	1.5	1.4	4.2	2.3	1.3
180.0～199.9	3.4	3.7	3.6	6.5	4.4	3.5
200.0～219.9	5.6	8.8	8.3	10.4	8.5	6.8
220.0～239.9	6.0	9.9	9.6	9.8	9.0	9.8
240.0～259.9	7.0	6.4	12.0	10.2	9.1	9.1
260.0～279.9	6.9	7.5	7.1	9.6	7.8	8.5
280.0～299.9	5.3	6.6	8.2	7.5	7.1	8.9
300.0～319.9	5.5	8.5	5.7	6.5	6.6	8.7
320.0～339.9	6.4	6.1	5.2	5.9	5.8	11.4
340.0～359.9	6.0	5.0	4.3	4.2	4.8	11.9
360.0～379.9	5.7	5.1	6.8	5.0	5.7	10.1
380.0～399.9	6.3	4.0	2.1	3.4	3.7	5.7
400.0～449.9	12.7	8.8	9.3	6.2	9.0	4.1
450.0～499.9	8.2	6.4	3.4	3.2	5.0	0.1
500.0～549.9	4.8	3.4	3.5	2.2	3.4	—
550.0～599.9	3.8	2.4	3.5	0.6	2.5	—
600.0～699.9	2.5	3.8	4.5	0.7	2.9	—
700.0～799.9	0.7	1.0	0.7	0.1	0.6	—
800.0～899.9	0.4	0.2	0.1	0.5	0.3	—
900.0～999.9	0.1	0.0	—	0.0	0.0	—
1000.0～1199.9	0.2	0.0	—	—	0.1	—
1200.0千円～	—	—	—	—	—	—



	企業規模 常用労働者数					H20府職員 主事級【※2】		H20府職員 主事級【※3】	
	5,000人以上	1,000～4999人	500～999人以上	100～499人以上	規模計【※1】	副主査(3級のみ)	主事(1級・2級)	副主査(3級のみ)	主事(1級・2級)
第9・十分位数	523.8	460.6	526.3	430.9	496.1	395.7	358.0	399.0	361.3
第3・四分位数	431.1	373.2	400.6	345.6	393.9	372.5	324.4	375.6	324.9
中位数	344.9	297.3	295.9	271.0	300.5	345.4	265.6	346.8	265.8
第1・四分位数	260.5	234.0	242.6	220.6	239.1	317.0	229.7	318.3	229.7
第1・十分位数	216.0	210.9	210.1	187.8	205.0	291.3	207.8	292.2	207.8
平均値	359.9	337.8	336.2	293.0	329.4	344.6	275.6	346.5	276.5

注) 百分位数…分布の形を示す値

全労働者を賃金の低い者から高いものへと一列に並べて、全労働者の所定の何番目かに該当する者の賃金。
 ○第1・十分位数…低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金
 ○第1・四分位数…低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
 ○中位数…低い方(あるいは高い方)から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金
 ○第3・四分位数…高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
 ○第9・十分位数…高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金

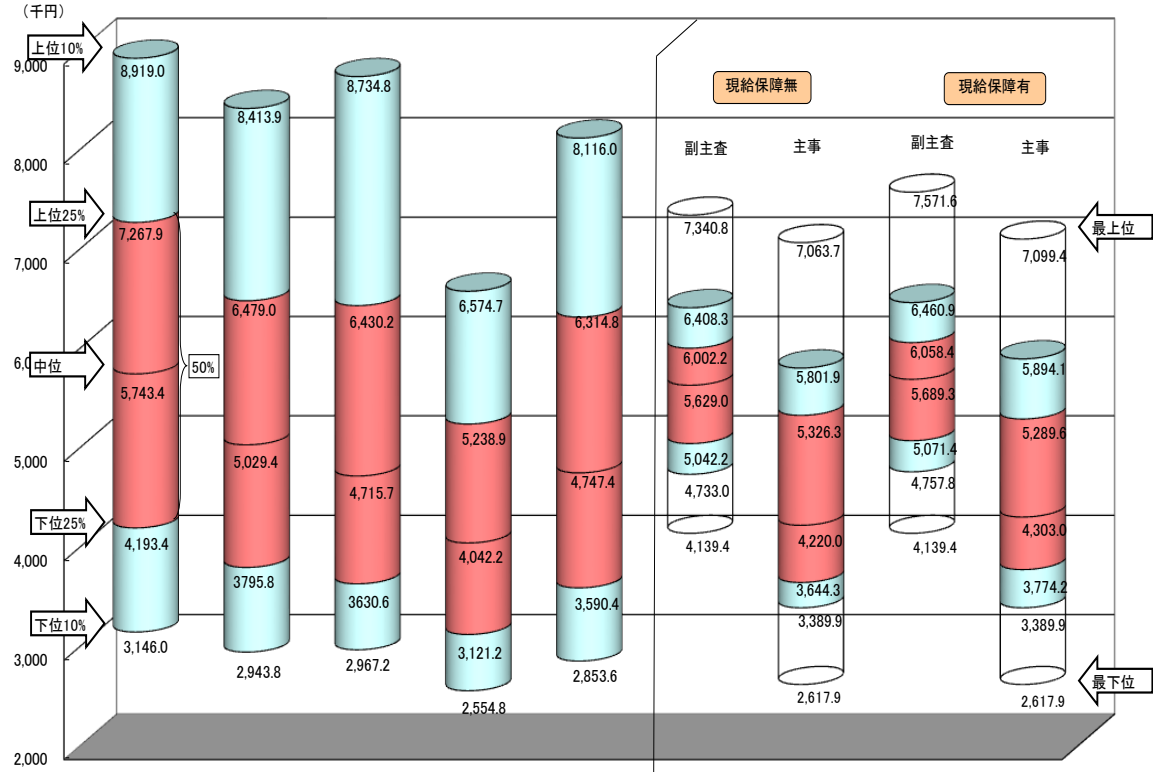
【※1】平成20年賃金構造基本統計調査の個人票データの「きまって支給する現金給与」から「超過労働給与」を除いたもの。
 【※2】府職員給与は、平成20年4月1日現在における行政職給料表適用者(技能・労務系職員を除く)の給料(現給保障無し)、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当(H20.8月改定後)及び通勤手当(6ヶ月定期券額を6月で除いたもの)の合計額。特例条例による「減額措置」を反映せず。
 【※3】府職員給与は、平成20年4月1日現在における行政職給料表適用者(技能・労務系職員を除く)の給料(現給保障有り)、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当(6ヶ月定期券額を6月で除いたもの)の合計額。特例条例による「減額措置」を反映せず。

参考 年間給与額－非役職

◆常用労働者100人以上企業（事務・技術関係職種相当）の分布状況

(単位:%)

年間給与の額	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	規模計
～999.9千円	0.1	0.3	0.0	0.3	0.2
1000.0～1999.9	0.5	0.3	0.1	2.6	0.9
2000.0～2499.9	3.0	3.4	2.2	6.4	3.8
2500.0～2999.9	4.0	6.8	9.0	12.0	8.3
3000.0～3499.9	6.7	8.7	8.9	13.9	9.8
3500.0～3999.9	7.8	9.4	15.9	13.0	11.9
4000.0～4499.9	8.0	10.9	10.2	12.2	10.5
4500.0～4999.9	7.0	9.5	6.7	11.4	8.8
5000.0～5499.9	8.6	9.8	9.7	7.1	8.8
5500.0～5999.9	8.5	8.9	6.9	6.9	7.7
6000.0～6499.9	9.7	7.4	6.1	3.5	6.4
6500.0～6999.9	7.7	4.7	5.4	3.7	5.2
7000.0～7499.9	6.5	4.5	3.7	2.5	4.1
7500.0～7999.9	5.2	3.4	2.5	1.7	3.0
8000.0～8499.9	4.1	2.5	2.0	0.8	2.2
8500.0～8999.9	3.1	1.7	2.0	0.5	1.7
9000.0～9499.9	2.2	1.6	1.8	0.3	1.4
9500.0～9999.9	1.4	1.1	1.6	0.7	1.2
10000.0～10999.9	1.7	2.2	3.2	0.4	1.9
11000.0～11999.9	2.0	1.1	0.4	0.1	0.8
12000.0～12999.9	0.6	0.8	1.6	0.1	0.8
13000.0～13999.9	0.4	0.4	0.0	0.0	0.2
14000.0～14999.9	0.4	0.1	—	0.0	0.1
15000.0千円～	0.9	0.4	—	0.0	0.3



	企業規模 常用労働者数					H20府職員モデル 主事級【※5】		H20府職員モデル 主事級【※6】	
	5,000人以上	1,000～4,999人	500～999人	100～499人	規模計【※4】	副主査(3級のみ)	主事(1級・2級)	副主査(3級のみ)	主事(1級・2級)
第9・十分位数	8,919.0	8,413.9	8,734.8	6,574.7	8,116.0	6,408.3	5,801.9	6,460.9	5,894.1
第3・四分位数	7,267.9	6,479.0	6,430.2	5,238.9	6,314.8	6,002.2	5,326.3	6,058.4	5,289.6
中位数	5,743.4	5,029.4	4,715.7	4,042.2	4,747.4	5,629.0	4,220.0	5,689.3	4,303.0
第1・四分位数	4,193.4	3,795.8	3,630.6	3,121.2	3,590.4	5,042.2	3,644.3	5,071.4	3,774.2
第1・十分位数	3,146.0	2,943.8	2,967.2	2,554.8	2,853.6	4,733.0	3,389.9	4,757.8	3,389.9

平均値	6011.0	5442.1	5285.5	4342.7	5207.0	—	—	—	—
-----	--------	--------	--------	--------	--------	---	---	---	---

注) 分位数…分布の形を示す値

全労働者を賃金の低い者から高いものへと一列に並べて、全労働者の所定の何番目に該当する者の賃金。
 ○第1・十分位数…低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金
 ○第1・四分位数…低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
 ○中位数…低い方(あるいは高い方)から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金
 ○第3・四分位数…高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
 ○第9・十分位数…高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金

【※4】【※1】で算出した「所定内給与」に12を乗じたものに、平成20年賃金構造統計調査における個人票の「昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額」を加えたもの。
 【※5】【※2】で算出した「所定内給与」に12を乗じたものに、それぞれに該当する職員の給料等の額を用いて期末勤勉手当(支給月数4.47月)を計算した額を加えたもの。特例条項による「減額措置」を反映せず。
 【※6】【※3】で算出した「所定内給与」に12を乗じたものに、それぞれに該当する職員の給料等の額を用いて期末勤勉手当(支給月数4.47月)を計算した額を加えたもの。特例条項による「減額措置」を反映せず。

Ⅱ. 「独自給料表の作成」関係資料

- (1) 国家公務員の給与構造改革（平成18年度～）の主な項目 . . . 62
- (2) 給料表の構造その1（特徴など） . . . 63
- (3) 給料表の構造その2（級間の重なり） . . . 64

(1) 国家公務員の給与構造改革(平成 18 年度～)の主な項目

I 地域の民間賃金を反映させるための地域間給与配分の見直し

- ① 全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金水準が最も低い地域に合わせ、平均で 4.8%の引下げを実施
- ② 民間賃金が高い地域に勤務する職員を対象として、3%から最大 18%までの地域手当を新設
- ③ 広域にわたる異動を行う職員を対象に、広域異動手当を新設

II 職務・職責に応じた俸給構造への転換

- ・ 中高年齢層の俸給水準の引下げ幅を 7%程度にすることなどにより、給与カーブをフラット化
- ・ 俸給表の職務の級と役職段階との関係を再整理し、職務の級を統合、新設

III 勤務実績の給与への反映の推進

- ・ 従前の俸給表の号棒を 4 分割することにより、弾力的な昇給幅を確保した上で、勤務実績に基づくいわゆる査定昇給に一本化
- ・ ボーナス(勤勉手当)についても、支給額に勤務実績をより反映し得るよう、「優秀」以上の成績区分の人員分布を拡大

※大阪府も同様に改革

「給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント(20.8 人事院)」から抜粋

(2) 給料表の構造その1 (特徴など)

行政職給料表の例											
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	円 135,600	円 185,800	円 222,900	円 262,300	円 289,700	円 321,100	円 367,200	円 414,800	円 468,700	円 534,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	(最高号給)
49									549,800		
53									(最高号給)		
61									489,000	(最高号給)	
81								460,300	(最高号給)		
93		244,100				408,900	428,500	(最高号給)			
97		(最高号給)			393,700	(最高号給)					
113			357,200		(最高号給)						
125			309,900		(最高号給)						
再任用職員		186,800	236,800	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200

※その他、公安職、教育職、医療職など全10種類の給料表を条例により定めている。

■ 給料表の構造

- 表頭「職務の級」と表側「号給」とで構成。これらの組合せにより、職員の基本給額を決定。
- 職務の複雑、困難及び責任の度を「職務の級」に分類（「級別標準職務表」）。
- 同一の「職務の級」を「号給」に細分化し、職務の習熟を給与に反映。

◆ 級別標準職務表(行政職給料表の場合の概要)

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
		副主査							部長級	組織条例の部の長、会計管理者等
主事・技師		主査級		課長補佐級		課長級	次長級			

■ 給料表の運用

- 今よりも上位の「職務の級」に異動することが「昇格」、同じ「職務の級」の中で、上位の「号給」に異動することが「昇給」。
- 昇格後の号給は、昇格前の号給に応じてあらかじめ規則で規定。（「昇格時号給対応表」）
- 昇給号給数は、良好な成績で勤務した職員を4号給とすることを標準に決定。

【給料表の課題】

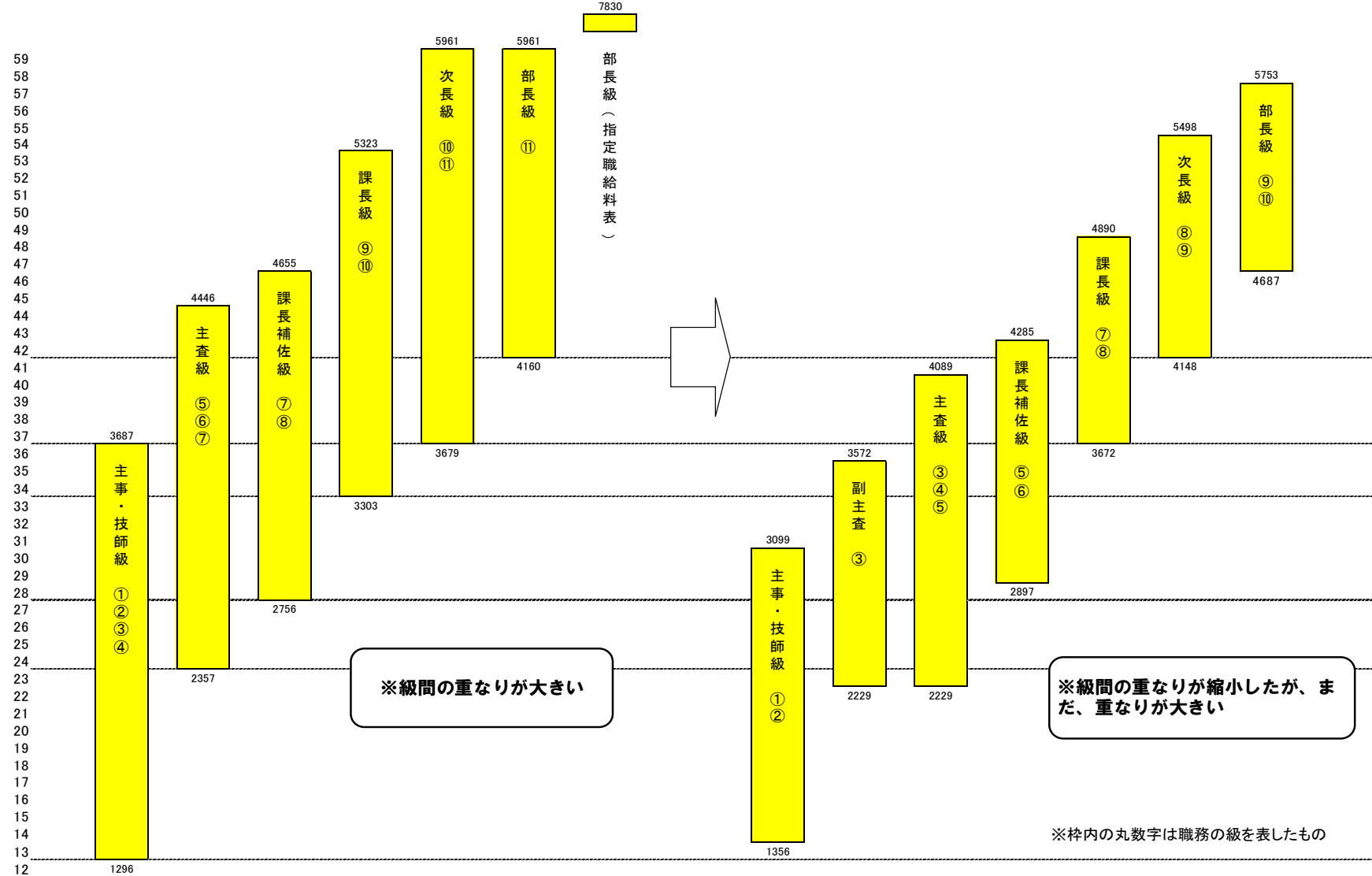
- 給与制度そのものを含め、複雑でわかり難い。
- 上位の「職務の級」と下位の「職務の級」との金額の重なりが比較的大きい。
- 同一の「職務の級」に複数の役職段階が混在し、一つの役職段階が複数の「職務の級」にまたがっており理解され難い。など

(3) 給料表の構造その2(級間の重なり)

万円

平成17年 給与構造改革前の行政職給料表(11級制)

平成21年 給与構造改革後の行政職給料表(10級制)



※級間の重なりが大きい

※級間の重なりが縮小したが、まだ、重なりが大きい

※枠内の丸数字は職務の級を表したものの